東海税理士会小牧支部研修会

令和４年６月９日（木）
あさひホール　ラピオ５階

令和４年度改正税法

13：30～14：00

1　法人税関係（約 30 分）
小牧税務署　　法人課税第一部門　三輪調査官

（休憩）14：00～14：10（10 分）

14：10～14：50

2　所得税関係（約 40 分）
小牧税務署　　個人課税第一部門　山田上席調査官

（休憩）14：50～15：00（10 分）

15：00～16：00

3　資産税関係（約 60 分）
小牧税務署　　資産課税第一部門　青田上席調査官

☆研修終了後、アンケートのご記入をお願いいたします。

様式２－１

税務署・国税局

（法人税）

研修会等についてのアンケート【04.6.9】

今後開催する各種研修会・説明会の内容をより充実させるため、お手数ですが、以下のアンケートについて、皆様方のご意見をお聞かせください。

１　次の各項目について、該当する番号を○印で囲んでください。
（複数の研修項目がある場合は、研修全体を通じてのご感想をご回答願います。）

項　目	良　い	やや良い	どちらともいえない	やや悪い	悪　い
全体的な印象	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
研修のテーマ	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
説明の分かりやすさ	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
内容の有用度	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
資料の充実度	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	

２　上記のほか、研修会等についてのご意見、ご要望等がございましたら、お寄せください。

＜ご協力ありがとうございました。＞

様式２－１

税務署・国税局

（所得税）

研修会等についてのアンケート【04.6.9】

今後開催する各種研修会・説明会の内容をより充実させるため、お手数ですが、以下のアンケートについて、皆様方のご意見をお聞かせください。

１　次の各項目について、該当する番号を○印で囲んでください。
（複数の研修項目がある場合は、研修全体を通じてのご感想をご回答願います。）

項　　目	良　い	やや良い	どちらともいえない	やや悪い	悪　い
全体的な印象	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
研修のテーマ	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
説明の分かりやすさ	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
内容の有用度	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
資料の充実度	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	

２　上記のほか、研修会等についてのご意見、ご要望等がございましたら、お寄せください。

＜ご協力ありがとうございました。＞

様式２－１

税務署・国税局

（資産税）

研修会等についてのアンケート【04.6.9】

今後開催する各種研修会・説明会の内容をより充実させるため、お手数ですが、以下のアンケートについて、皆様方のご意見をお聞かせください。

１　次の各項目について、該当する番号を○印で囲んでください。
（複数の研修項目がある場合は、研修全体を通じてのご感想をご回答願います。）

項　目	良　い	やや良い	どちらともいえない	やや悪い	悪　い
全体的な印象	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
研修のテーマ	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
説明の分かりやすさ	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
内容の有用度	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
資料の充実度	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	

２　上記のほか、研修会等についてのご意見、ご要望等がございましたら、お寄せください。

＜ご協力ありがとうございました。＞

資　料

目　　次

１．令和４年度税制改正の概要

⑴　大綱の概要　・・・

⑼　令和２年旧法の改正・・・

１．令和４年度税制改正の概要

令和４年度税制改正の大綱の概要

（令和３年 12 月 24 日 閣議決定）

成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずる。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直す。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置を講ずる。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

個人所得課税

○ 住宅ローン控除制度の見直し

・住宅ローン控除の適用期限を４年延長し、令和７年末までの入居者を対象とするとともに、カーボンニュートラルの実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額の上乗せを行う。

・控除率を 0.7%とするとともに、所得要件を 2,000 万円とする。

・新築住宅等について控除期間を 13 年とするほか、令和５年以前に建築確認を受けた新築住宅について、合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り、40 ㎡以上の住宅を控除対象とする。

資産課税

○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

・格差の固定化防止等の観点を踏まえ、限度額を見直した上で、適用期限を２年延長する。

○ 登録免許税におけるキャッシュレス納付制度の創設

・登録免許税をクレジットカード等により納付することを可能とする制度を創設する。

○ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

・土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、令和４年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の 2.5%（現行：５%）とする。

法人課税

○ 積極的な賃上げ等を促すための措置

－ 大企業等

・令和５年度末を期限として、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が３％以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額の 15%の税額控除を行うとともに、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が４％以上である場合には、税額控除率に 10%を加算し、教育訓練費の対前年度増加割合が 20%以上である場合には、税額控除率に５％を加算する措置を講ずる。

・令和５年度末を期限として、法人事業税付加価値割において、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が３％以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額を付加価値額から控除する措置を講ずる。

・一定規模以上の大企業に対しては、給与の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等を公表していることを要件とする。

－ 中小企業

・雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が 1.5%以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額の 15%の税額控除を行うとともに、税額控除の上乗せ措置として、雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が 2.5%以上である場合には、税額控除率に 15%を加算し、教育訓練費の対前年度増加割合が 10%以上である場合には、税額控除率に 10%を加算する措置を講ずる。

○ オープンイノベーション促進税制の拡充

・出資の対象会社に、設立 10 年以上 15 年未満の売上高に占める研究開発費の割合が 10%以上の赤字会社を追加する等の見直しを行う。

○ ５Ｇ導入促進税制の見直し

・地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、対象設備の要件や税額控除率等の見直しを行う。

○ 大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率の見直し

・外形標準課税対象法人（資本金１億円超の法人）の年 800 万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を 1.0%とする。

○ ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

・導管部門の法的分離の対象となる法人等が行う事業（導管事業を除く。）については収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課することとし、その他の法人が行う事業（導管事業を除く。）については他の一般の事業と同様とする。

消費課税

○ 自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設

・自動車重量税をクレジットカード等により納付することを可能とする制度を創設する。

○ 航空機燃料税の税率の見直し

・航空機燃料税の税率の特例措置について、税率を見直した上で、適用期限を１年延長する。

○ 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止等

・沖縄の復帰に伴う激変緩和措置として設けられた沖縄県産酒類に係る酒税の特例について、復帰 50 年を迎え、酒類製造業界から提言がなされたことなどを踏まえ、沖縄の酒類製造業の自立的発展に向けた施策の一環として、最長 10 年をかけて段階的に廃止する。

納税環境整備

○ 税理士制度の見直し

・税理士は、業務のＩＣＴ化等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定を創設する。

・若年層の税理士試験の受験を容易にし、多様な人材確保を図るため、受験資格要件の緩和を実施する。

○ 記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応

・記帳義務を適正に履行しない納税者への過少申告加算税等の加重措置を整備する。

・証拠書類のない簿外経費についての必要経費・損金不算入措置を創設する。

○ 財産債務調書制度の見直し

・提出期限を後倒しするなど提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適正な課税を確保する観点から、現行の提出義務者に加えて、特に高額な資産保有者については所得基準によらずに本調書の提出義務者とする措置を講ずる。

○ 地方税務手続のデジタル化

・ eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段を拡大する。

関税

○ 暫定税率等の適用期限の延長等

・令和３年度末に適用期限の到来する暫定税率（412 品目）の適用期限を１年延長する等の措置を講ずる。

○ 海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化

・改正商標法及び意匠法の施行に合わせ、海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた模倣品（商標権等侵害物品）を関税法の「輸入してはならない貨物」として規定するとともに、事業性のない輸入者に対する罰則の除外及び侵害物品の認定手続に係る所要の規定の整備を行う。

２．令和４年度税制改正の主な内容

⑴　積極的な賃上げ等を促すための措置

令和4年度税制改正大綱（抜粋）

令和３年１２月１０日
自　由　民　主　党
公　　明　　党

１．成長と分配の好循環の実現

（１）積極的な賃上げ等を促すための措置

「成長と分配の好循環」の実現に向けて、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを促すとともに、株主だけでなく従業員、取引先などの多様なステークホルダーへの還元を後押しする観点から、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化する。

具体的には、継続雇用者の給与等支給額及び教育訓練費を増加させた企業に対し、給与等支給額の増加額の最大30％を控除する措置を設ける。その際、資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対しては、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言することを要件とする。中小企業については、賃上げを高い水準で行うとともに、教育訓練費を増加させた場合に、給与等支給額の増加額の最大40％を控除する措置を設ける。

賃上げに係る税制措置としては過去最高水準の税額控除率となるこの税制も活用しつつ、企業が基本給を含む賃上げや人的資本の拡充、下請け先との取引適正化をはじめとする多様なステークホルダーへの還元に着実に取り組み、「成長と分配の好循環」が早期に起動することを期待するとともに、取組みの結果やこの税制がもたらす効果を注視していく。

あわせて、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も特に消極的な企業に対し、租税特別措置の適用を停止する措置を強化する。

「新しい資本主義実現会議」緊急提言[令和３年11月8日]（抜粋）

Ⅰ．新しい資本主義の起動に向けた考え方

現在、世界各国において、持続可能性や「人」を重視し、新たな投資や成長につなげる、新しい資本主義の構築を目指す動きが進んでおり、我が国が持続可能性や人的資本を重視するこの動きを先導することを目指す。

具体的には、1980年代以降、短期の株主価値重視の傾向が強まり、中間層の伸び悩みや格差の拡大、下請企業へのしわ寄せ、自然環境等への悪影響が生じており、政府、民間企業、大学等、地域社会、国民・生活者が課題解決に向け、それぞれの役割を果たしていく必要がある。民間企業において人的資本など未来への投資を強化することで、中長期的に稼ぐ力を高め、その収益を賃上げ等の分配や更なる未来投資へ循環させることで持続的な成長を実現する。そして、現場で働く従業員や下請企業も含めて、広く関係者の幸せにつながる、多様なステークホルダーを重視した、持続可能な資本主義を構築していく。市場機能の活用により経済成長を実現することを基本としつつ、不十分な部分については政府が適切に補完することを通じて、官民が連携し、新しい時代の経済を創る必要がある。

Ⅲ．分配戦略　～　安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化

１．民間部門における中長期も含めた分配強化に向けた支援

（３）労働分配率向上に向けて賃上げを行う企業に対する税制支援の強化

労働分配率の向上に向けて、賃上げに積極的な企業への税制措置について、

- 新規雇用者ではなく、継続雇用者の一人当たり給与の増加を要件とすること、
- 非正規雇用を含めて全雇用者の給与総額の増加を対象とすること、
- 賃上げに積極的な企業に対する税額控除の率を引き上げること、

など、制度を抜本的に強化することを検討し、本年末の来年度税制改正において結論を得る。

2022年春闘に向けた賃上げ期待の表明について

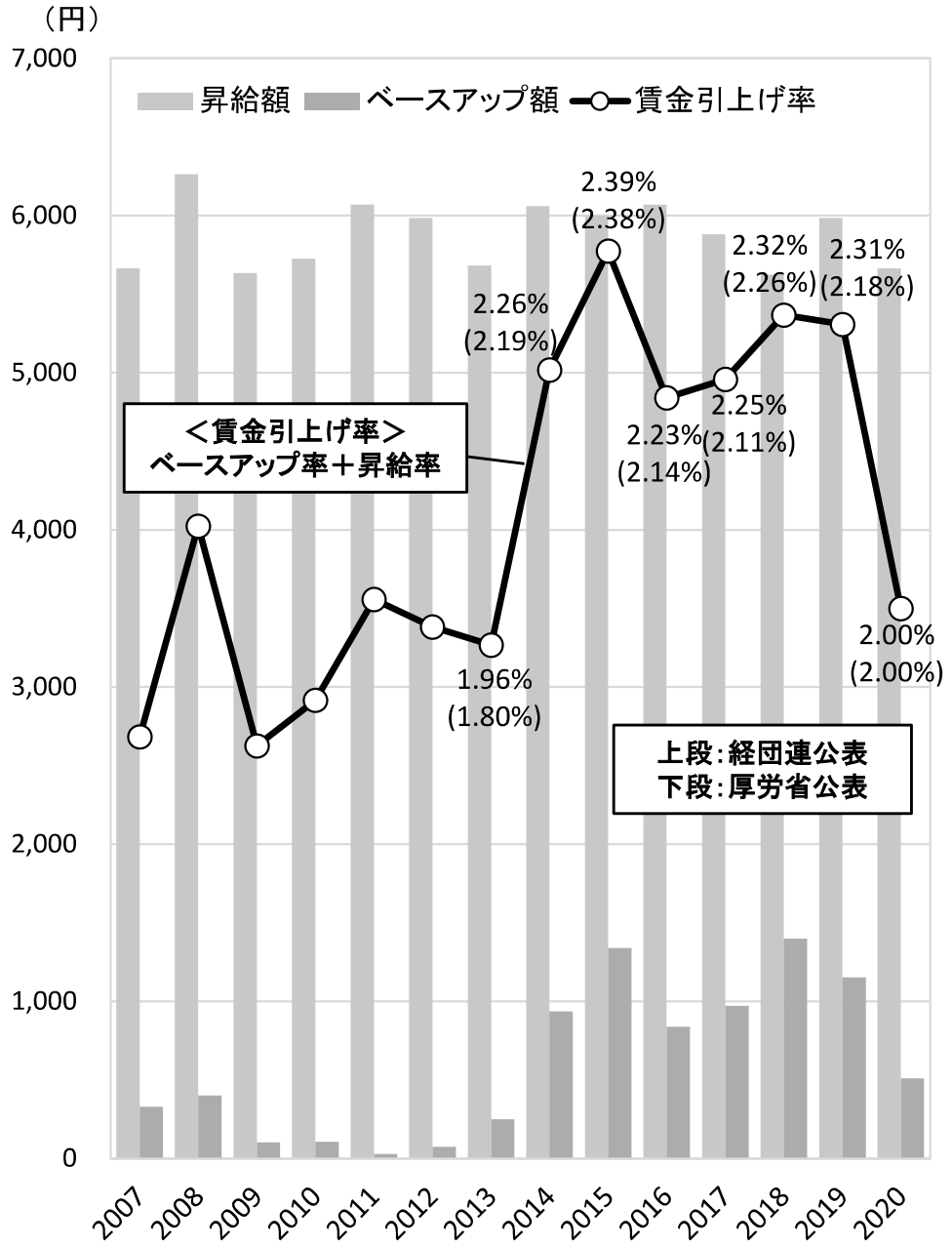
第3回「新しい資本主義実現会議」
岸田総理発言
（令和3年11月26日）（抜粋）

○　民間側においても、来年の春闘において、業績がコロナ前の水準に回復した企業について、新しい資本主義の起動にふさわしい、3%を超える賃上げを期待しています。

（中略）

○　経団連におかれましては、来年の春闘においては、2019年2.18%、2020年2.0%、2021年1.86%と低下する賃上げの水準を、思い切って一気に反転させ、新しい資本主義の時代にふさわしい賃上げが実現することを期待いたします。

＜昇給・ベースアップの状況＞



賃上げ促進税制

○　現行制度を抜本的に見直し、積極的な賃上げを促す観点から、継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた企業に対して、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30%を税額控除できる制度とする。（2年間の時限措置）その際、一定規模以上の大企業に対しては、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言していることを要件とする。

○　賃上げや人材投資（教育訓練費）に積極的な企業に対しては、税額控除率を上乗せする。

		≪改　正　前≫ ※人材確保等促進税制		≪改　正　後≫	
【適用要件】					
■給与総額の増加率		新規雇用者の給与総額：対前年度増加率2%以上		継続雇用者の給与総額：対前年度増加率3%以上	
■マルチステークホルダーへの配慮 ※1				従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること	
【税額控除】		**〔控除率最大20%〕**		**〔控除率最大30%〕**	
■控除率を乗ずる対象		新規雇用者の給与総額		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	
■控除率	基本	15%		15%	
	上乗せ（賃上げ）			＋10%	継続雇用者の給与総額：対前年度増加率4%以上
	上乗せ（教育訓練費）	＋5%	教育訓練費の対前年度増加率20%以上 ※2	＋5% ※3	教育訓練費の対前年度増加率20%以上
■控除上限額		当期の法人税額×20%		（変更なし）	

※1　資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1，000人以上の大企業に対する要件とし、自社のウェブサイトに宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出。

※2　確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（**改正後：明細書の保存**）が必要

※3　控除率10%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計20%

○岸田内閣総理大臣 所信表明演説（第205回国会、令和3年10月8日）（抜粋）

三　第二の政策　新しい資本主義の実現

（略）

企業が、長期的な視点に立って、株主だけではなく、従業員も、取引先も恩恵を受けられる「三方良し」の経営を行うことが重要です。非財務情報開示の充実、四半期開示の見直しなど、そのための環境整備を進めます。

○コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～

（令和3年6月11日改訂、東京証券取引所）（抜粋）

【基本原則２】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。（以下略）

＜考え方＞

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、**自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠**であることを十分に認識すべきである。

また、「持続可能な開発目標」（SDGs）が国連サミットで採択され、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同機関数が増加するなど、**中長期的な企業価値の向上に向け、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）が重要**な経営課題であるとの意識が高まっている。こうした中、我が国企業においては、**サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要**である。

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、**社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するもの**である。

マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みの宣言
（マルチステークホルダー経営宣言）

○　マルチステークホルダー経営宣言とは、従業員や取引先をはじめとする様々なステークホルダーに対し、どのような配慮を行うかの宣言をいう。

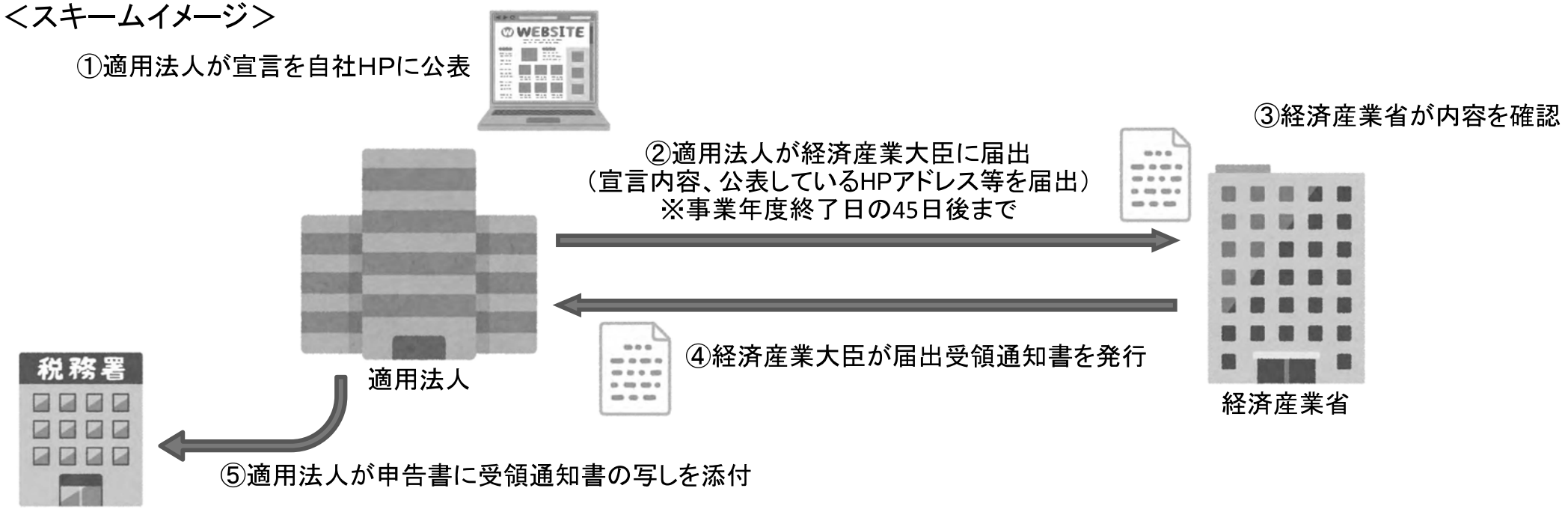
○　具体的には、

⑴　給与等の支給額の引上げ及び教育訓練等の実施の方針

⑵　下請事業者その他のと取引先の適切な関係の構築の方針

のほか、その他事業上の関係者との関係の方針を定めているときは、その内容を、自ら宣言する。

＜スキームイメージ＞



様式第一

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

１．　従業員への還元（必須記載）

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、人材投資を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

（個別項目）

具体的には、賃金の引上げについて〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に取り組むとともに、人材投資について〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に取り組んでまいります。

２．　取引先への配慮（必須記載）

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

・　パートナーシップ構築宣言の登録日
　【〇年〇月〇日】
・　パートナーシップ構築宣言のＵＲＬ
　【https://www.biz-partnership.jp/declaration/〇〇〇〇.pdf】

３．その他のステークホルダーに関する取組（任意記載）

当社は、〇〇に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和　年　月　日

法人名　　役職・氏名（代表権を有する者）

記載要領（全て削除して使用のこと）

1. 「柱書」は、記載の文章を参考にしつつ、統合報告書や企業行動指針等における記載を引用・活用することで、可能な限り、新たに文章を追加するなど自社の方針・取組に応じた記載とすること。ただし、下線を付した用語は必ず盛り込むこと（公表時には下線は削除）。
2. 「１．従業員への還元（必須記載）」は、前段については、記載の文章を参考にしつつ、統合報告書や企業行動指針等における記載を引用・活用することで、可能な限り、自社の方針・取組に応じた記載とすること。ただし、下線を付した用語を必ず盛り込むこと（公表時には下線は削除）。後段の個別項目については、「賃金の引上げ」及び「人材投資」の項目について、必ず、自社の取組内容を具体的に記載した文章を追加すること。
3. 「２．取引先への配慮（必須記載）」は、パートナーシップ構築宣言の登録日とＵＲＬを記載すること。
4. 「３．その他のステークホルダーに関する取組（任意記載）」は、その他のステークホルダーに関する取組などがあれば、統合報告書や企業行動指針等における記載を引用・活用することで、可能な限り、自社の取組内容を具体的に記載した文章を記載すること。
5. 日付は、マルチステークホルダー方針の公表日を記載すること。

備考（全て削除して使用のこと）

1. この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2. 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第二

「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項の届出書

経済産業大臣　　殿

令和　年　月　日

経済産業省告示第●号第●条第●項に基づき、「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項について、下記のとおり届け出ます。

届出者（氏名又は名称及び代表者の氏名）

住　　所

１．届出者に係る情報

法人名	
代表者氏名	
住所	

２．税制の適用に係る情報

税制の適用を 受けようとする事業年度	令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度

３．「マルチステークホルダー方針」の公表に係る情報

公表日	令和　年　月　日
公表ＵＲＬ	http://www.～

備考（全て削除して使用のこと）

1.　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2.　文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第三

経　済　産　業　省

文　書　番　号
令和　年　月　日

殿

経済産業大臣

「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項の届出書／変更届出書の受理（通知）

年　月　日付をもって届出がありました上記の件については、経済産業省告示第●号第●条第●項に基づき、下記のとおり届出書／変更届出書を受理したので、通知します。

１．届出者に係る情報

法人名	
代表者氏名	
住所	

２．税制の適用に係る情報

税制の適用を 受けようとする事業年度	令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度

備考（全て削除して使用のこと）

1.　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2.　文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

中小企業における賃上げ促進税制

○　中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大40%に大胆に引き上げた上で、適用期限を1年延長（令和6年3月31日）する。

		≪改　正　前≫ ※所得拡大促進税制		≪改　正　後≫	
【適用要件】					
■給与総額の増加率		雇用者全体の給与総額：対前年度増加率1.5%以上		→（変更なし）	
【税額控除】		〔控除率最大25%〕		〔控除率最大40%〕	
■控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額		→（変更なし）	
■控除率	基本	15%		15%	
	上乗せ（賃上げ）	＋10%	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上	＋15%	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上
	上乗せ（教育訓練費）		かつ 教育訓練費増加等の要件※1の充足	＋10%※2	教育訓練費の対前年度増加率10%以上
■控除上限額		当期の法人税額×20%		→（変更なし）	

※1　教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上

➡ 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（**改正後：明細書の保存**）が必要

② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明（**改正後：廃止**）

※2　控除率15%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計25%

これまでの賃上げ税制等の概要

大企業向け（人材確保等促進税制）

【適用要件】

- **新規雇用者の給与総額**
 :対前年度比2%以上増

【税額控除】

- **新規雇用者の給与総額の15%の税額控除**

H25	H29	H30	R3
・給与総額 24年度比増 →	→	継続雇用者 給与総額 前年度比3%増	新規雇用者 給与総額 前年度比2%増
・平均給与 前年度以上増	・平均給与 前年度比 2%増		

一人当たり賃金の引上げに着目

コロナ禍で雇用確保を重視

一時金を含む

当期と前期で毎月給与の支給がある雇用者

（注１）当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の１．２倍以上である場合には、控除率を５％上乗せ（→合計２０％）

（注２）雇用者全体の給与総額の対前年度増加額を上限

中小企業向け（所得拡大促進税制）

【適用要件】

- **雇用者全体の給与総額**
 :対前年度比1．5%以上増

【税額控除】

- **雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の15%の税額控除**

H25	H30	R3
・給与総額 24年度比増 ・平均給与 前年度以上増	継続雇用者 給与総額 前年度比 1.5%増	給与総額 前年度比 1.5%増

一人当たり賃金の引上げに着目

コロナ禍で雇用確保を重視

一時金を含む

当期と前期で毎月給与の支給がある雇用者

（注１）　雇用者全体の給与総額の対前年度比が２．５％以上増であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を１０％上乗せ（→合計２５％）

（注２）　教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

①　当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の１．１倍以上

②　中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明

特定税額控除規定の不適用措置の見直し

大企業が、以下に該当する場合※1には、研究開発税制その他一定の税額控除（特定税額控除※2）の規定を適用しない。（適用期限：令和6年3月31日）

（改 正 前）

所得金額が前年度の所得金額を超える場合

① 給与：継続雇用者の給与総額が前年度の継続雇用者の給与総額以下の場合

かつ

② 投資：国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金額以下の場合

（改 正 後）

前期黒字・当期所得増の一定規模以上の大企業の場合

以下のいずれにも該当する場合

❶ 資本金の額等が１０億円以上、かつ、常時使用従業員数が１，０００人以上の場合

❷ 前年度の所得金額が０を超える（黒字）場合

❸ 所得金額が前年度の所得金額を超える場合

① 給与：継続雇用者の給与総額の対前年度増加割合が１%未満であること
※令和４年度については、０．５%未満

かつ

② 投資：同左

※１　設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であって、所得金額が前年度の所得金額以下である場合を除く。

※２　特定税額控除：次の制度の税額控除
①研究開発税制、②地域未来投資促進税制、③５Ｇ導入促進税制、④デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、⑤カーボンニュートラル投資促進税制

令和4年度税制改正大綱（抜粋）

令和３年１２月１０日
自　由　民　主　党
公　　明　　党

（３）未来への投資等に向けた経済界への期待

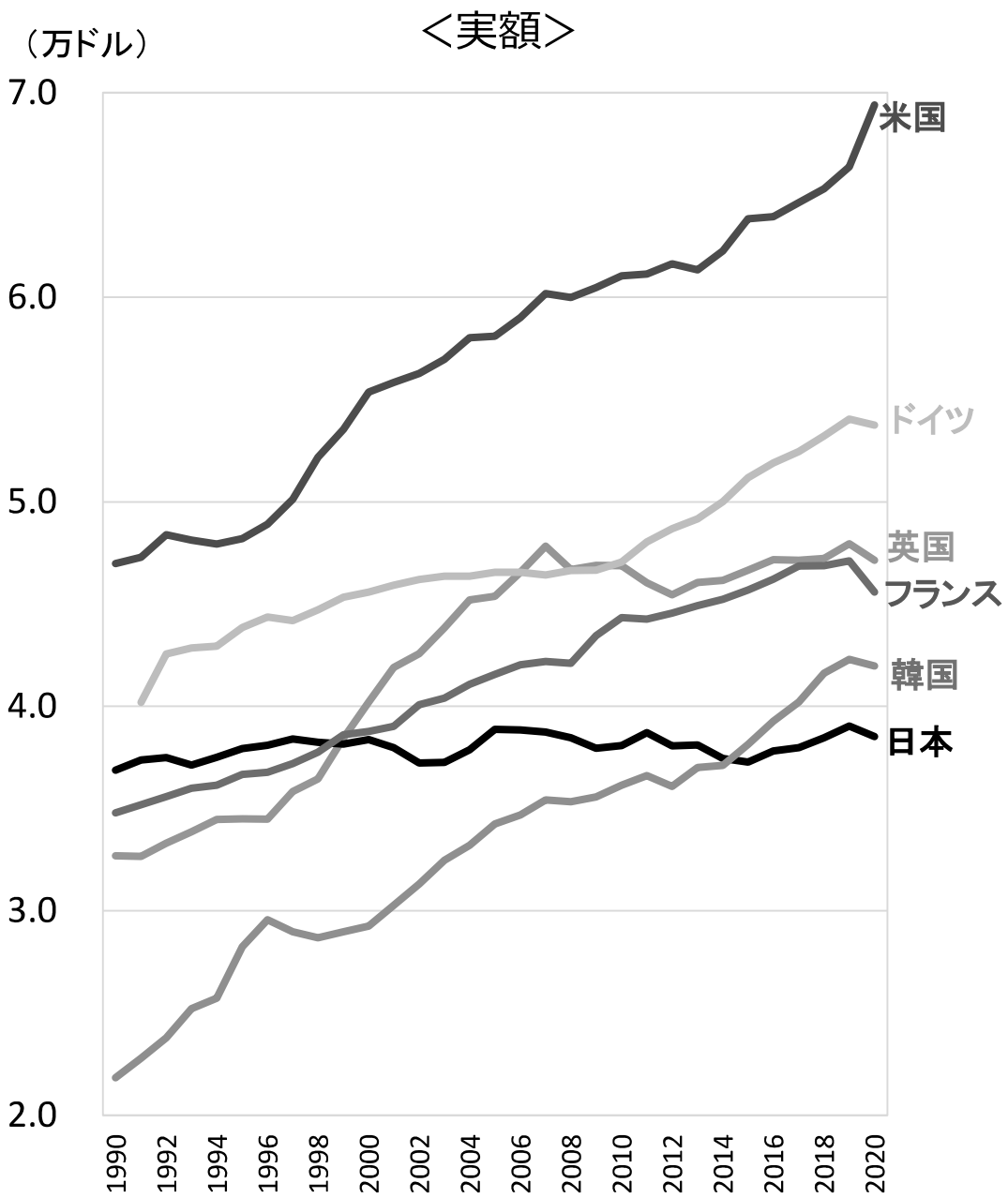
令和４年度税制改正においては、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、オープンイノベーション税制も拡充するなど、「成長と分配の好循環」を早期に起動させるために、思い切った税制措置を講じている。歳出面においても、科学技術の振興等を目的として、大胆な措置が講じられているところである。こうした取組みの趣旨を踏まえ、経済界に対しては、「成長と分配の好循環」の実現と、ひいては「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、より積極的に役割を果たすよう求めたい。

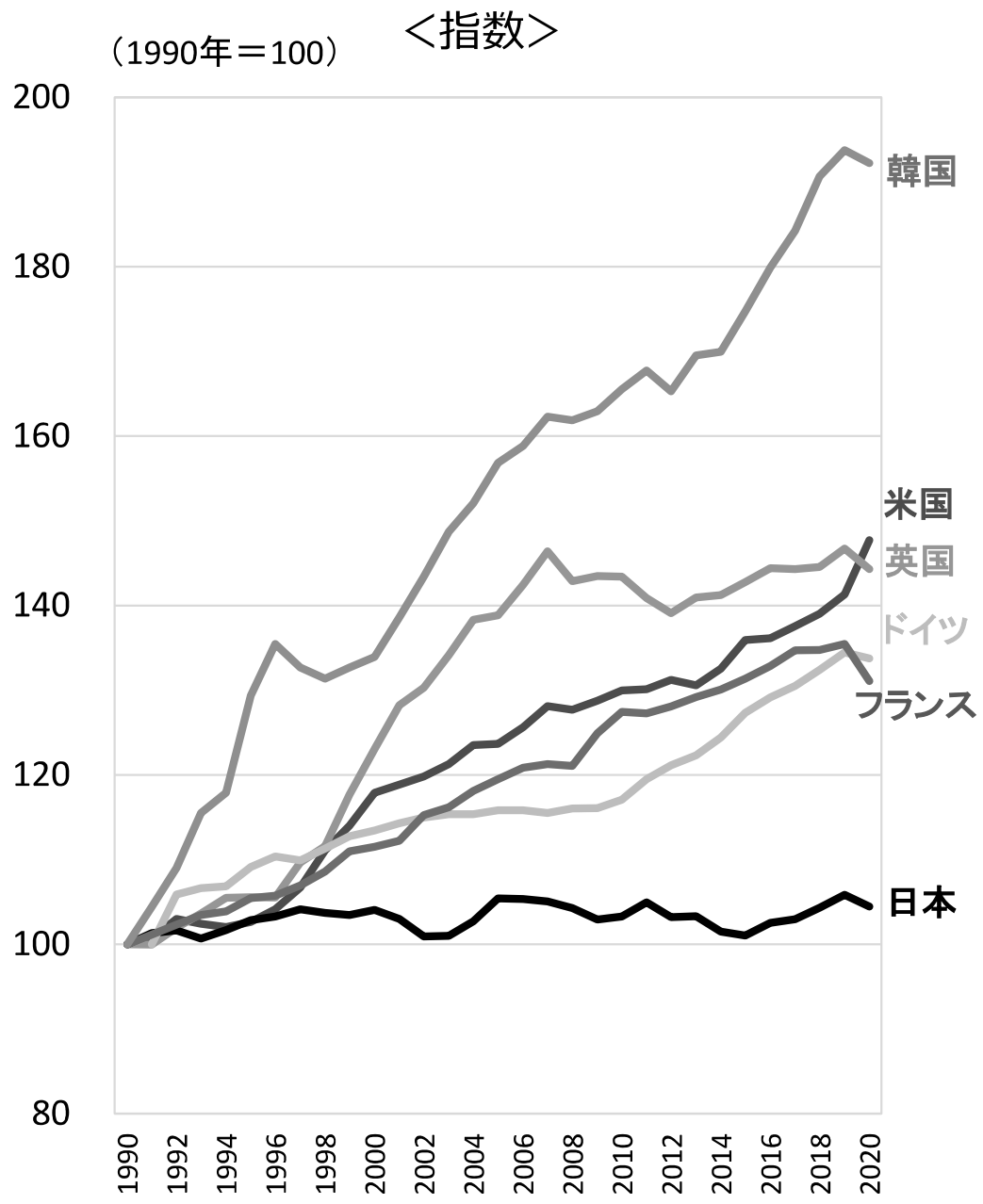
近年、企業の前向きな投資や賃上げを促す観点から、法人実効税率の引下げをはじめとする様々な税制上の取組みを行ってきた。しかしながら、わが国の賃金水準は、実質的に見て30年以上にわたりほぼ横ばいの状態にあり、その伸び率は他の先進国に比して低迷している。人的資本や無形資産への投資の規模や、設備の経過年齢を見ても、主要国に見劣りする水準にある。その一方で、株主還元や内部留保は増加を続けており、コロナ禍を受けてもその傾向は変わっていない。企業がイノベーションよりも経費削減や値下げに競争力の源泉を求め続けた結果、経済全体としては縮小均衡が生じてしまってきた。そのような企業行動の変容をもたらすべく、コーポレートガバナンスの強化や様々な分野における規制改革等と並んで取り組んできた近年の累次の法人税改革も、意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。

「成長と分配の好循環」は、企業が果敢に事業の革新に取り組み、付加価値の高い製品・サービスを生み出すことでマークアップ率を高めるとともに、その利益を元に次なる投資を行いつつ、株主だけでなく従業員、取引先、地域社会などの多様なステークホルダーに継続的に還元し、企業収益の更なる増加につなげていくことで実現する。「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、デジタルトランスフォーメーションや脱炭素化、「人」への投資などへの取組みがより一層重要となる中、他の先進国との間に生じてきた所得や競争力の差を縮小するためにも、企業においては、リスク回避や横並びの意識を排してアニマルスピリッツを取り戻し、イノベーションに挑戦することが期待される。政府においても、個々の企業が担うことは難しい研究開発支援や、非正規労働者やフリーランスを含めた社会全体の人的資本拡充など、企業が未来への投資に踏み切るに当たり必要となる環境の整備が、これまで以上に求められる。

このような認識の下、来年以降、経済界の取組状況等も見極めつつ、積極的に未来への投資に取り組む企業に対しては真に有効な支援を行うとともに、十分な投資余力があるにもかかわらず活用されていない場合に、企業の行動変容を促すためにどのような対応を講ずるべきかといった視点からも、幅広く検討を行う。

平均賃金の国際比較

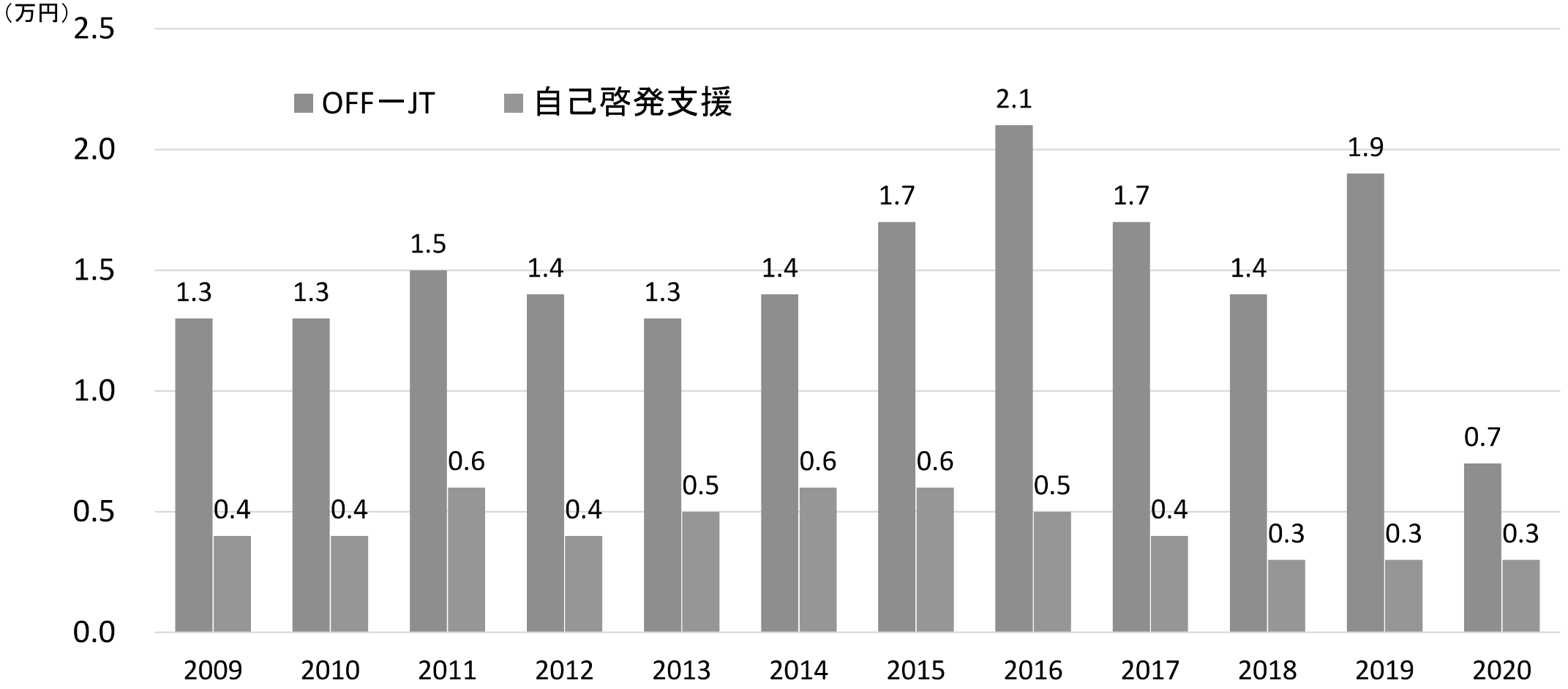




（出典）OECD database
（注）購買力平価実績ベース。ドイツのみ1991年以降の数値。指数はドイツのみ1991年＝100。

企業の年間教育訓練費支出額（労働者一人当たり）

○ OFF-JT支出及び自己啓発支援支出ともに、大きな変化はみられない。むしろ近年は減少傾向。
○ OFF-JT支出及び自己啓発支援支出ともに行っていない企業も一定程度存在する。



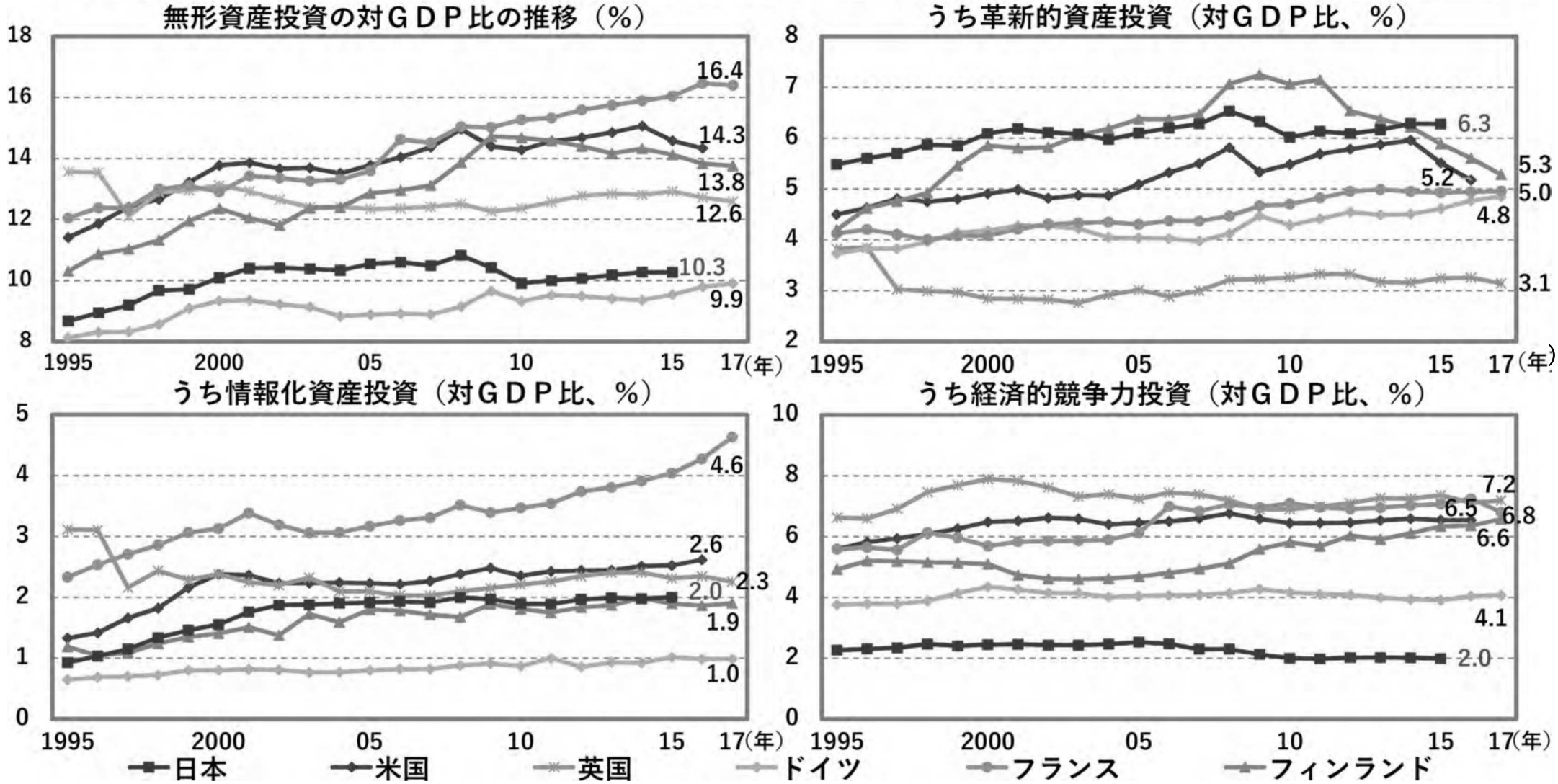
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
OFF-JT支出企業割合	50.1%	51.7%	49.6%	52.1%	49.4%	51.3%	53.8%	52.8%	52.9%	52.9%	54.9%	45.3%
自己啓発支援支出企業割合	26.4%	27.2%	25.6%	26.9%	26.0%	25.5%	26.3%	27.6%	26.7%	27.8%	28.2%	24.6%
両費用支出企業割合										23.1%	25.0%	20.2%
支出なし企業割合										41.9%	41.6%	50.1%

（出典）厚生労働省「能力開発基本調査」
※OFF－JT：業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいう。
※自己啓発：労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう。

無形資産投資の推移

○ 我が国の無形資産投資は伸び悩んでおり、特に経済的競争力投資は低水準で推移。

無形資産投資とは、知識・技術や人的資本などの「見えない資産」への投資。革新的資産投資（研究開発投資等）、情報化資産投資（ソフトウェア投資等）、経済的競争力投資（人材投資、経営組織改革投資等）に大別される。



（注）日本のデータはJIP2018プロジェクトの一環として宮川教授・外木准教授・滝澤教授で作成。日本以外のデータはINTAN-Investにより作成。日本以外のデータは不動産・公務・教育・医療・家内工業を除いた数値。
国民経済計算における民間企業設備投資では、上記の無形資産のうち、研究開発、コンピューターソフトウェア、鉱物探査・評価、娯楽作品原本が対象。

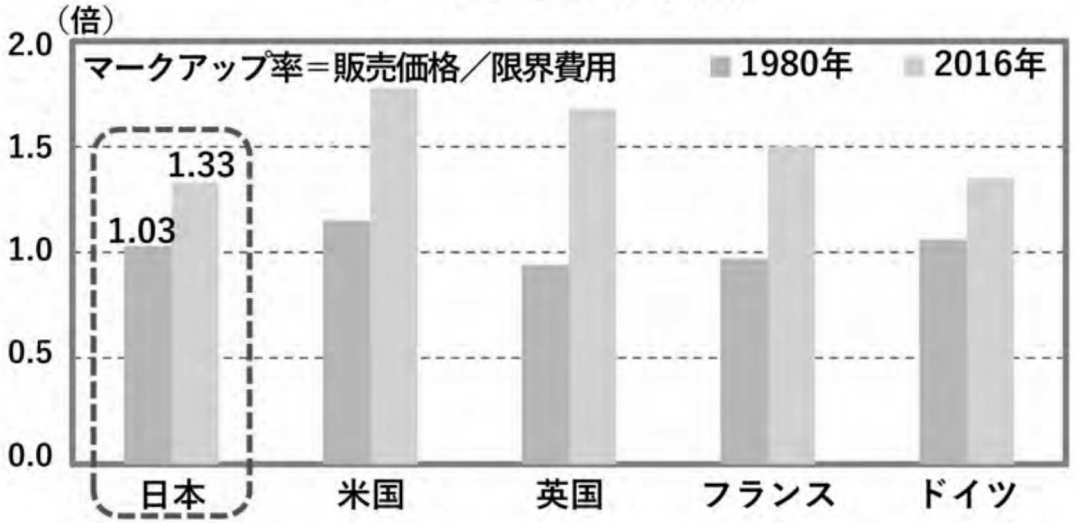
（出所）内閣府「選択する未来2.0 参考資料」（2021年６月４日）

企業の現状

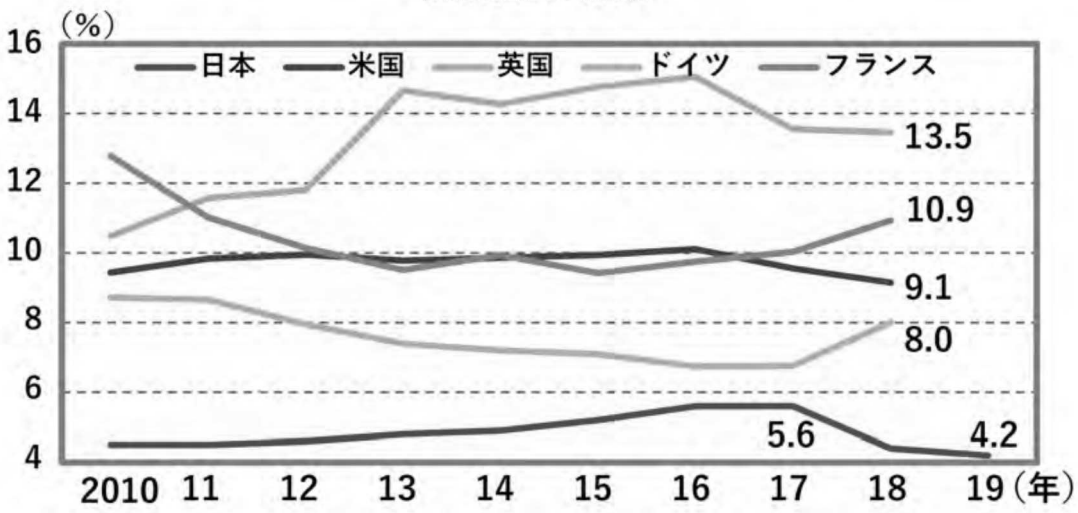
第１回新しい資本主義実現会議
（令和3年10月26日）配布資料

我が国企業のマークアップ率は、低い。
開業率や大学発ベンチャーの活動も、ＩＴ企業が大きく成長する米国と比べ、低い水準。

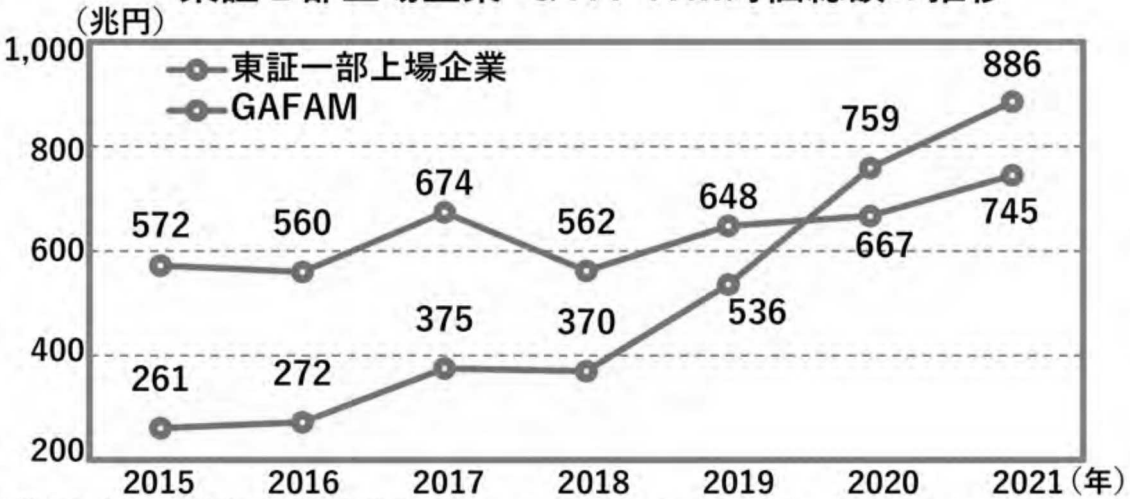
マークアップ率の推移



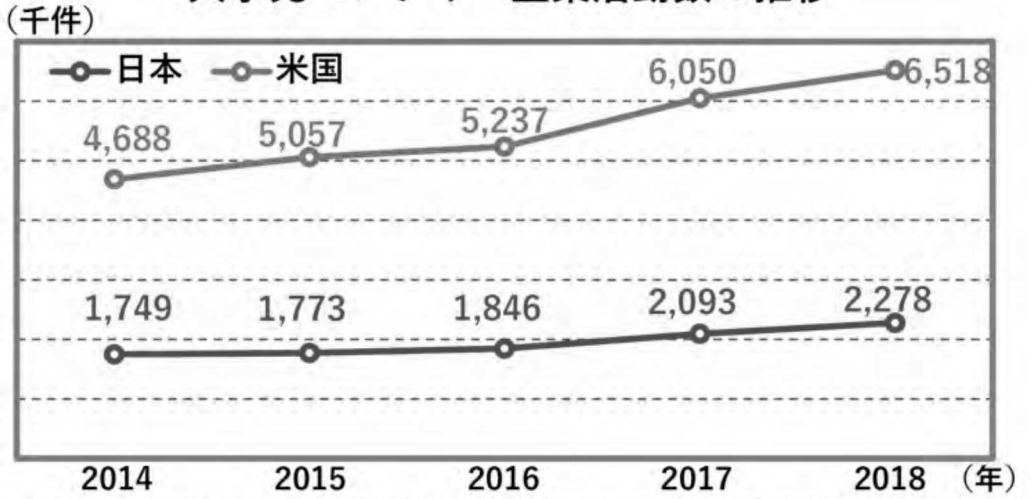
開業率の推移



東証１部上場企業・ＧＡＦＡＭ時価総額の推移



大学発ベンチャー企業活動数の推移



（備考）経済産業省「中小企業白書」、「大学発ベンチャーデータベース」、日本取引所グループ・Bloomberg、日本政策金融公庫総合研究所「2020年度新規開業実態調査」（2020年11月19日）、ＡＵＴＭ「ＡＵＴＭ 2018 Licensing Activity Survey」により作成。左上図は、Jan De Loecker and Jan Eeckhout(2018)「Global Market Power」により中小企業庁作成。左下図の2021年は９月末時点の値。ＧＡＦＡＭは、Google（Alphabet）・Apple・Facebook・Amazon・Microsoft。

⑵　オープンイノベーション促進税制の拡充

令和4年度税制改正大綱（抜粋）

令和３年１２月１０日
自　由　民　主　党
公　　明　　党

（２）オープンイノベーション促進税制の拡充

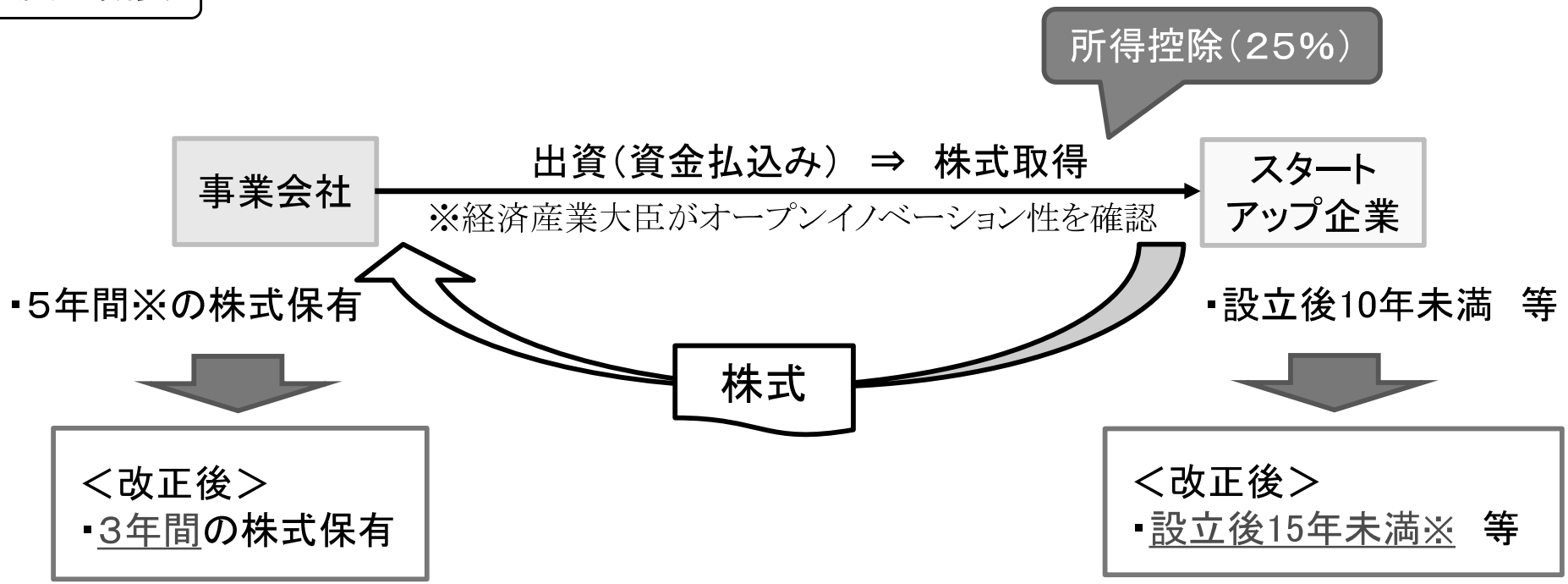
スタートアップを徹底支援するとともに、既存企業の事業革新を促すことにより、企業が生み出す付加価値の向上につなげることも、「成長と分配の好循環」の実現に向けて必要不可欠である。スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進する観点から、資金の払込みによる出資の一定額の所得控除を認めるという極めて異例の措置であるオープンイノベーション税制について、対象に設立10年以上15年未満の研究開発型スタートアップを追加する等の拡充を行った上で２年間延長する。

オープンイノベーション促進税制の見直し

○　スタートアップ企業と大企業等の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から以下の見直しを実施。

- 対象となる一定のベンチャー企業の要件拡大（設立後10年未満⇒15年未満）
- 制度活用のための株式保有期間の短縮（５年間⇒３年間）

制度の概要



経済産業大臣の証明実績（令和２年７月28日～令和３年10月１日）

証明を受けた出資金額の合計額	証明を受けた投資案件数
約　349億円	118件

（※）証明を受けた出資金額の合計額は、億円未満を四捨五入したもの
（※）経済産業大臣の証明交付実績を示すものであり、事業者が税制上の特例措置を受けたことを示すものではない。
（出所）経済産業省HPから作成

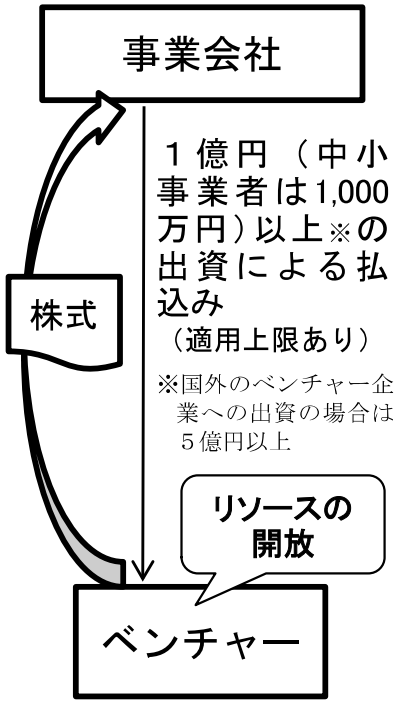
オープンイノベーション促進税制の見直し

○　ベンチャー企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、対象となる一定のベンチャー企業の設立経過年数の要件や特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間等の見直しを行った上で、適用期限を２年間延長（令和６年３月３１日）する。

【適用対象となる一定のベンチャー企業の株式】

○　オープンイノベーション性等の要件を満たすベンチャー企業に対する出資の払込みとして経済産業大臣が証明※したものにより取得した株式。

※　出資後に企業から提出を受けた資料を、経済産業省において確認し、出資した年及び**特定期間**（出資後５年間**【改正後：令和４年４月１日以後に取得した株式については、３年間】**）内、経済産業大臣が証明。



出し手の要件

- ベンチャー企業に直接又はCVCを通じて出資を行う国内の事業会社
- 特定期間中の報告義務

オープンイノベーション性の要件

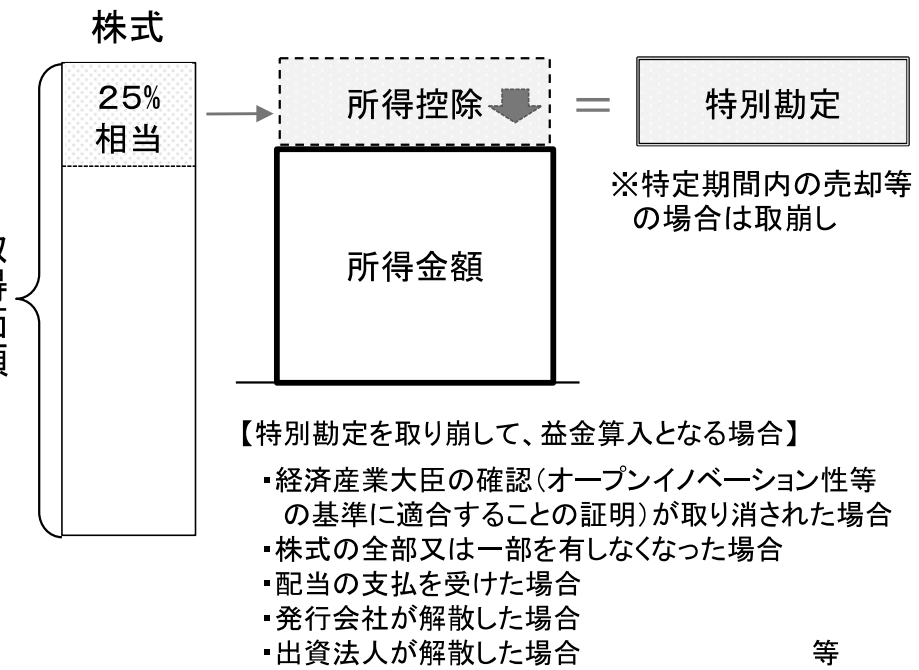
- 革新性：事業会社にとっての革新性
- リソース開放性：ベンチャーの成長への貢献
- ビジネス変革性：事業会社のビジネス変革に寄与する可能性

受け手の要件（ベンチャー企業）

- 設立後10年未満（※）の株式会社（新規設立を除く）
- 非上場企業であること
- 企業グループに属していないこと　等

【改正後】

（※）研究開発費／売上高≧10%で営業損失が生じている会社（研究開発型ベンチャー）　にあっては、設立後15年未満



【特別勘定を取り崩して、益金算入となる場合】

- 経済産業大臣の確認（オープンイノベーション性等の基準に適合することの証明）が取り消された場合
- 株式の全部又は一部を有しなくなった場合
- 配当の支払を受けた場合
- 発行会社が解散した場合
- 出資法人が解散した場合　等

⑶　５Ｇ導入促進税制の見直し

令和4年度税制改正大綱（抜粋）

令和３年１２月１０日
自由民主党
公明党

（４）地方活性化、災害への対応

②　５Ｇ導入促進税制の見直し

デジタル田園都市国家構想実現に向けては、５Ｇ全国ネットワークについて、高度なインフラを都市・地方で一体的に整備しつつ、特に条件不利地域における整備を加速することが重要である。また、企業等の多様な主体が自らシステムを構築するローカル５Ｇについても、社会課題解決や事業革新等に向け、導入を後押しすることが求められている。こうした観点から、５Ｇ導入促進税制について、対象となる設備やインセンティブ等の見直しを行った上で、３年間に期間を限定した上で延長する。

５Ｇ導入促進税制の見直し

○ 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、インセンティブ付けのため税額控除率を段階的に引き下げること等とした上で、適用期限を3年間延長（令和7年3月31日）する。

【制度の概要】

5G法（※）の認定導入事業者が、認定導入計画に従って一定の5G設備の取得等をする場合には、税額控除又は特別償却ができる。

（※）特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

■ **税額控除率・特別償却率**

特例	税額控除								特別償却	
対象事業者	全国キャリア				ローカル5G免許人				全国キャリア ローカル5G免許人	
供用年度	～R3	R4	R5	R6	～R3	R4	R5	R6	～R3	R4～R6
条件不利地域（離島など）	15%	15%	9%	3%	15%	15%	9%	3%	30%	30%
その他の地域		9%	5%	3%						

■ **対象設備** 【要件の見直し（下線部）】

類型	全国5G	ローカル5G	共通要件
設備	無線設備（送受信装置、アンテナ）	無線設備（送受信装置、アンテナ）、通信モジュール、コア設備、光ファイバ	
要件	・Sub6周波数帯の電波を使用する無線設備であって、多素子アンテナを用いるもの（その他の地域において令和4年度・5年度に供用するものに限る）であること ・マルチベンダー構成の無線設備であること ・スタンドアロン方式の無線設備であること	・ローカル5Gシステムの特性を活用した先進的なデジタル化の取組であるもの（ＣＡＴＶのラストワンマイルなどが対象外）	・5G法の認定ベンダーが供給するオープン性等を満たしたもの （※）オープン性（国際アライアンス）、安全性・信頼性、高い供給安定性 ・補助金等の交付を受けていないもの

※全国5Gの無線設備について、子局の開設計画からの前倒し設置分であることとの要件を廃止し、親局（5G高度特定基地局）を追加する。

（参考）条件不利地域について

① 離島（離島振興法第２条第１項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域）

② 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定する奄美群島）

③ 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法第２条第１項の規定により豪雪地帯として指定された地域）

④ 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第２条第１項に規定する辺地）

⑤ 山村（山村振興法第７条第１項の規定により振興山村として指定された地域）

⑥ 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定する小笠原諸島）

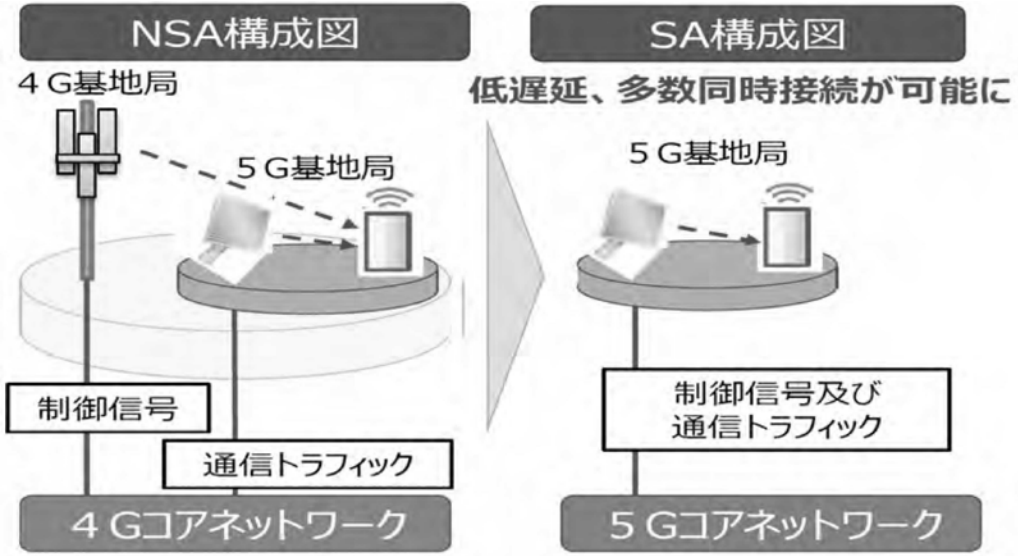
⑦ 半島（半島振興法第２条第１項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域）

⑧ 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第２条第１項に規定する特定農山村地域）

⑨ 沖縄（沖縄振興特別措置法第３条第１号に規定する沖縄）

⑩ 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第２条第１項に規定する過疎地域）

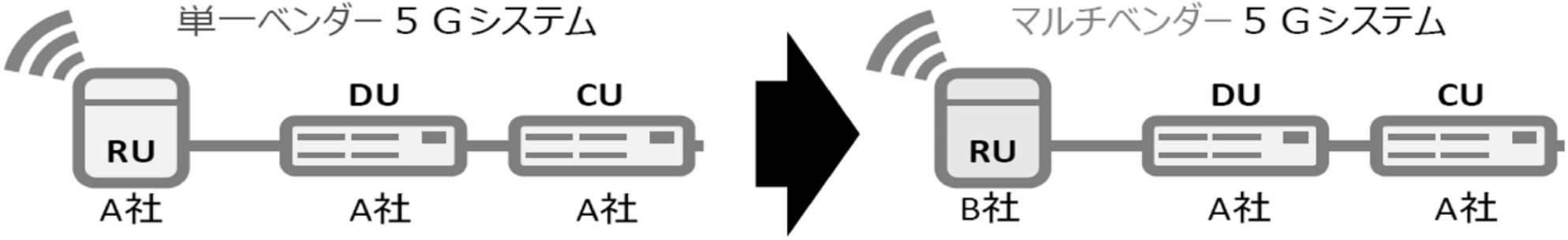
（参考） SA（スタンド・アロン）方式のデジタル田園都市国家構想



デジタル田園都市での活用イメージ

サービスイメージ	内容
工場（産業用ロボット）	①ファクトリー・オートメーション カメラ等で収集したデータを管理サーバーと通信することで、コンベアで流れてくる製品ごとに最適な部品を選択し、組立・溶接等を実施。
農業自動化	②農業自動化 遠隔操作が可能でセンサーと4Kカメラを搭載したスマートアグリ・モビリティ等により、自動走行しながら「環境データ」と「生育データ」を取得。
ヘルスケア	③ヘルスケア 患者一人一人に最適な医療を遠隔で実施。また、効率的な医療のため、体質と密接に関係するDNAの違いについて大量のデータをAI学習。

（参考） マルチベンダーシステムのイメージ



RU: Radio Unit DU: Distributed Unit CU: Central Unit
5G基地局は、RU（アンテナ）とDU及びCU（無線制御装置）から構成される。

⑷　証拠書類のない簿外経費への対応策

証拠書類のない簿外経費への対応策

○　税務調査の現場において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者や、証拠書類を仮装して簿外経費を主張する納税者への対応策として、以下の必要経費不算入・損金不算入の措置を講ずる。

【改正後】

○　納税者【対象範囲：所得税法及び法人税法の納税者】が、事実の仮装・隠蔽がある年分（事業年度）又は無申告の年分（事業年度）において、確定申告（更正を予知する前の修正申告を含む。）における所得金額の計算の基礎とされなかった間接経費の額（原価の額（資産の販売・譲渡に直接要するものを除く。）、費用の額及び損失の額）は、次の場合を除き、必要経費（損金の額）に算入しない。

①　間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合（災害その他やむを得ない事情により所得税法又は法人税法上保存義務のある一定の帳簿書類の保存をすることができなかったことを納税者が証明した場合を含む。）

②　帳簿書類等により間接経費の額に係る取引の相手先が明らかである場合その他その取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合

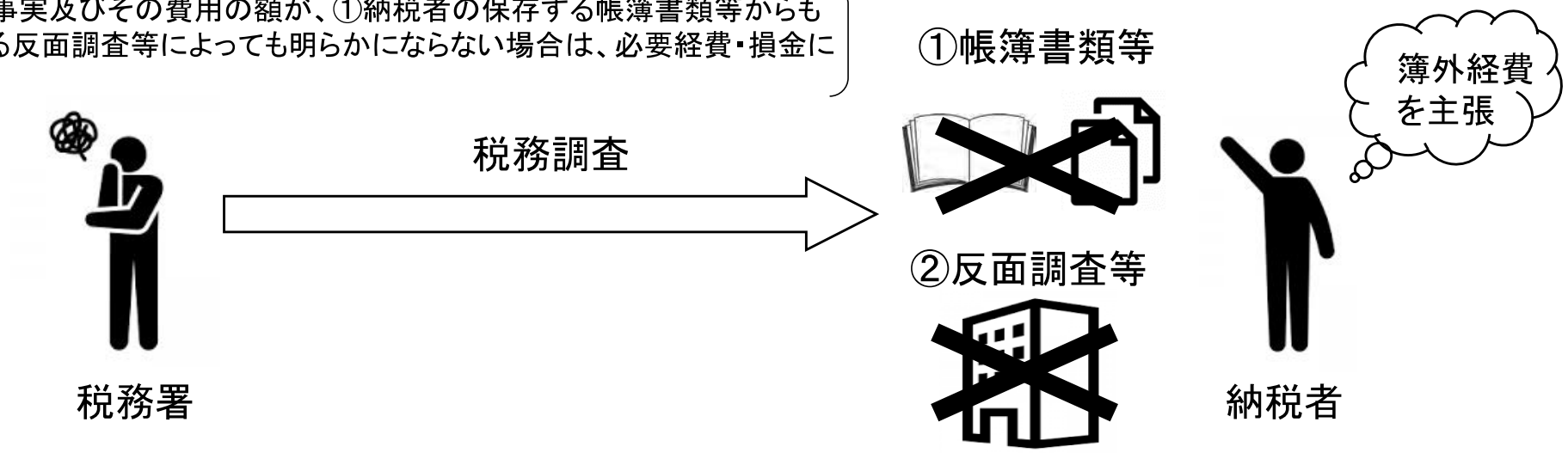
（注1）　納税者が個人の場合には、事業所得、不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う者の、その業務に係る事業所得の金額、不動産所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額が対象（雑所得の金額にあっては、小規模な業務に係るものを除く。）。

（注2）　推計課税の場合においても適用される。

（注3）　上記の改正は、納税者が個人の場合については令和5年分以後の所得税について適用し、納税者が法人の場合については令和5年1月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

【必要経費不算入・損金不算入の場合のイメージ】

取引が行われた事実及びその費用の額が、①納税者の保存する帳簿書類等からも②税務当局による反面調査等によっても明らかにならない場合は、必要経費・損金に算入しない。



簿外経費の主張として事後的に提出された書類の確認に多大な事務量を要した事例

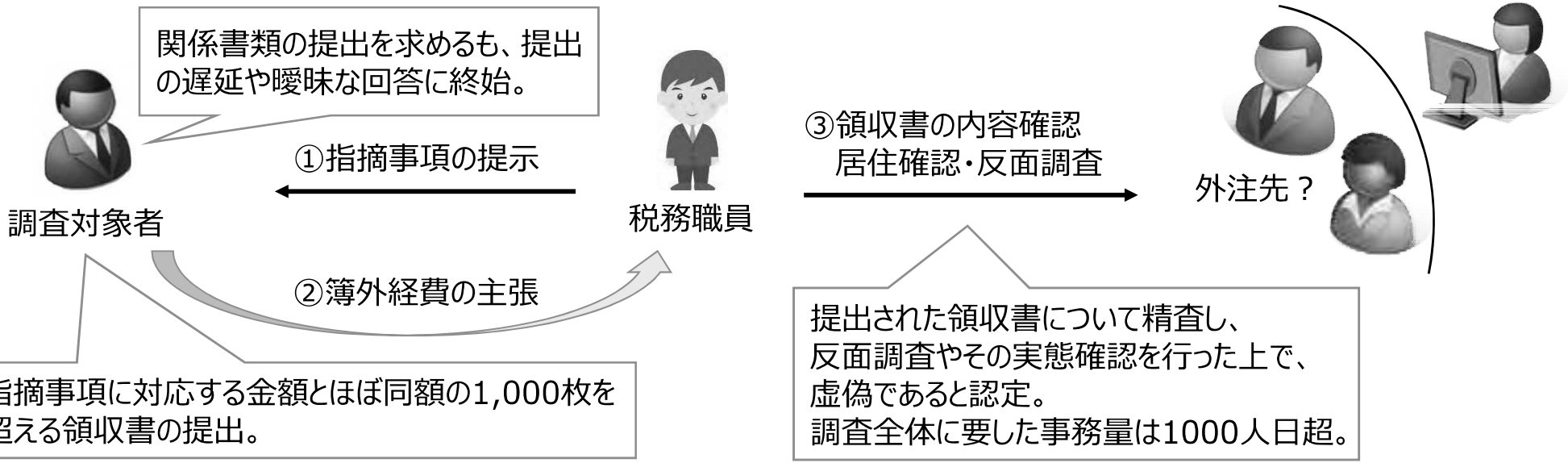
令和３年８月10日
政府税制調査会資料

【事案の概要】

- 調査対象者は翻訳業務を行う個人事業者。調査の過程で、多額の家事関連費（自宅や親族宅の家賃、飲食代、衣料品代等が数億円）が費用計上されていることを把握。
- 上記問題点を指摘したところ、計上漏れ経費がある旨の申立てがあった。後日、家事関連費とほぼ同額の外注費として1,000枚超の領収書（支払先数百名分）が提出され、全て現金手渡しでの支払いであったと主張。領収書記載の外注先は、大半が海外居住者であり、国内居住者の大部分についても居住実態が確認できない者だった。
- 調査官は、上記領収書の解明及び居住等調査に加え、反面調査等により事実関係を確認した結果、領収書記載の取引が虚偽であると認定。必要経費として認容しないこととして更正処分を行ったが、上記の調査に当たっては約1,000人日の事務量を投下。

【問題点】

- 後出し的な簿外経費の主張であっても、当局側が多大な事務量を投下してその真偽を確認しなければならない。特に現金払いの簿外経費については、銀行取引明細等による確認ができないため、支払の事実を確認する負担が大幅に増加する。



⑸　少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度の見直し

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

【制度の概要等】

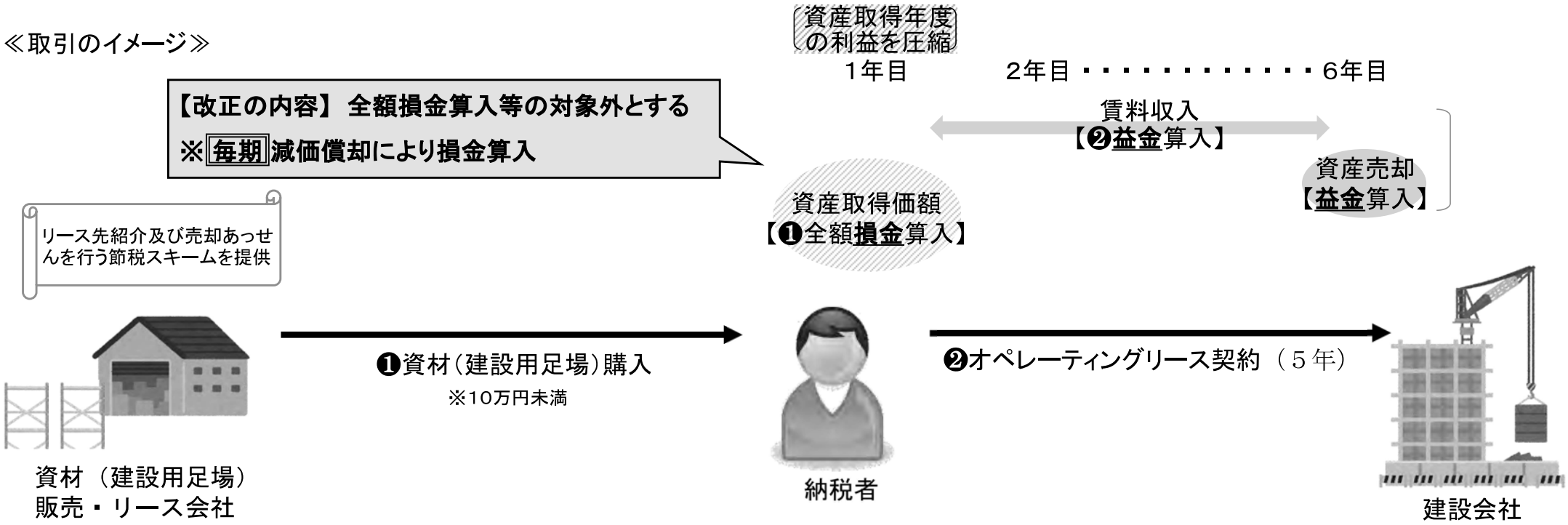
○ 法人が取得して事業の用に供した少額の減価償却資産（取得価額10万円未満の減価償却資産）は、供用年度において損金算入され、法人が取得して事業の用に供した一括償却資産（取得価額20万円未満の減価償却資産）は、3年均等で損金算入され、中小企業者等が取得して事業の用に供した少額減価償却資産（取得価額30万円未満の減価償却資産）は、年300万円を上限として供用年度において損金算入される。

○ 当期の利益を圧縮する目的として、自らが行う事業で使用しない少額な資産を大量に取得し、その取得した資産を貸付けの用に供することにより、上記各制度を適用して当期の損金に算入し、賃貸料・売却益を当期以後の複数年度の益金に算入することとする損金と益金の計上時期の相違を利用した節税スキームが見受けられる。

【改正の内容】

○ 上記各制度の対象となる資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除くこととする（令和4年4月1日以後に取得する減価償却資産について適用）。

≪取引のイメージ≫



主要な事業として行われる貸付けの判定（財務省令）

⑴　次の①～④の貸付け（⑵に該当するもの除く。）は、主要な事業として行われる貸付けに該当し、引き続き少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の適用が可能。

①　当該法人が、当該法人との間に株式の保有関係等の一定の関係がある他の法人の事業の管理及び運営を行う場合における当該他の法人に対する資産の貸付け

②　当該法人に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の当該資産の譲渡又は役務の提供の事業の用に専ら供する資産の貸付け

③　継続的に当該法人の経営資源（※）を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け

※　経営資源とは、事業の用に供される設備、事業に関する事業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）その他これらに準ずるものをいう。

④　当該法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け

⑵　資産の貸付け後に譲渡人その他の者が当該資産を買い取り、又は当該資産を第三者に買い　取らせることをあっせんする旨の契約が締結されている場合で、その賃借料と買取価額の合計額が取得価額のおおむね90%を超える場合におけるその貸付けは、主要な事業として行われる貸付けに該当せず、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の適用が不可。

※　主要な事業として行われる貸付けに該当する貸付けの具体例

イ　リース業を営む法人のそのリース

ロ　製造業のほかリース業を営む法人のそのリース

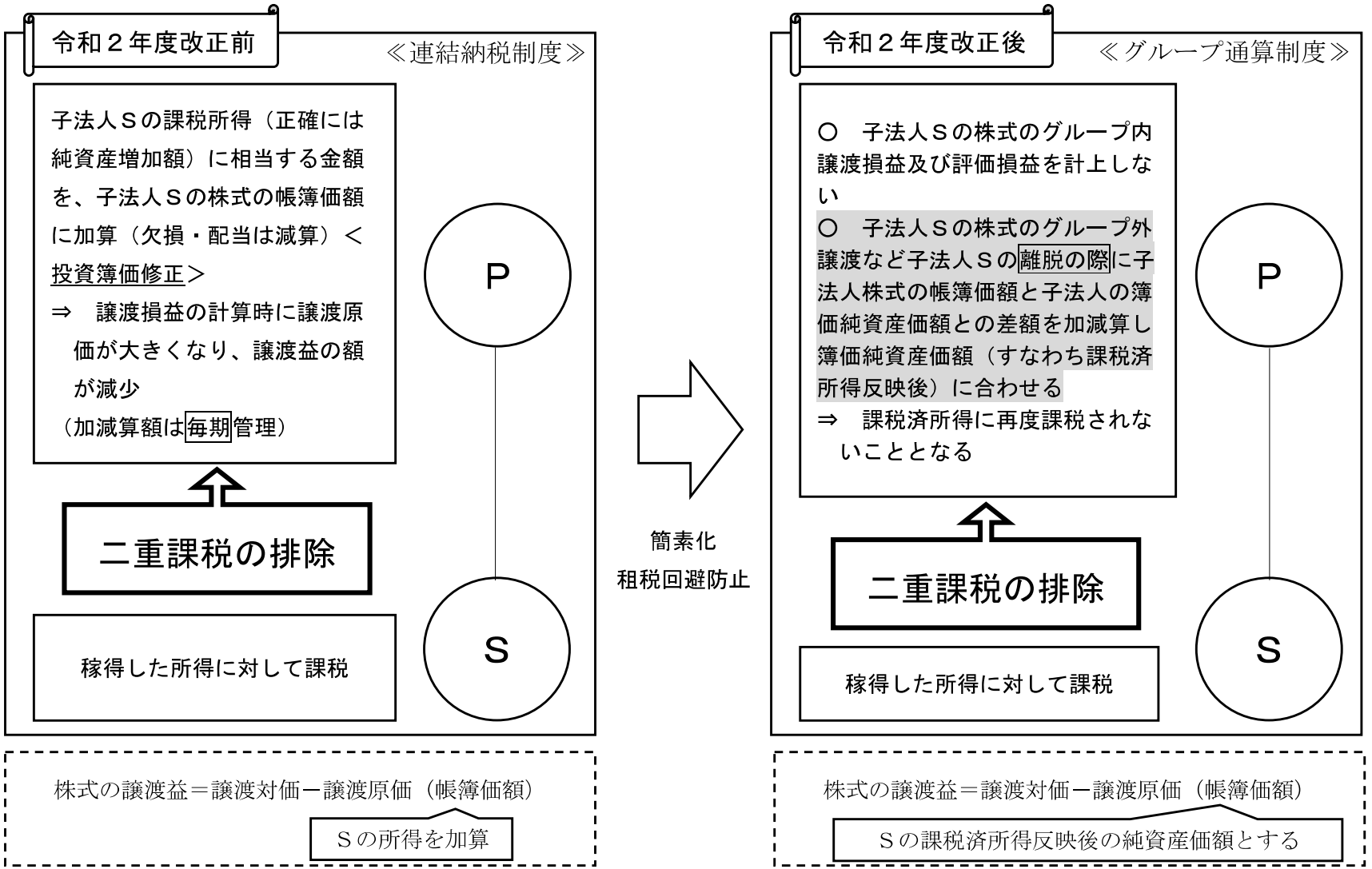
ハ　企業グループの管理運営を行う親法人が子法人に対して行う事務機器等のリース（上記⑴①）

ニ　製造業を営む法人が下請け業者等の取引先に対して行う機械等のリース（上記⑴②）

ホ　不動産販売業を営む法人が販売した建物に併せて行う附属設備のリース（上記⑴④）

⑹　グループ通算制度の見直し

投資簿価修正の改組≪令和２年度改正≫



※　上記の処理により、子法人株式の開始・加入前の含み損益に対する課税がされないことから、これを悪用する行為を防ぐため、開始・加入時にＰとの間に 100%継続が見込まれない法人（離脱予定法人）である場合には、開始・加入時にＳ株を時価評価し、Ｓ株の開始・加入前の含み損益を清算

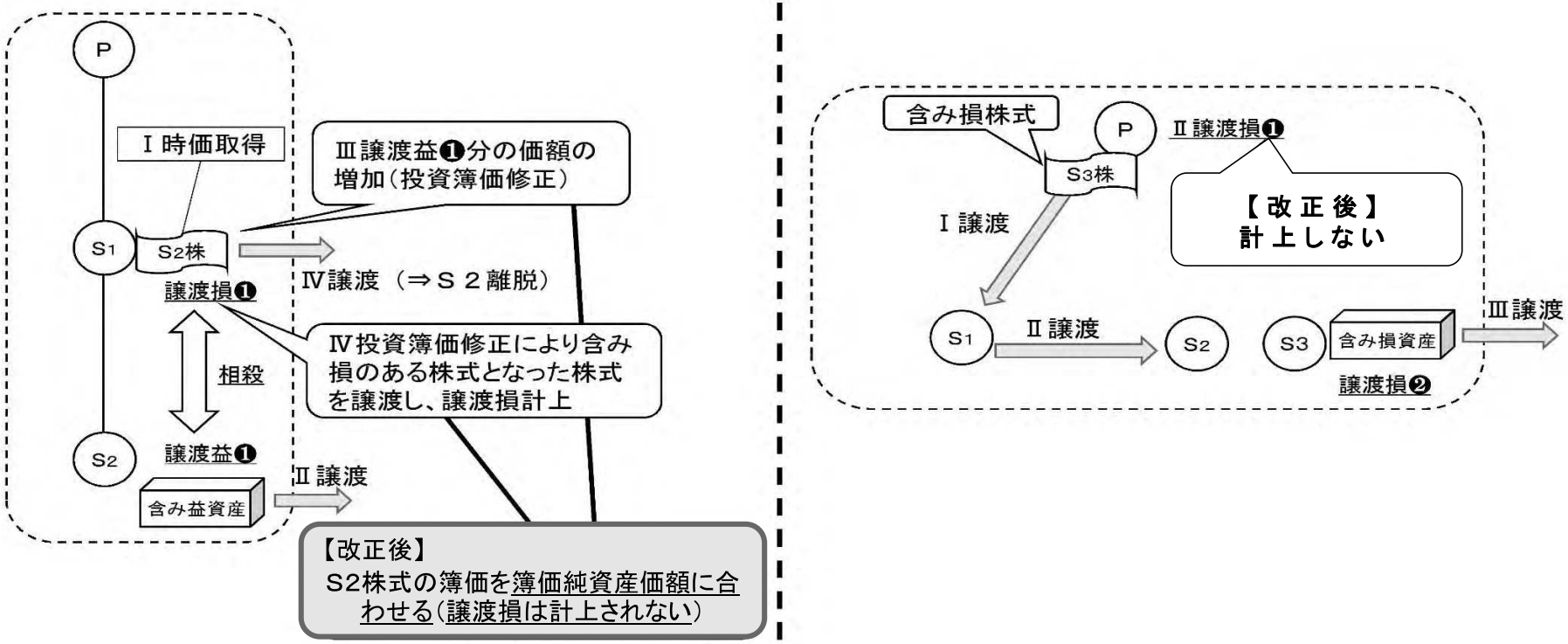
投資簿価修正（租税回避への対応）

令和2年度改正

「連結納税制度の見直しについて」の記載

含み益についても、含み益のある資産を譲渡して含み益を実現させ、その譲渡した法人の株式について投資簿価修正を行った後、その株式を売却することで、含み益が生じていた資産の帳簿価額が引き上がるにもかかわらず、含み益の実現益は株式譲渡損が生じた場合には相殺されて課税が逃れられるなどの問題が生ずるので、恣意的な税負担の調整を防止する観点から、上記のような含み益の実現益は、投資簿価修正の対象から除くなどの方向で検討することが考えられる。

含み損のある資産を有する子法人の株式を有するグループ内法人が、その子法人の株式について、評価損を計上し、又はグループ内譲渡（非適格組織再編成を含む。）を２回行って譲渡損を計上し、その後その子法人がその資産の含み損を実現させる場合にも生ずる。したがって、企業グループから子法人が離脱せずに子法人株式と資産の損失をそれぞれ計上する方法による損失の２回控除についても、これを防ぐ方策を検討する必要がある。
なお、子法人の株式について、資産として認識すべきかといった観点からも検討が必要であるとの意見もあった。



離脱法人株式に調整勘定対応金額がある場合の加算措置の概要

【改正の内容】

○　他の通算法人（初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く。）について通算終了事由（通算グループからの離脱）が生じた場合において、一定の手続要件（後述）を満たすときは、当該他の通算法人の株式の離脱直後の帳簿価額の計算における**簿価純資産価額**は、**【①＋②】×③**（原則：①×③）により計算した金額とする。

※１　当該他の通算法人の行う主要な事業が引き続き行われることが見込まれていないことにより通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価の適用を受ける場合には、対象外

①　当該他の通算法人の離脱日の前日の属する事業年度終了の時において有する資産の帳簿価額の合計額から負債の帳簿価額の合計額を減算した金額（**＝当該他の通算法人の簿価純資産価額の総額**）

②　資産調整勘定対応金額の合計額（負債調整勘定対応金額がある場合には減算）

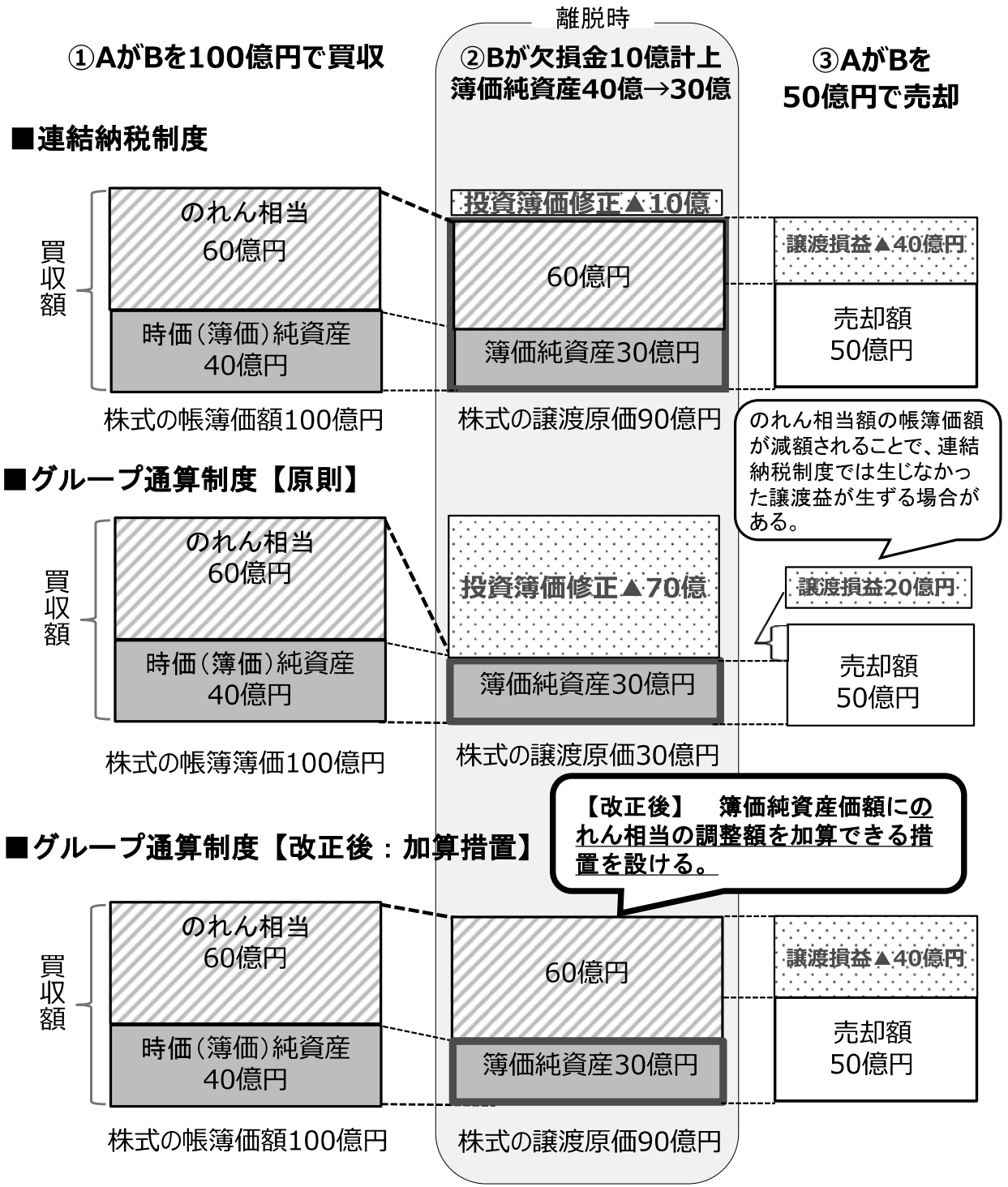
※２　当該他の通算法人を合併法人とする通算内適格合併に係る被合併法人調整勘定対応金額（被合併法人の離脱時に本措置の適用を受けた際の②の金額）がある場合には、その被合併法人調整勘定対応金額を加算する。

※３　通算開始・加入時から離脱時の直前までの間に当該他の通算法人を被合併法人等とする非適格合併等が行われた場合には、資産調整勘定対応金額及び負債調整勘定対応金額を０とする。

③　当該他の通算法人の通算承認の失効直前の発行済株式等の数又は金額のうち、その内国法人がその直前に有する当該他の通算法人の株式等の数又は金額の占める割合（**＝その内国法人の株式保有割合**）

○　上記の改正に伴い、通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価について、その離脱前に行う主要な事業が引き続き行われることが見込まれていない場合（離脱時に有する資産の時価がその帳簿価額を超える場合を除く。）の時価評価資産に、帳簿価額が1,000万円に満たない営業権を追加する。
→未計上の自己創設の営業権（のれん）が時価評価の対象となる。

※　簿価純資産＝時価純資産の場合



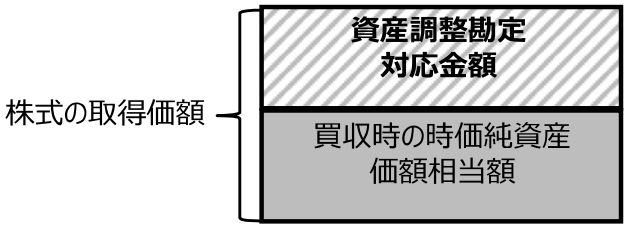
資産調整勘定対応金額とは

資産調整勘定対応金額とは、通算子法人の通算開始・加入前に通算グループ内の法人が**時価取得**したその通算子法人株式の取得価額のうち、その取得価額を合併対価としてその取得時にその通算子法人を被合併法人とする非適格合併を行うものとした場合に資産調整勘定として計算される金額に相当する金額（＝買収額に含まれるのれん相当の調整額＝買収額と時価純資産価額との差額）をいう。

- ✓　**取得株式が発行済株式の一部である場合には取得株式数割合を乗ずる。**
- ✓　**買収額が時価純資産価額に満たない場合には負債調整勘定対応金額となる。**
- ✓　**複数回の株式取得により完全子会社化した場合には、それぞれの取得時の資産調整勘定対応金額を合計（負債調整勘定対応金額は減算）。**

（※）　取得後かつ通算開始・加入前に当該他の通算法人を分割法人若しくは現物出資法人又は譲渡法人とする非適格分割若しくは非適格現物出資（事業を移転するものに限る。）又は事業の譲渡が行われた場合には、その取得については、資産調整勘定対応金額及び負債調整勘定対応金額を０とする

- ✓　**実際の資産調整勘定の金額又は営業権の帳簿価額が存在する場合には、これらの金額を減算**



適用のための手続要件

⑴　離脱した法人の離脱直前の株主である法人全てが、離脱時の属する事業年度の確定申告書に、前々ページ①②の金額の明細を記載した書類（法人税申告書別表１４（５））を添付すること。

⑵　離脱した法人の離脱直前の株主である法人のいずれかが、次の書類を保存していること。

一　資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額についての次に掲げる書類

イ　当該資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額の計算の基礎となる他の通算法人の対象株式に関する次に掲げる事項を記載した書類

①　当該対象株式の取得ごとのその取得の時におけるその取得価額、その取得をした数又は金額及びその取得をした日

②　当該他の通算法人の当該対象株式の各取得の時における発行済株式又は出資（当該他の通算法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額

ロ　当該他の通算法人がイの対象株式の各取得の時において有する資産及び負債のその取得の時における価額を記載した書類

ハ　次に掲げるいずれかの書類でロの資産及び負債のロの価額を明らかにするもの

①　その資産の価額が継続して一般に公表されているものであるときは、その公表された価額が示された書類の写し

②　その取得をした法人が、その取得の時における価額を算定し、これをその取得の時における価額としているときは、その算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

③　⑴又は⑵に掲げるもののほかその資産及び負債の価額を明らかにする事項を記載した書類

二　被合併法人調整勘定対応金額に係る被合併法人の株式についての上記⑴の明細を記載した書類の写しその他当該被合併法人調整勘定対応金額の計算に関する明細を記載した書類

→　<u>すなわち、離脱した法人ごとに本措置を適用するかどうかを選択可能</u>

連結納税制度適用時代の子法人・適格合併に係る被合併法人に関する経過措置

○　連結納税制度からグループ通算制度に移行した法人が連結納税制度適用時・適用前に時価取得した連結子法人株式に係る資産調整勘定対応金額も、加算措置の対象とする。

○　連結納税制度からグループ通算制度に移行した法人が連結納税グループ内で適格合併を行っていた場合の被合併法人調整勘定対応金額も、加算措置の対象とする。

➡　連結納税制度からグループ通算制度に移行した親法人が**令和４年４月１日以後最初に開始する事業年度終了の日まで**に、本経過措置の適用を受ける旨等を記載した書類を提出する必要（金額の算定は本書類提出時には不要）

※　この場合には、前頁の⑵の保存書類に加え、上記の被合併法人調整勘定対応金額の計算の基礎となる事項に関する前頁の⑵ーイからハまでに掲げる書類に準ずる書類を保存しなければならない。

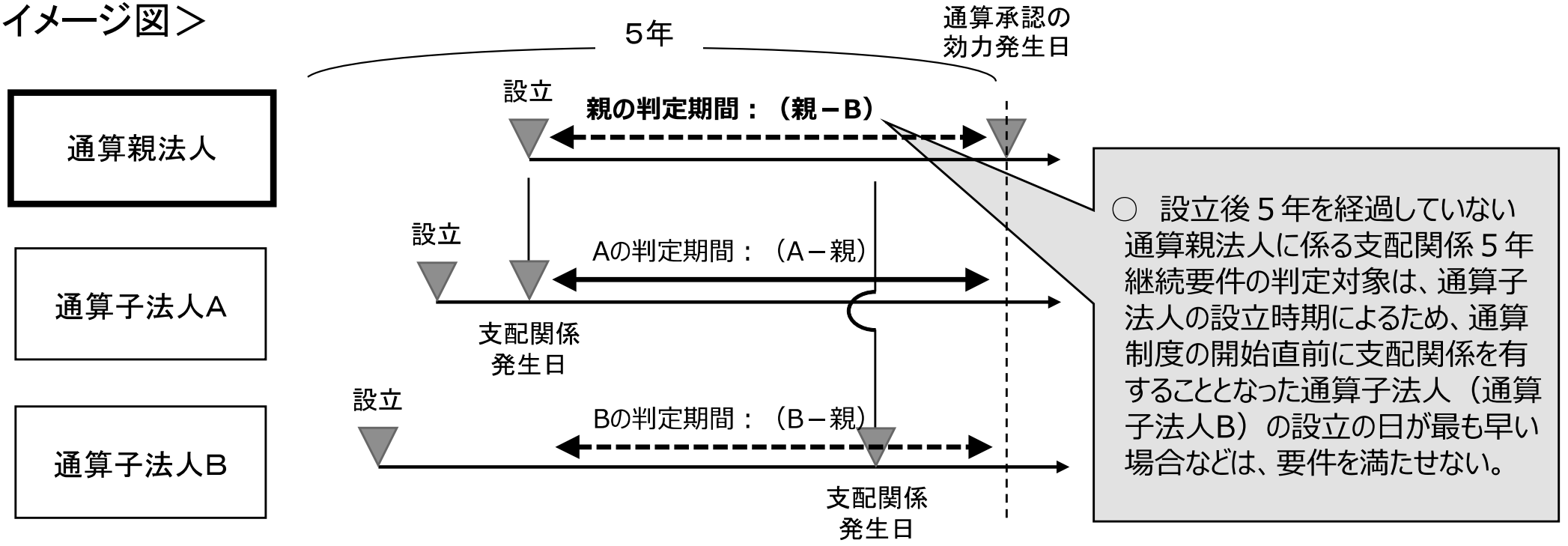
○　平成29年10月１日前に終了した事業年度において連結納税の開始・加入に伴う資産の時価評価の適用を受けた連結子法人株式に係る加算措置の適用については、資産調整勘定対応金額の合計額から連結納税の開始・加入日において有する営業権の価額を減算する。

※　この場合には、前頁の⑵の保存書類に加え、連結納税制度からグループ通算制度に移行した子法人等が連結完全支配関係発生日において有する営業権の当該連結完全支配関係発生日における価額を記載した書類及び前頁の⑵ーハ②又は③に掲げる書類に準ずる書類で当該価額を明らかにするものを保存しなければならない。

支配関係５年継続要件の改正①

【新設特例の概要】
　支配関係5年継続要件の新設特例は、設立後5年を経過していない通算親法人の場合には、**通算子法人のうち設立の日が最も早い法人との間に**通算親法人の設立の日とその通算子法人の設立の日のいずれか遅い日から継続して支配関係があるかどうかで判定することとされている。

＜イメージ図＞

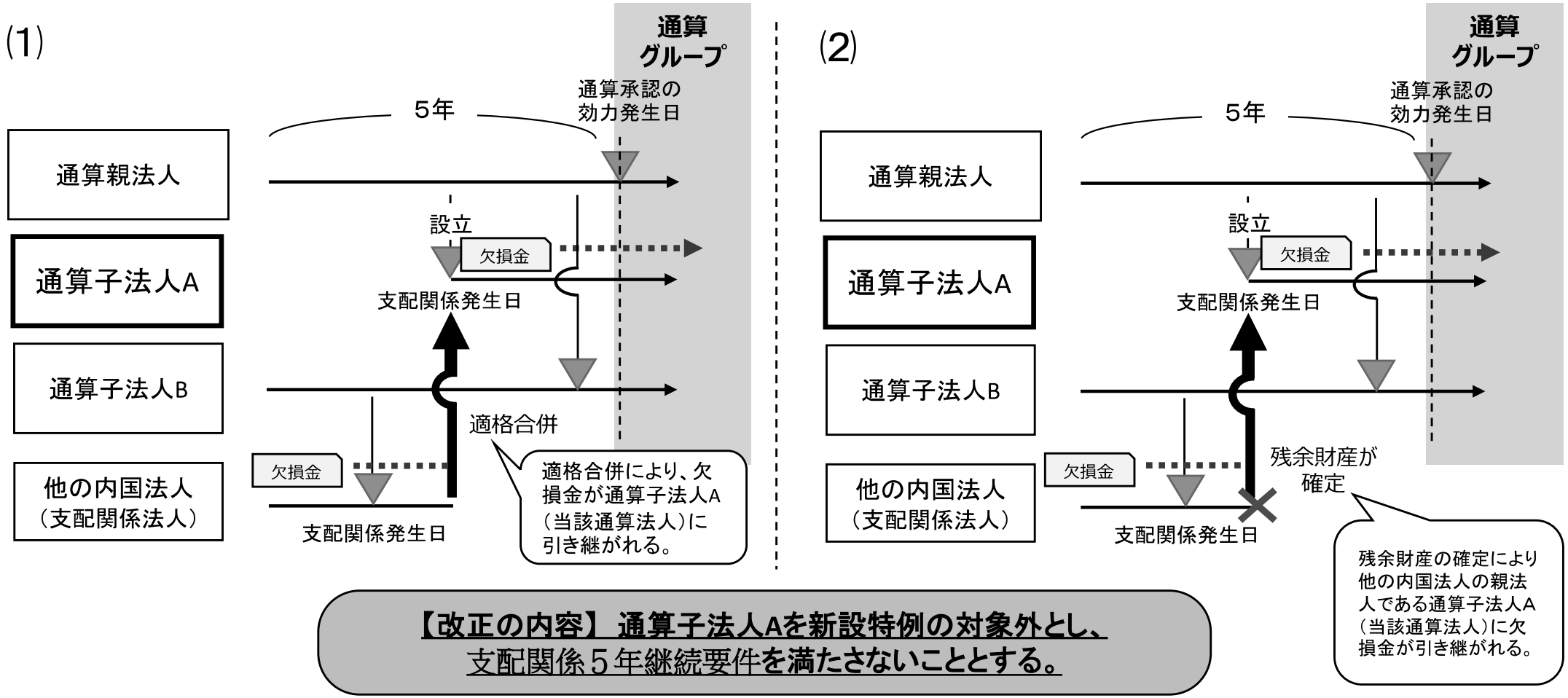


【改正の内容】判定の対象を通算子法人Aとする。

【改正①】
　通算承認日の5年前の日後に設立された通算親法人についての要件の判定は、他の通算法人のうち最後に支配関係を有することとなった日（改正前：設立日）が最も早いものとの間で行うものとする。

支配関係５年継続要件の改正②

【新設特例の対象外とされる組織再編成の概要】
　当該通算法人に係る通算親法人（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか）**との間に**支配関係がある他の内国法人を被合併法人とする適格合併で、当該通算法人を設立するもの等



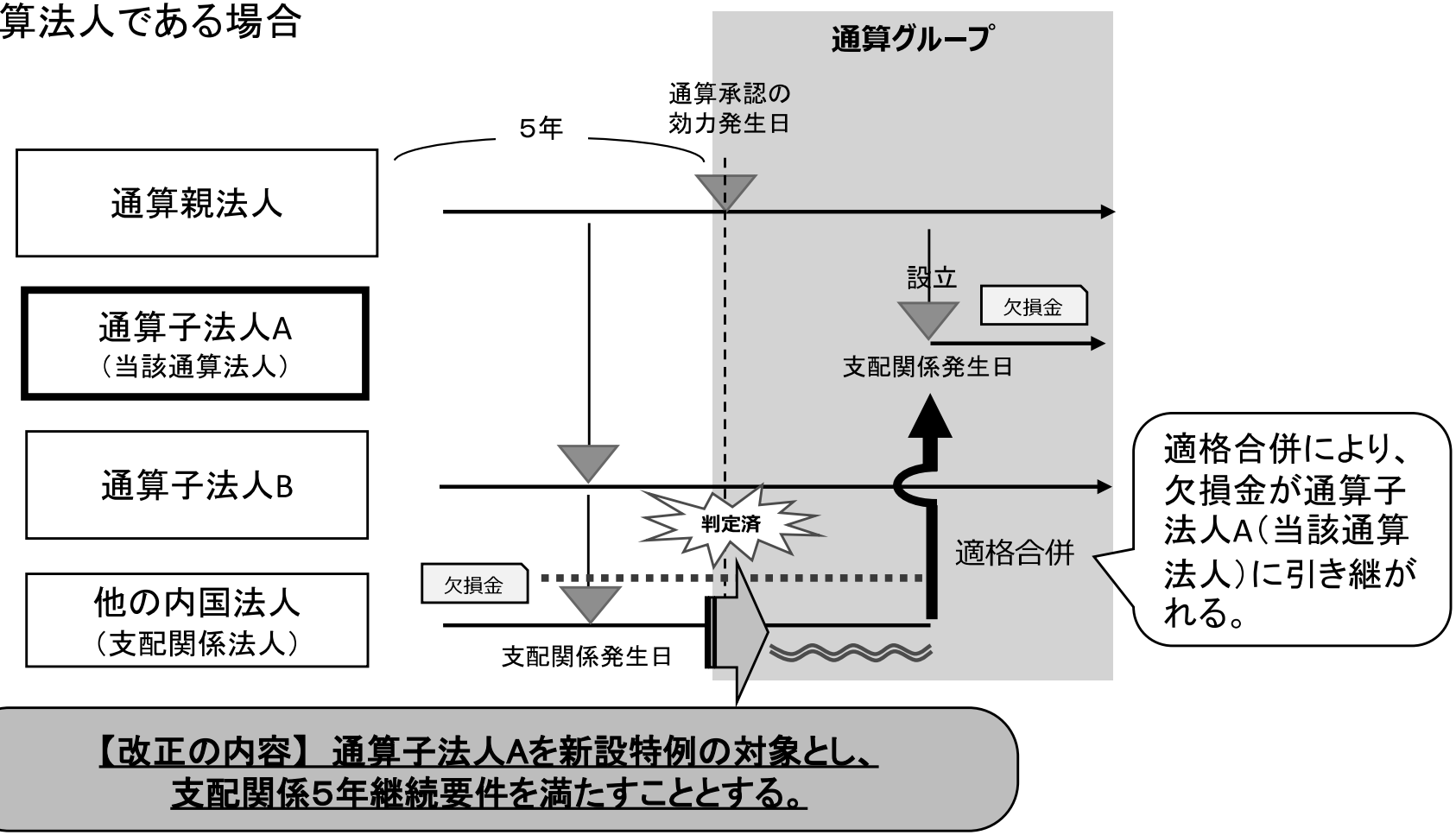
【改正の内容】通算子法人Aを新設特例の対象外とし、支配関係５年継続要件を満たさないこととする。

【改正②】
　通算子法人の判定において、自己を合併法人とする適格合併で他の通算子法人の支配関係法人を被合併法人とするもの及び自己が発行済株式等を有する内国法人で他の通算子法人の支配関係法人であるものの残余財産の確定を、新設特例の対象外とされる組織再編成に加える。

支配関係５年継続要件の改正③

【新設特例の対象外とされる組織再編成の概要】
　<u>他の通算法人</u>との間に**<u>支配関係</u>**がある他の内国法人を被合併法人とする適格合併で、当該通算法人を設立するもの等

○　他の内国法人が通算法人である場合



<u>【改正の内容】通算子法人Aを新設特例の対象とし、支配関係5年継続要件を満たすこととする。</u>

【改正③】
　適格合併の時において他の通算法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人を被合併法人とする適格合併により設立された法人は、新設特例の対象とする。

⑺　資本の払戻しに係る改正の概要

資 本 の 払 戻 し

○ 株主が受ける剰余金の配当は、その原資によって税法上の取扱いが異なる。

⑴ 資本剰余金の減少に伴わないもの

・利益剰余金のみを原資とする配当 → **全額、配当**

⑵ 資本剰余金の減少に伴うもの

・資本剰余金のみを原資とする配当
・資本剰余金及び利益剰余金の双方を原資とする配当

→ **その全額を資本の払戻しとしてみなし配当を計算**
（投資元本の払戻し部分（払戻等対応資本金額等）を超える部分が配当扱い）

資本の払戻しに係る改正の概要

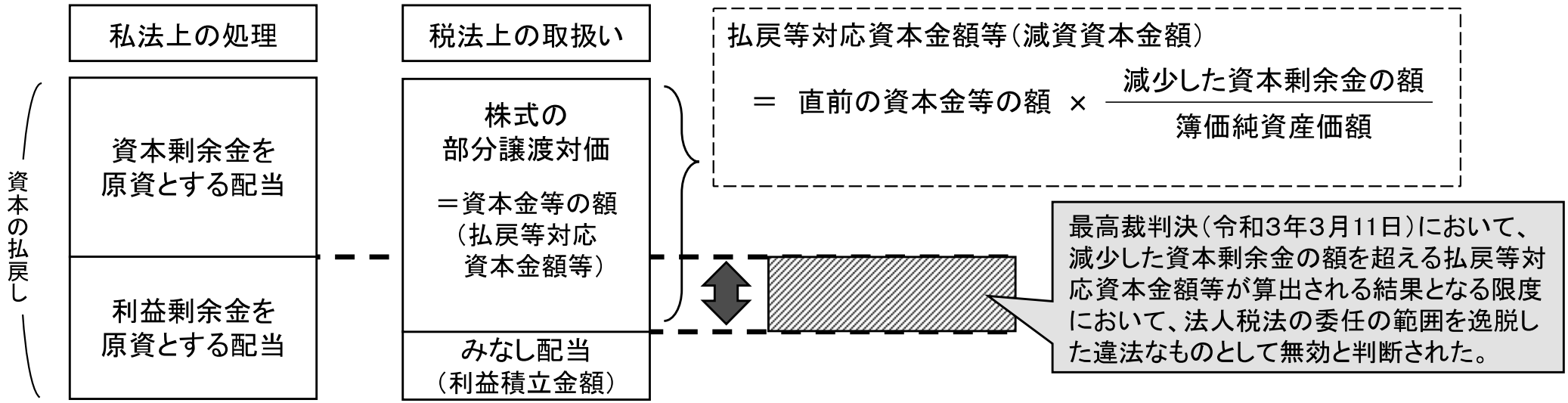
【改正の概要】

○〔下図を参照〕最高裁判決（令和3年3月11日）を受けて、資本の払戻しにおける減資資本金額及び払戻等対応資本金額等は、減少した資本剰余金の額を上限とする。

○ 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合における減資資本金額及び払戻等対応資本金額等は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算することとする（次頁②を参照）。

（注） 資本の払戻しの場合の株式の譲渡原価を算出する場合の「割合」についても、上記の改正に伴い、所要の整備を行う。

＜利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする剰余金の配当で、**簿価純資産価額が直前の資本金等の額より小さい場合**＞



資本の払戻しを行った場合の減資資本金額の計算

① 種類株式発行法人でない場合

$$\text{直前の資本金等の額} \times \frac{\text{減少した資本剰余金の額}}{\text{簿価純資産価額}}$$

分子の金額は、分母の金額を上限。

※ ①の計算結果は、分子の金額（分母の金額の上限なし）を上限とする。

（注）直前の資本金等の額が0以下である場合は、減資資本金額は0

② 種類株式発行法人の場合　※種類株式ごとに計算

※ ②の計算結果は、分子の金額（分母の金額の上限なし）を上限とする。

$$\text{直前種類資本金額} \times \frac{\text{（分母の金額を上限）}\ \left(\text{減少した資本剰余金の額のうち種類株式に係る部分の金額が明らかな場合のその金額}\ \text{又は}\ \text{減少した資本剰余金の額} \times \frac{\text{直前種類資本金額}}{\text{種類資本金額の合計額}}\right)}{\text{簿価純資産価額} \times \frac{\text{直前種類資本金額}}{\text{直前の資本金等の額}}}$$

分母は、資本の払戻しの対象となった種類株式のうち種類資本金額がプラスのもののみの合計額とし、合計額が0である場合は、割合を1とする。

（注）直前種類資本金額又は直前の資本金等の額が0以下である場合は、減資資本金額は0

⑻　固定資産の取得等の後に補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳制度の適用の明確化

固定資産の取得等の後に補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳制度の適用の明確化

【改正の内容】

１　次の制度について、固定資産の取得(又は改良)の後に国庫補助金等の交付があった場合に圧縮記帳制度の適用が受けられることを法令上明確化

⑴　国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
⑵　工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
⑶　非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
⑷　保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
⑸　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

２　上記1の場合の圧縮限度額

・ 上記1⑴の場合：補助金交付日の固定資産の帳簿価額　×　補助率（=補助金の額/当初の取得価額）　※⑵⑶も同様

・ 上記1⑷の場合：保険差益金の額　×　圧縮基礎割合　×　$\dfrac{\text{保険金等の支払日における代替資産等の帳簿価額}}{\text{代替資産等の取得価額}}$

※　圧縮基礎割合　＝　保険金等の額のうち固定資産の取得等に要した額/保険金等の額

・ 上記1⑸の場合：固定資産の取得価額（補償金等の額を上限）　×　差益割合　×　（前期末帳簿価額/前期末取得価額）

３　上記1の場合の圧縮記帳後の減価償却費の計算の基礎となる取得価額から控除する金額

・ 上記1⑴の場合：圧縮記帳による損金算入額　＋　圧縮記帳前の償却費の累積額　×　補助率　※⑵⑶も同様

・ 上記1⑷の場合：圧縮記帳による損金算入額　＋　圧縮記帳前の償却費の累積額　×　$\dfrac{\text{保険金差益金の額}\times\text{圧縮基礎割合}}{\text{代替資産等の取得価額}}$

・ 上記1⑸の場合：圧縮記帳による損金算入額　×　（前期末取得価額/前期末帳簿価額）

４　上記1の場合の特別償却不足額の調整

特別償却不足額又は特別償却準備金積立不足額がある減価償却資産につき圧縮記帳規定の適用を受ける場合には、特別償却不足額又は特別償却準備金積立不足額から、次の金額を控除する。

・ 特別償却限度額　×　$\dfrac{\text{上記3により取得価額から控除した金額}}{\text{固定資産の取得価額}}$

５　特別償却準備金がある場合の上記1の圧縮限度額の調整

圧縮限度額の計算の基礎となる帳簿価額から、特別償却準備金の残額を控除する。

⑼　令和２年旧法の改正の方針

令和２年旧法の改正

○　令和２年度税制改正において措置された連結納税制度からグループ通算制度への移行は、令和４年４月１日に施行することとされている。

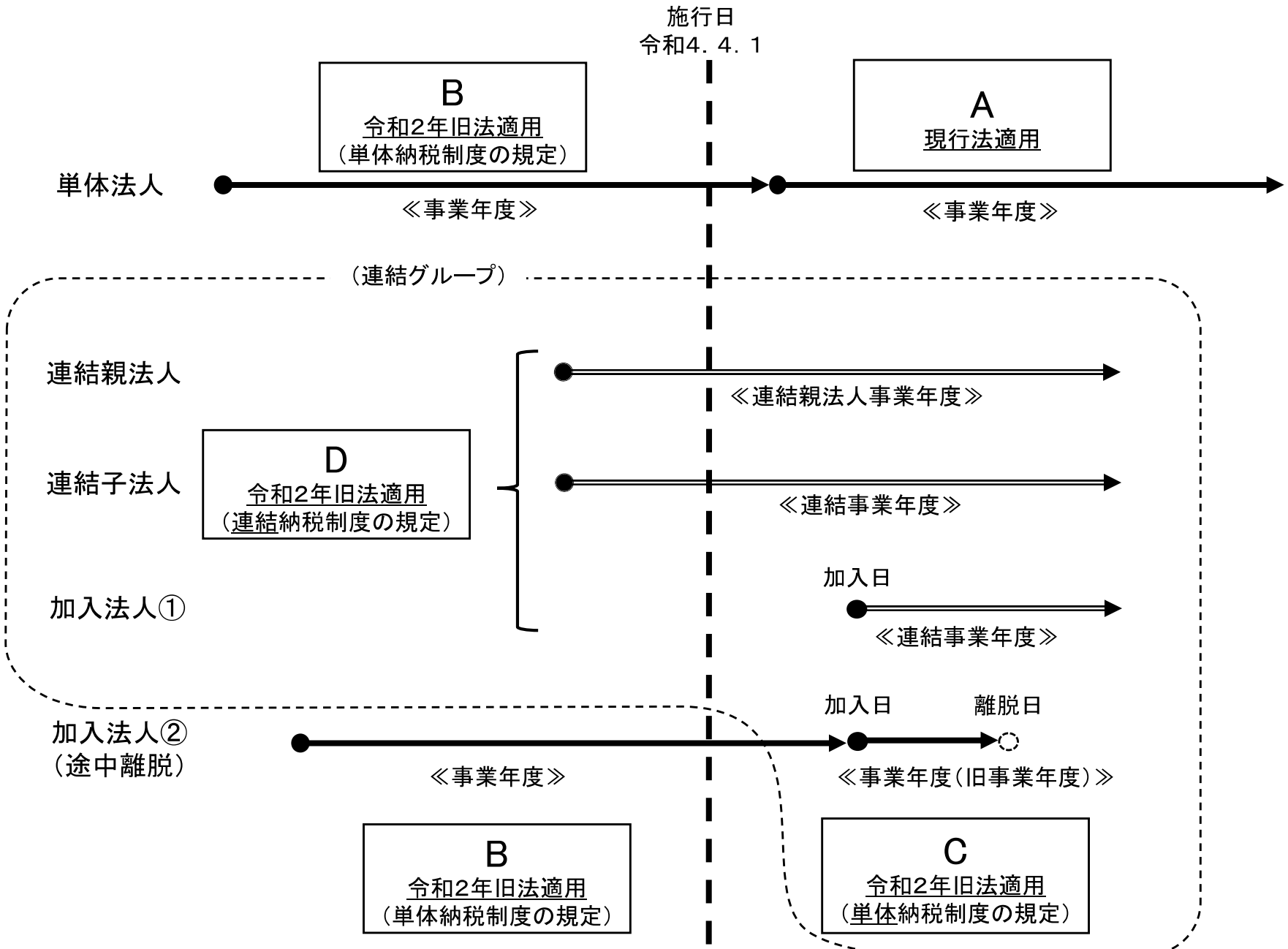
○　上記の改正に関し、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正後の法人税法、令和２年改正法第16条の規定による改正後の租税特別措置法等の規定は、令和４年４月１日以後に開始する事業年度から適用することとされるとともに、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法、令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法等の規定は、なおその効力を有することとされている（令和２年改正法附則14）。

（注１）令和４年４月１日以後に開始する事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度（以下「旧事業年度」という。）の所得に対する法人税については、令和２年改正法第３条の規定による改正後の法人税法、令和２年改正法第16条の規定による改正後の租税特別措置法等は適用されず、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（以下「令和２年改正前法人税法」という。）、令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和２年改正前租税特別措置法」という。）等の規定は、なおその効力を有することとされている（令和２年改正法附則14）。したがって、旧事業年度については、令和２年改正前法人税法、令和２年改正前租税特別措置法等の規定が適用される。

（注２）連結納税制度の適用の有無にかかわらず、令和４年４月１日前に開始し、同日以後に終了する事業年度については、令和２年改正前法人税法、令和２年改正前租税特別措置法等の規定が適用される。

○　したがって、令和４年度税制改正事項のうち、改正後の制度を令和４年４月１日前に開始した事業年度及び連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度並びに旧事業年度についても適用すべき事項については、令和２年改正前法人税法、令和２年改正前租税特別措置法等を改正することにより対応が行われている。

≪令和４年４月１日以後に終了する事業年度の適用関係≫



３．その他租税特別措置

⑴　地方拠点強化税制の見直し

令和4年度税制改正大綱（抜粋）

令和３年１２月１０日
自　由　民　主　党
公　　明　　党

（４）地方活性化、災害への対応

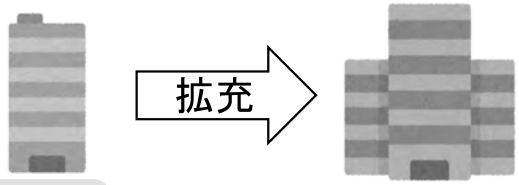
①　地方拠点強化税制の拡充

わが国は急速な人口減少局面にあり、その傾向は地方においてより顕著である。他方、コロナ禍において若者や企業の地方移転への関心が高まるなど、注目すべき変化も見られる。東京一極集中を是正する観点から、地方拠点強化税制について、雇用者増加要件の撤廃や情報サービス事業部門の対象への追加など、地方に移転する企業の実態を踏まえた見直しを行った上で２年間延長する。

地方拠点強化税制の概要

拡　充　型

地方の企業の拠点強化を支援
（東京圏・近畿圏中心部・中部圏中心部以外）



オフィス減税

特別償却15% 又は 税額控除4%

対象資産 ： 特定業務施設に該当する建物等及び構築物
取得価額要件 ： 2,000万円以上（改正後：2,500万円以上）、（中小企業者1,000万円以上）

雇用促進税制

オフィス減税 と 雇用促進税制①は**選択適用**
オフィス減税 又は 雇用促進税制① と 雇用促進税制②は**重複適用可**

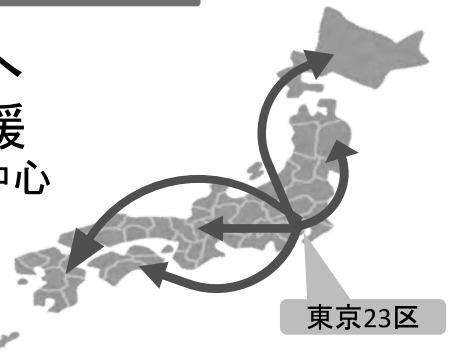
① 特定業務施設の非正規新規以外の増加雇用者数が2人以上（改正後：廃止）、事業主都合の離職者なしなどの要件を満たす場合には、特定業務施設の増加雇用者数（法人全体の増加雇用者数を上限）に応じ、次の税額控除

正規新規　：@30万円
転勤者（改正後：正規転勤者）：@20万円

※①と併せ最大3年間で170万円

移　転　型

東京23区から地方への移転の推進を支援
（近畿圏中心部・中部圏中心部を含む）



特別償却25% 又は 税額控除7%

② 一定要件のもと、次の税額控除を上乗せ
特定業務施設の増加雇用者数×40万円（30万円）
⇒最大3年間で120万円

正規新規　：@50万円
転勤者（改正後：正規転勤者）：@40万円

（注）（ ）内の金額は、近畿圏中心部・中部圏中心部の場合

地方拠点強化税制の見直し

【制度の概要】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について、道府県知事の認定を受けた事業者について以下の措置

（※（１）と（２）は同一事業年度において、選択適用）

【改正前】

オフィス減税

（１）オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**特別償却又は税額控除**（法人税額の２０％を上限）　建物等：建物及びその附属設備、構築物
取得供用期間：計画認定日以後**2年**　取得価額要件：**2,000万円**（中小企業者1,000万円）以上

拡充型		移転型	
特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
15%	4%	25%	7%

雇用促進税制

（２）　法人全体の雇用増加数を上限に、**特定業務施設の増加雇用者数**に応じ、**税額控除**（法人税額の２０％を上限）

適用要件：①**特定業務施設の非正規新規以外の増加雇用者数が２人以上**
②事業主都合の離職者なし　等

拡充型		移転型	
（正規新規）	（転勤者）	（正規新規）	（転勤者）
@30万円	@20万円	@50万円	@40万円

（３）雇用の維持及び雇用保険法の適用事業を行い、かつ、風俗営業等を行っていない場合、次の**税額控除を上乗せ**（移転型のみ）

・特定業務施設の増加雇用者×４０万円※

※中部圏中心部・近畿圏中心部の場合は３０万円

⇒ 最大３年間で１２０万円

※（２）と併せ3年最大170万円

【改正後】

オフィス減税

○ 取得供用期間及び取得価額要件を見直した上、**計画の認定期限を2年延長**

取得供用期間：計画認定日以後**３年**
取得価額要件：**2,500万円**（中小企業者1,000万円）以上

雇用促進税制

○ 適用要件等の見直しを行った上、**計画の認定期限を2年延長**

適用要件：~~廃　止~~
②事業主都合の離職者なし　等

拡充型		移転型	
（正規新規）	（**正規**転勤者）	（正規新規）	（**正規**転勤者）
@30万円	@20万円	@50万円	@40万円

【改正後】・計画認定後、他の事業所で雇用され、期末に特定業務施設に勤務する正規雇用者を対象となる新規雇用者に追加

【改正後】計画の認定要件等の緩和（オフィス減税も同様）

- 拡充型事業の対象地域の要件の緩和
- 対象施設に「情報サービス事業部門」のために使用する事務所を追加
- 中小企業者の常時雇用従業員の増加等要件を緩和（２人→１人）
- 雇用促進計画の提出期限の緩和（認定後２月→３月）

【改正後】その他所要の整備

- 計画認定前の新規雇用者が対象外であることの明確化　等

⑵　環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度の創設

令和4年度税制改正大綱（抜粋）

令和３年１２月１０日
自　由　民　主　党
公　　明　　党

（８）経済と環境の好循環の実現

農林水産業の持続可能性を確保する観点からは、環境と調和した生産活動に取り組もうとする農林漁業者等を後押しすることが重要である。「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（仮称）において規定される予定の「環境負荷低減事業活動実施計画」（仮称）に基づき導入される、環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる設備等、及び、「基盤確立事業実施計画」（仮称）に基づき導入される、化学農薬・化学肥料に代替する生産資材を製造する設備に対し、税制上の措置を創設する。

環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度の創設

○　農林水産業の持続可能性を確保する観点から、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律を制定し、①認定環境負荷低減事業活動実施計画に基づいて導入される環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる設備等（環境負荷低減事業活動用資産）、②認定基盤確立事業実施計画に基づき導入される化学農薬・化学肥料に代替する生産資材を製造する設備（基盤確立事業用資産）について、特別償却ができる措置を創設する。（２年間の時限措置）

環境負荷低減事業活動用資産

○　**認定（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に記載された（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、次の要件に該当するもの**

⑴　次のいずれかに該当する設備等であること

✓　慣行的な生産方式と比較して、環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる一定の設備等

✓　一定の環境負荷低減事業活動の安定に不可欠な設備等

⑵　機械装置及び器具備品にあっては、次のいずれにも該当するものであること

✓　認定基盤確立事業実施計画に従って行われる基盤確立事業により生産されたものであること

✓　一定期間内に販売されたモデルであり、上記の認定基盤確立事業実施計画の認定時点でその販売台数がその販売者の旧モデルの販売台数を下回っているモデル等のものであること

（注）取得価額が100万円以上のものに限る。

基盤確立事業用資産

○　**認定基盤確立事業実施計画に記載された基盤確立事業の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、次の設備等**

✓　化学農薬又は化学肥料に代替する一定の生産資材を製造する専門の設備等

課税の特例の内容

●　各計画に基づいて導入する設備投資について、以下の措置を講ずる。

環境負荷低減事業活動用資産・基盤確立事業用資産

対象設備	特別償却
機械装置 器具備品	32%
建物等 構築物	16%

事業及び実施計画の概要

環境負荷低減事業活動

○環境負荷低減事業活動

農林漁業由来の環境負荷の低減を図るため、農林漁業者が行う一定の事業活動※であって、環境と調和のとれた食料システムの確立に資するもの

※⑴ 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動
【課税の特例の対象】

⑵ 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動　等

基盤確立事業

○基盤確立事業

農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う一定の事業※であって、その取組の効果を高め、又はその取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に資するもの

※⑴ 農林漁業由来の環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売に関する事業 【課税の特例の対象】

⑵ 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓に関する事業

⑶ 新品種の育成に関する事業　等

環境負荷低減事業活動実施計画（県認定）

（認定のポイント）

１．実施主体要件

✓ 農林漁業者又はこれらの者が組織する団体であること

２．環境負荷低減要件

✓ 事業活動と環境負荷低減との因果関係の明確化

✓ 任意指標※により数値目標を設定し、指標値の改善が見込まれる取組

※ 化学農薬・肥料の使用量、取組面積、メタン排出量等

３．持続性要件

✓ 概ね５年後の経営状況※に関する目標であること

※ 所得、経営面積、売上高等

基盤確立事業実施計画（国認定）

（認定のポイント）

１．環境負荷低減又は付加価値向上との因果関係の明確化

２．県域を越える事業展開などの波及性

３．現行の技術水準等を踏まえた一定の先進性

（参考）対象資産（イメージ）

環境負荷低減事業活動用資産



化学肥料の施肥量を減少させる
土壌センサ付可変施肥田植機



省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機

基盤確立事業用資産



堆肥のペレット化装置

化学肥料に代替するペレット堆肥
の供給に不可欠なもの

（注）非畜産県において、堆肥を利用した
土づくりを進めるには、水分量が低く、
輸送コストが安価で、保管性にすぐれ、
専用の散布機を必要としない
ペレット堆肥が不可欠

種子温湯消毒設備

化学農薬使用量を低減する健全な種子を供給



⑶　輸出事業用資産の割増償却制度の創設

令和4年度税制改正大綱（抜粋）

令和３年１２月１０日
自　由　民　主　党
公　　明　　党

（４）地方活性化、災害への対応

③　農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置

農林水産物・食品の輸出をより一層拡大していくためには、輸出先国のニーズ等に対応するというマーケットインの発想に基づく取組みが重要である。農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の輸出事業計画に基づき導入される製造設備や物流施設等に対し、税制上の措置を創設する。

輸出事業用資産の割増償却制度の創設

○　農林水産物・食品の輸出をより一層拡大していく観点から、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律を改正し、同法に定める認定輸出事業計画に基づき導入される製造設備や物流施設等（輸出事業用資産）について、５年間(注)、割増償却ができる措置を創設する。（２年間の時限措置）

（注）輸出事業用資産の一定割合以上を輸出事業の用に供していることにつき証明された事業年度に限る。

輸出事業用資産

○　**認定輸出事業計画に記載された輸出事業の用に供する施設に該当する機械装置、建物等及び構築物のうち、次の要件等に該当するもの**

✓ 食品産業の輸出向けＨＡＣＣＰ等対応施設整備事業の対象でないこと

✓ 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金の交付を受けないこと

（注）輸出事業とは、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業をいう。

＜対象事業年度＞

供用日以後５年以内の日を含む各事業年度で、輸出事業用資産の一定割合以上を輸出事業の用に供していることにつき証明がされた事業年度。

※「一定割合」は、年度ごとに以下の割合

年度	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

課税の特例の内容

●　認定輸出事業計画に基づいて導入する設備投資について、以下の措置を講ずる。

対　象　資　産	割　増　償　却
機械装置	**5年間　30%**
建物等、構築物	**5年間　35%**

【対象資産の例】

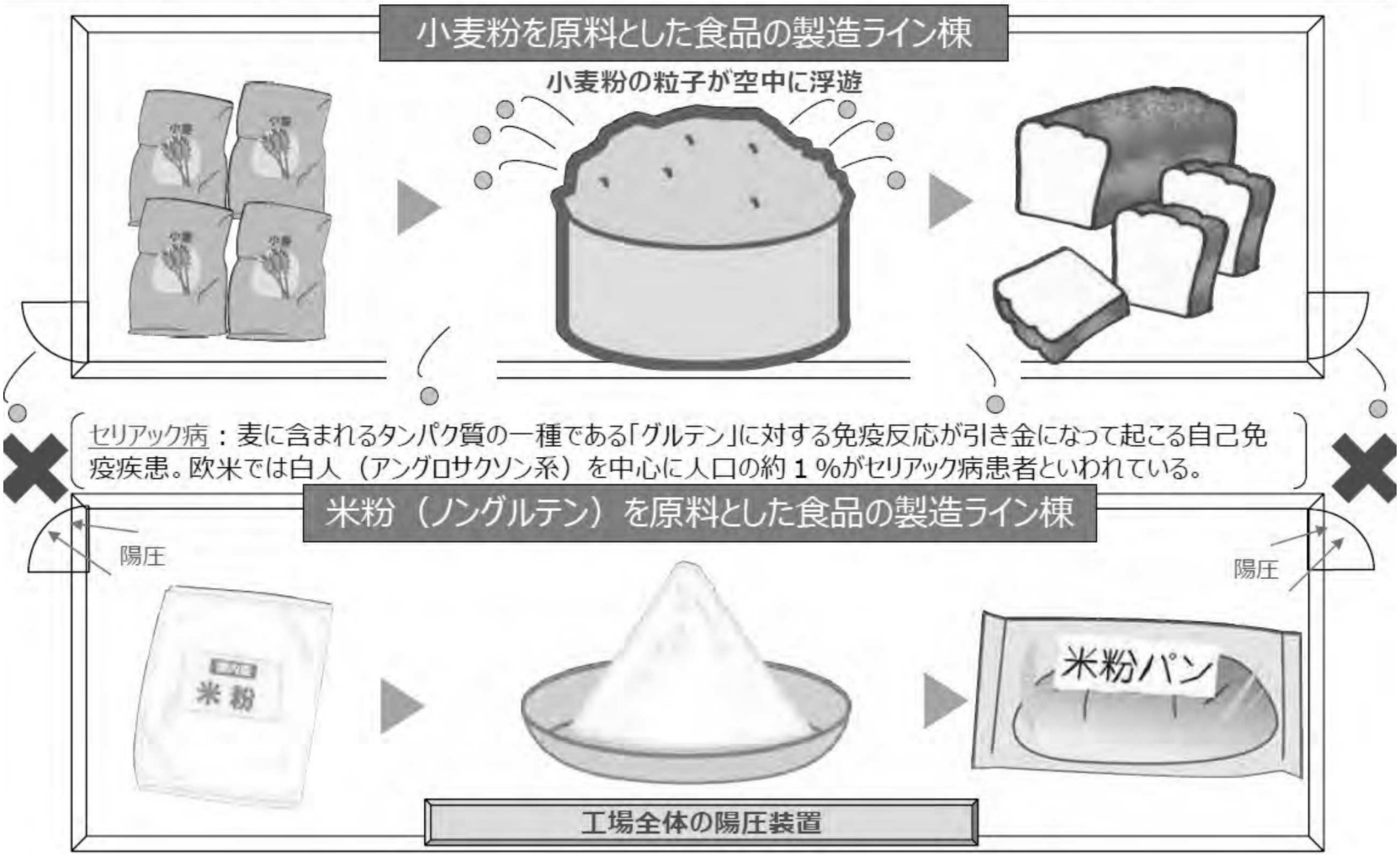
機械装置　　：製造設備、陽圧化設備、冷蔵設備

建物等及び構築物　：加工施設、倉庫

（参考）対象資産（イメージ）

アレルギー物質のコンタミ防止施設・設備仕様（例:小麦製品）

粉末体の原料を使用する食品ではコンタミ防止のため、施設全体に陽圧処理が必要



農林水産省 ／Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

⑷　交際費課税の特例の延長

交際費課税の特例の延長

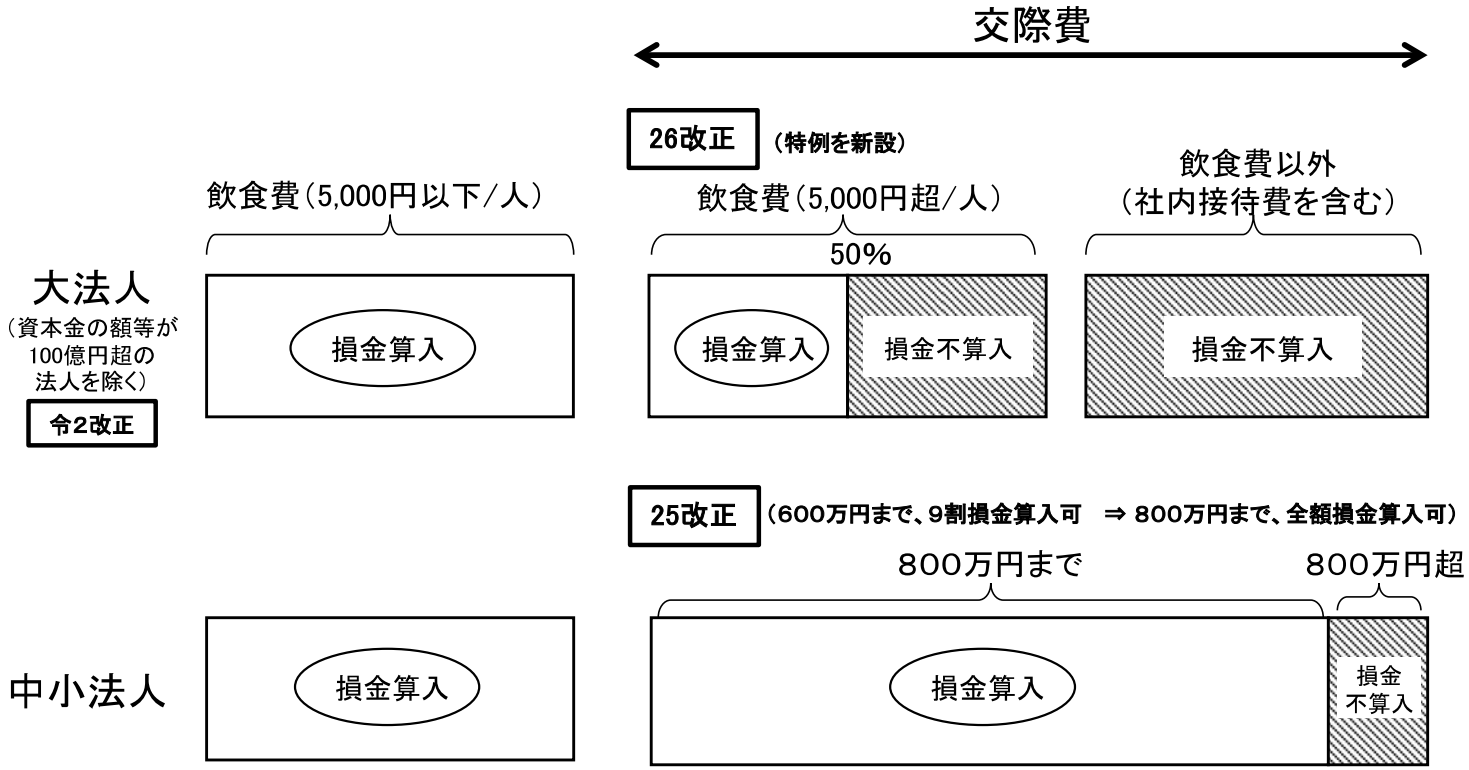
【制度の概要】（適用期限：令和４年３月３１日）

○　大法人（資本金の額等が１００億円超の法人）
　⇒ 全額損金不算入

○　大法人（資本金の額等が１億円超１００億円以下の法人）
　⇒ 飲食のための支出の50%を超える金額は損金不算入

○　中小法人（資本金の額等が１億円以下の法人）
　⇒「飲食のための支出の50%」と「定額控除限度額（年800万円）」を選択した上で、それを超える金額は損金不算入

※ 一人当たり5,000円以下の飲食費等は交際費等に該当しない（全額損金算入）



※「飲食費の50%損金算入」を選択することも可

【改正後】

- 中小法人に係る特例及び接待飲食費に係る特例の適用期限を２年延長する（令和６年３月３１日まで）

（注）交際費課税自体についても適用期限を2年延長

適用期限の延長に伴うグループ通算制度への対応

【通算法人の資本金の額等に関する判定】

○　通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額等が100億円を超える場合には、通算グループ内の全ての法人が支出する交際費等の額を全額損金不算入とする。

○　通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額等が１億円を超える場合等には、通算グループ内の全ての法人が定額控除限度額の特例を適用できないこととする。

【通算子法人に対する通算定額控除限度分配額の計算】

○　通算法人の定額控除限度額は、次のとおり計算した金額（通算定額控除限度分配額）とする。

$$\text{年800万円} \times \frac{\text{その通算法人が支出する交際費等の額}}{\text{各通算法人が支出する交際費等の額の合計額}}$$

○　修更正による交際費等の額の変動については、他の通算法人の影響を遮断（当初申告の金額に固定）して計算する（遮断措置）。ただし、各通算法人が支出する交際費等の額の合計額が年800万円以下である場合等は遮断措置は不適用（全体再計算）とする。

○　上記遮断措置の不適用により通算定額控除限度分配額の再計算を行った後に修更正をする場合は、全体再計算後の金額を当初申告の交際費等の額とみなす。

○　全体計算を行う場合における定額控除限度額の特例については、交際費等の額を支出する各通算法人の全てが、確定申告書等に通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

⑸　欠損金の繰戻しによる還付制度

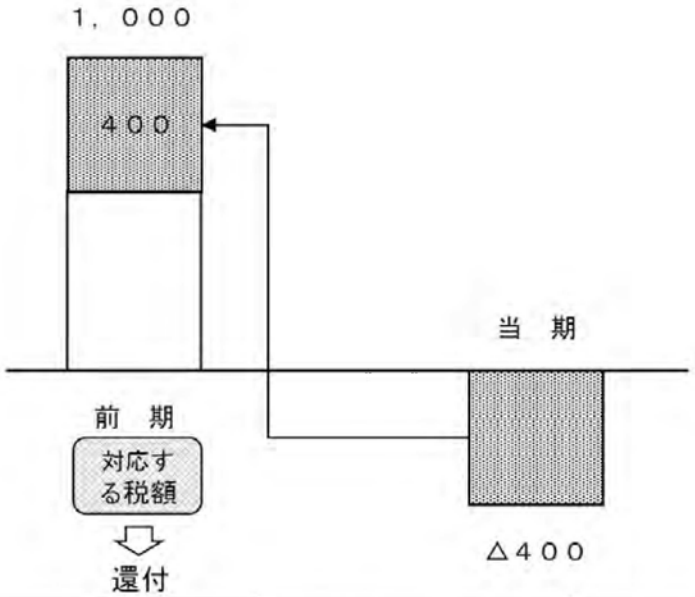
欠損金の繰戻しによる還付制度

1．制度の概要

青色申告法人の欠損金については、欠損事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の繰戻し（還付）をすることができる。

2．繰戻し還付の不適用

資本金の額が1億円超の法人（資本金の額が 1億円以下の法人のうち、大法人（資本金の額が5億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を含む。）の平成4年4月1日から令和4年3月31日【改正後：令和6年3月31日】までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金（災害損失欠損金を除く。）については、解散、事業の全部譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合を除いて、繰戻し還付制度は適用されない。



	令和元年度	令和２年度
課税所得金額	１，０００	△４００
［法人税率］	［２３．２%］	［２３．２%］
法人税額	２３２	△９２．８（繰戻還付）（＝△400×23.2%）

グループ通算制度への対応

○　清算中に終了する事業年度であっても、通算子法人の清算中に終了する事業年度のうちその通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度については、欠損金の繰戻しによる還付制度を不適用とする。

○　通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額又は出資金の額が１億円超である場合等（大通算法人である場合）には、その法人（普通法人に限る）については、欠損金の繰戻しによる還付制度を不適用とする。

⑹　租税特別措置の見直し

租税特別措置の見直し

○　見直しの対象となった措置（35項目）のうち、3項目は「廃止」、23項目は「縮減を伴う見直し」

① 研究開発税制※	**縮減**（適用要件の見直し）
② 沖縄の観光地形成促進地域（税額控除）	**縮減＋一部拡充**（対象法人・対象資産の見直し等）
③ 沖縄の情報通信産業振興地域（税額控除）	**縮減**（対象法人・対象事業の見直し等）
④ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域（特別償却・税額控除）	**縮減＋一部拡充**（対象法人・対象資産・対象事業の見直し等）
⑤ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域（特別償却・税額控除）	**縮減＋一部拡充**（対象法人・対象地域の見直し等）
⑥ 沖縄の経済金融活性化特別地区（特別償却・税額控除）	**縮減＋一部拡充**（沖縄県知事による認定制度の導入、取得価額要件の見直し等）
⑦ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除	**縮減**（対象事業の見直し）
⑧ 地域未来投資促進税制※	**縮減**（適用要件の見直し）
⑨ 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除	**縮減＋一部拡充**（取得価額要件・取得供用期間の見直し等）
⑩ 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除	**縮減＋一部拡充**（対象雇用者・適用要件の見直し等）
⑪ ５Ｇ導入促進税制	**縮減＋一部拡充**（税額控除率の引下げ、対象資産の要件の見直し等）
⑫ デジタルトランスフォーメーション投資促進税制・カーボンニュートラル投資促進税制※	**縮減**（適用要件の見直し）
⑬ 沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	**縮減＋一部拡充**（対象資産・取得価額要件の見直し、沖縄県知事による確認手続の導入）
⑭ 倉庫用建物等の割増償却	**縮減**（償却率の引下げ等）
⑮ 保険会社等の異常危険準備金	**縮減＋一部拡充**（火災保険等：対象保険の見直し、特例積立率の引上げ等、火災共済：延長）
⑯ 探鉱準備金又は海外探鉱準備金	**縮減**（対象鉱物の見直し）
⑰ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除※	**縮減**（対象鉱物の見直し）
⑱ 沖縄の情報通信産業特別地区（所得控除）	**縮減＋一部拡充**（対象法人・対象事業の見直し）
⑲ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域（所得控除）	**縮減＋一部拡充**（対象法人・対象地域の見直し）
⑳ 沖縄の経済金融活性化特別地区（所得控除）	**縮減**（沖縄県知事への報告制度の導入等）
㉑ 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	**縮減**（対象事業の見直し）
㉒ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	**縮減**（対象資産の見直し）
㉓ 農業協同組合等の合併に係る課税の特例	**縮減**（対象の見直し）
㉔ 給与等の支給額が増加した場合の税額控除※	**拡充＋改組**（人材確保等促進税制等の改組等）
㉕ 土地重課※	**拡充**（適用除外措置の維持）
㉖ 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用	**拡充**（銀行等保有株式取得機構の欠損金額の除外）
㉗ オープンイノベーション促進税制	**拡充**（出資の対象会社の範囲・株式保有期間等の見直し）
㉘ 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除	**単純延長**
㉙ 海外投資等損失準備金	**単純延長**
㉚ 交際費等の損金不算入	**単純延長**
㉛ 障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却	**廃止**
㉜ 特定災害防止準備金	**廃止**
㉝ 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	**廃止**
㉞ 農業経営基盤強化準備金※	その他（所要の整備）
㉟ 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例※	その他（所要の整備）

（注）期限なし及び未到来の措置については、※印を付している。

令和４年度税制改正
（所得税関係）

課税標準・税額等の改正

1　住宅ローン控除の改正

【改正の趣旨等】

- **2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置**
 - 省エネ性能等の高い住宅について、新築・既存ともに、借入限度額を上乗せする。
 - 令和６年以降に建築確認を受けた新築住宅については省エネ基準適合を要件化する。

- **会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況を踏まえた措置**
 - 会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7％（現行：１％）としつつ、控除期間を次のとおりとする。
 - ✓ 新築等の認定住宅等：令和４～７年入居：13年
 - ✓ 新築等のその他住宅：令和４・５年入居：13年、令和６・７年入居：10年
 - ✓ 既存住宅　　：令和４～７年入居：10年
 - 合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和５年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する。

- **その他**
 - 所得要件を合計所得金額2,000万円以下（現行：3,000万円以下）とする。
 - 既存住宅における築年数要件（耐火住宅25年、非耐火住宅20年）を廃止し、代わりに昭和57年以降に建築された住宅を対象とする。
 - 所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の５％（最高9.75万円）の範囲内で個人住民税から控除する。
 - 特定増改築等に係る住宅ローン控除については、延長しない。

新しい住宅ローン控除の借入限度額等の一覧

		令和４・５年入居	令和６・７年入居
新築住宅 買取再販住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	借入限度額：5,000万円 控除率　　：0.7％ 控除期間　：13年間	借入限度額：4,500万円 控除率　　：0.7％ 控除期間　：13年間
	ZEH水準省エネ住宅	借入限度額：4,500万円 控除率　　：0.7％ 控除期間　：13年間	借入限度額：3,500万円 控除率　　：0.7％ 控除期間　：13年間
	省エネ基準適合住宅	借入限度額：4,000万円 控除率　　：0.7％ 控除期間　：13年間	借入限度額：3,000万円 控除率　　：0.7％ 控除期間　：13年間
	上記以外 （一般住宅）	借入限度額：3,000万円 控除率　　：0.7％ 控除期間　：13年間	借入限度額：2,000万円 控除率　　：0.7％ 控除期間　：10年間 ※　次のいずれかに該当することが要件 ・令和５年12月31日以前に建築確認を受けたもの ・令和６年６月30日以前に建築されたもの
既存住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	借入限度額：3,000万円 控除率　　：0.7％ 控除期間　：10年間	借入限度額：3,000万円 控除率　　：0.7％ 控除期間　：10年間
	上記以外 （一般住宅）	借入限度額：2,000万円 控除率　　：0.7％ 控除期間　：10年間	借入限度額：2,000万円 控除率　　：0.7％ 控除期間　：10年間

✓「買取再販住宅」とは、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅をいう。
✓「ZEH水準住宅」とは、大幅な省エネと再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギーの消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅をいう。
✓令和５年以前に建築確認を受けた新築住宅を取得した所得1,000万円以下の者については、床面積要件を40㎡以上に緩和される。

令和４年入居者の借入限度額等の一覧（租税特別措置法）

<table>
<tr><th></th><th>新築住宅</th><th>買取再販住宅</th><th>買取再販住宅以外
の既存住宅</th></tr>
<tr><td>認定住宅
（認定長期優良住宅
認定低炭素住宅）</td><td>借入限度額：5,000万円
控除率　　：0.7％
控除期間　：13年間
床面積要件：50㎡以上
所得要件　：2,000万円
※特例住宅も対象
・床面積要件：40㎡～50㎡
・所得要件　：1,000万円</td><td>同　　左
※特例住宅は対象外</td><td rowspan="3">借入限度額：3,000万円
控除期間　：10年間
※上記以外は同左
※特例住宅は対象外</td></tr>
<tr><td>ZEH水準省エネ住宅</td><td>借入限度額：4,500万円
※上記以外は認定住宅と同じ。</td><td>同　　左
※特例住宅は対象外</td></tr>
<tr><td>省エネ基準適合住宅</td><td>借入限度額：4,000万円
※上記以外は認定住宅と同じ。</td><td>同　　左
※特例住宅は対象外</td></tr>
<tr><td>上記以外
（一般住宅）</td><td>借入限度額：3,000万円
※上記以外は認定住宅と同じ。</td><td>同　　左
※特例住宅は対象外</td><td>借入限度額：2,000万円
控除期間　：10年間
※上記以外は同左
※特例住宅は対象外</td></tr>
</table>

✓「買取再販住宅」とは、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅をいう。
✓「ZEH水準住宅」とは、大幅な省エネと再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギーの消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅をいう。

令和４年入居者の借入限度額等の一覧（新型コロナ特例法）

	特別特例取得 （請負契約：R２年10月～R３年９月 売買契約：R２年12月～R３年11月）	左記以外
認定住宅 （認定長期優良住宅 認定低炭素住宅）	借入限度額：5,000万円 控除率　　：１％ 控除期間　：13年間 床面積要件：50㎡以上 所得要件　：3,000万円 ※特例住宅も対象 ・床面積要件：40㎡～50㎡ ・所得要件　：1,000万円	租税特別措置法の措置を適用
上記以外	借入限度額：4,000万円 ※上記以外は同上 ※特例住宅も対象	同　　上

確定申告書の添付すべき各種証明書

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="4">改正後</th><th colspan="3">（参考）改正前</th></tr>
<tr><th>新　築（※１）</th><th colspan="2">中　古</th><th>増改築</th><th>新　築</th><th>中　古</th><th>増改築</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th></th><th>一　般</th><th>買取再販</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="4">認定住宅等</td><td>長期優良</td><td rowspan="2">・認定通知書
・認定長期優良（低炭素）住宅証明書
又は住宅用家屋証明書</td><td rowspan="4">左記書類
＋
【建築基準】
・登記事項証明書
【耐震基準】
・耐震基準適合証明書等</td><td rowspan="4">左記書類
＋
・増改築等工事証明書等</td><td rowspan="5">・増改築等工事証明書等</td><td rowspan="3">（改正後と同じ）</td><td rowspan="4">―</td><td rowspan="5">（改正後と同じ）</td></tr>
<tr><td>低炭素</td></tr>
<tr><td>特定建築物</td><td>・住宅用家屋証明書</td></tr>
<tr><td>ZEH
省エネ</td><td>・住宅省エネルギー性能証明書又は建設住宅性能評価書</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般住宅</td><td>な　し
（※２）</td><td>【建築基準】
・登記事項証明書
【耐震基準】
・耐震基準適合証明書等
（※３）</td><td>左記書類
＋
・増改築等工事証明書等</td><td>な　し</td><td>（改正後の中古一般と同じ）</td></tr>
</table>

※１　「小規模住宅」で令和６年１月１日以降居住の用に供する家屋に該当するときは、別途、建築確認済証の写し等が必要となる。
※２　令和６年１月１日以降、「特定居住用家屋以外の家屋」に該当することを証する書類として、別途、建築確認済証の写し等が必要となる場合がある（建築確認を令和５年12月31日以前に受けているケース）。
※３　「要耐震改修住宅」に該当するときは、改正前と同様に、耐震基準適合証明申請書の写し及び耐震基準適合証明書等が必要となる。

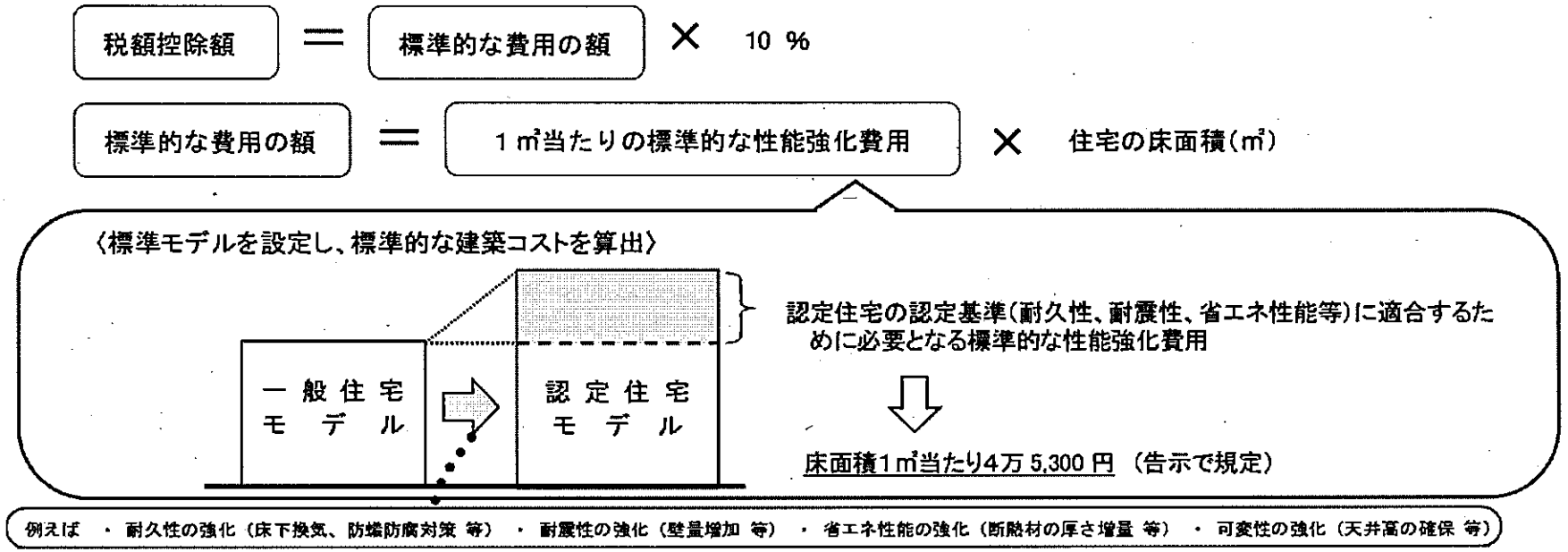
2　認定住宅新築等特別税額控除の改正

【改正前】
- 個人が、認定住宅の新築等をして、その家屋を自己の居住の用に供した場合には、「標準的な費用の額（650万円等を限度）」の10％に相当する金額をその年分の所得税額から控除（控除しきれない金額がある場合には、翌年分の所得税額から控除）することができる。

【改正後】
- 特定エネルギー消費性能向上住宅（ZEH水準省エネ住宅）を本措置の対象に追加する。
- 消費税等の税率にかかわらず、税額控除限度額を一律650万円とする。

【適用関係】
- 改正後の本特例は、認定住宅等の新築等をして、令和４年１月１日以後に居住の用に供する場合に適用する。

【制度のイメージ】



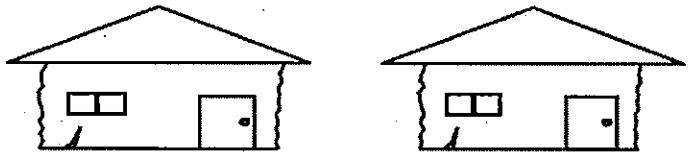
3　住宅耐震改修特別控除の改正

【改正前】
- 個人が、居住用家屋について、一定の耐震改修を行った場合には、標準的な費用の額（250万円等が限度）の10％に相当する金額をその年分の所得税から控除することができる。

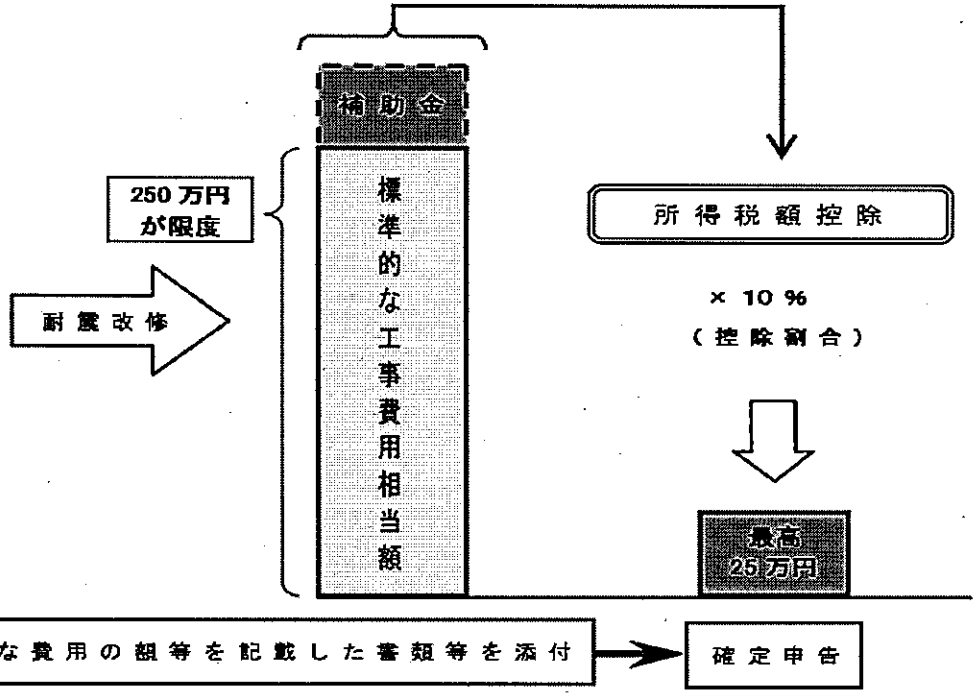
【改正後】
- 消費税等の税率にかかわらず、控除対象限度額を一律250万円とする。

【適用関係】
- 改正後の本特例は、耐震改修をして、令和４年１月１日以後に居住の用に供する場合に適用する。

【制度のイメージ】



※ 昭和56年5月31日以前に建築された住宅を対象



4　住宅特定改修特別税額控除の改正

【改正前】
- 居住家屋について特定改修工事をして、その家屋を個人の居住の用に供した場合において、その年分の合計所得金額が3,000万円以下であるときは、特定改修工事に係る標準的な費用の額の10%相当額を所得税額から控除する。

【改正後】
- 消費税等の税率にかかわらず、控除対象限度額を一律とする。
- 税額控除額に特定改修工事に係る標準的な費用の額（控除対象限度額を超える部分）と特定改修工事以外の増改築等の費用の実額との合計額の５%相当額を加算する。

【適用関係】
- 改正後の特例は、令和４年１月１日以後にその者の居住の用に供した場合について適用する。

対象となる工事

１　バリアフリー改修工事
特定の個人(注)が行う以下の工事
①廊下の拡幅、②階段の勾配の緩和、③浴室改良、④便所改良、⑤手すりの設置、⑥屋内の段差の解消、⑦引き戸への取替え工事、⑧床表面の滑り止め化
(注)　特定の個人とは、①50 歳以上の者、②要介護又は要支援の認定を受けている者、③障害者である者、④その者の親族のうち②若しくは③に該当する者又は 65 歳以上の者のいずれかと同居している者をいう。

２　省エネ改修工事
①居室の窓の改修工事（必須）、②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事、⑤一定の太陽光発電装置設置工事、⑥一定の太陽熱利用冷温熱装置等の設置工事（①~④については、改修部位の省エネ性能がいずれも一定の基準以上となるもの）で次のもの
イ　全ての居室の窓全部の改修工事を行うもの
ロ　居室の窓の改修工事を行うもので、改修後の住宅全体の省エネ性能が一定の基準以上となるもの

３　三世代同居対応改修工事
①キッチン、②浴室、③トイレ、④玄関の増設工事（リフォーム後はいずれか２つ以上が複数となること）

４　耐久性向上改修工事（耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行うものに限る）
①小屋裏、②外壁、③浴室、脱衣室、④土台、軸組等、⑤床下、⑥基礎若しくは⑦地盤に関する劣化対策工事又は⑧給排水管若しくは給湯管に関する維持管理若しくは更新を容易にするための工事

(注) 上記のそれぞれの改修工事の標準的な費用の額（補助金等控除後）が 50 万円超のものが対象。

控除額の算出方法

控除額 ＝ 標準的な費用の額 × １０%

（単位（㎡など）当たりの標準的な費用の額 × 住宅の床面積（㎡）など）

※　限度額
①　バリアフリー改修……200 万円
②　省エネ改修……250 万円
③　三世代同居対応改修……250 万円
④　耐震改修＋耐久性向上改修……250 万円
⑤　省エネ改修＋耐久性向上改修……250 万円
⑥　耐震改修＋省エネ改修＋耐久性向上改修…500 万円

（注１）上記①、②の金額は工事費用の額に含まれる消費税等の税率が８・10%の場合の金額であり、それ以外の場合は①は 150 万円、②は 200 万円となる。
⇒【改正案】消費税等の税率にかかわらず、限度額を上記の金額とする。

（注２）②、⑤、⑥の場合において太陽光発電装置を設置するときは、＋100 万円となる。

（注３）④は②と、⑤は②又は④と、⑥は②、④又は⑤との併用は不可。

※※　各改修工事とも、改修部位ごとに単位当たりの標準的な費用の額を告示で規定

〈現行制度の告示の例〉

◎ バリアフリー改修工事
○ 浴室の段差の解消工事　９万 6,000 円/㎡（施工面積）
◎ 省エネ改修工事
○ 内窓の新設（東京都の場合）　8,100 円/㎡（床面積）
◎ 三世代同居対応改修工事
○ 浴槽及び給湯設備　137 万 3,800 円/箇所
◎ 耐久性向上改修工事
○ 小屋根裏の壁に換気口を付ける工事　２万 900 円/箇所

（参考）セルフメディケーション税制の改正（令和３年度税制改正）

【改正後】

- 本特例の対象となる医薬品について次の見直しを行う。
 - ① 療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められる医薬品を除外する。
 - ② スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する医薬品を追加する。

	改正前	改正後
適用要件	健康診査等又は予防接種など健康の維持増進及び疾病の予防への取組を行っていること	同　左
対象医薬品	いわゆるスイッチＯＴＣ医薬品	効果的なものに重点化
控除額	購入費用（年間10万円を限度）のうち1.2万円を超える額を所得控除	同　左
手続	セルフメディケーション税制に関する明細書	同　左

申告利便の向上・デジタル化に資する改正

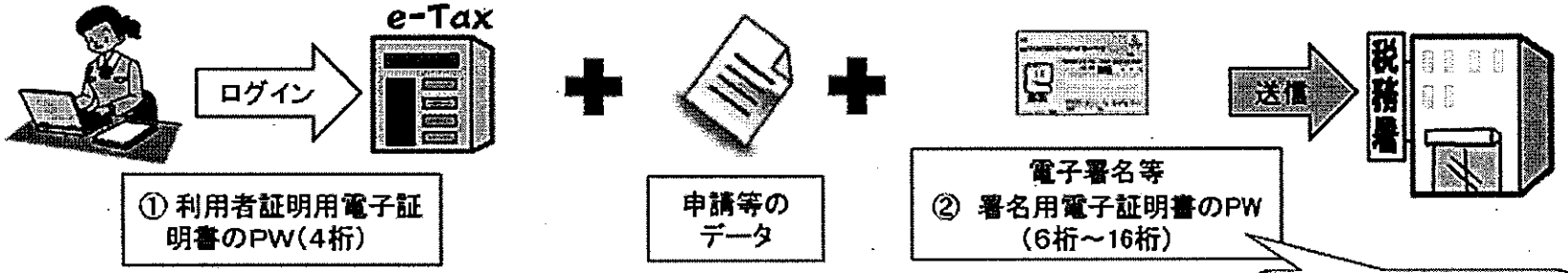
5　個人番号カードを利用したe-Taxの利便性の向上

【改正前】
マイナンバーカードを利用してe-Taxにより申請等を行う場合には、e-Taxのログイン時に「利用者証明用電子証明書のＰＷ」を入力して、その申請等のデータに電子署名等（「署名用電子証明書のＰＷ」の入力）を付して送信しなければならないこととされている。

【改正後】
事前登録としてマイナンバーカードの「利用者証明用電子証明書」及び「署名用電子証明書」を用いて電子署名等の送信（番号法上の本人確認）をした者が、マイナンバーカードを利用してe-Taxにより申請等を行う場合には、電子署名等の送信（「署名用電子証明書のＰＷ」の入力）を要しないこととする（令和５年１月１日以後に行う申請等について適用）。

	利用者証明用電子証明書のＰＷ	e-TaxのＩＤ・ＰＷ	電子署名等 （署名用電子証明書のＰＷ）
マイナンバーカード方式	○	×	（電子署名等の事前登録をした場合） ○ ⇒ ×
ＩＤ・ＰＷ方式	―	○	×

【電子署名等を登録済みの者がマイナンバーカードを利用してe-Taxで行う申請等のイメージ】



（注１）国税庁のサーバ署名により、申請等における改ざん防止措置を運用上講ずる。
（注２）e-Taxの手続を簡素化する等の観点から、①マイページ経由の申請等、②ＧビズＩＤ（法人・個人事業主向け共通認証システム）を用いた申請等、③スマートフォンによる事前登録としての電子署名等の送信を可能とするなど、申告利便等の更なる向上に取り組む。

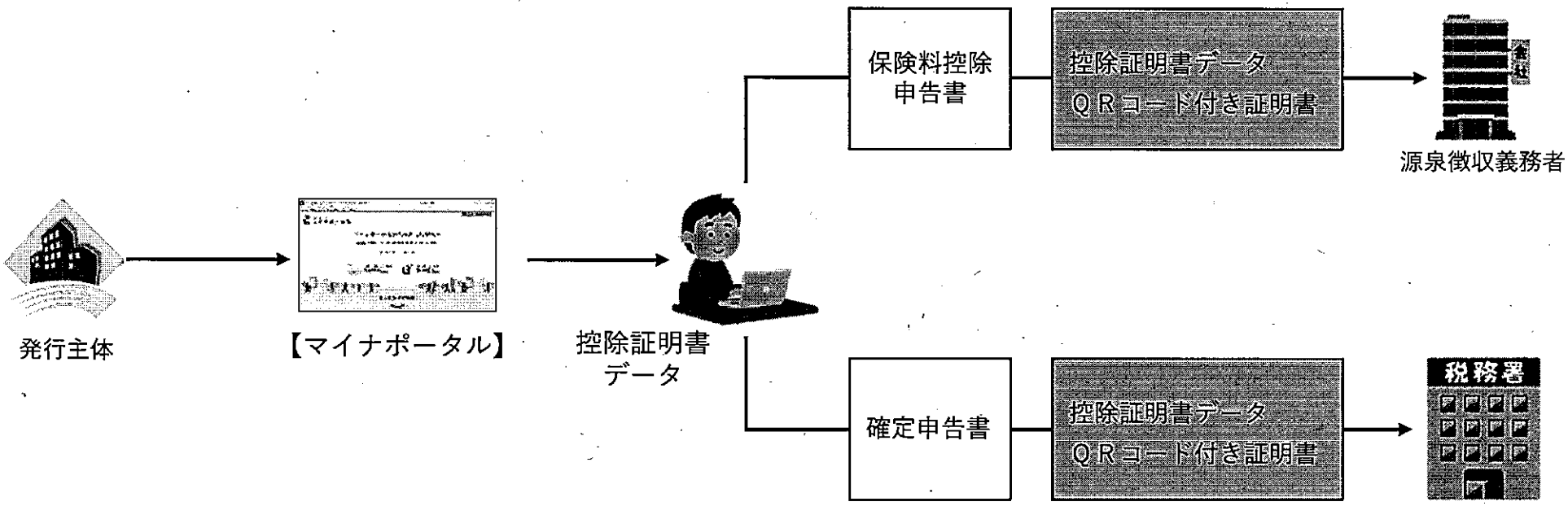
6　社会保険料控除等に係る控除証明書の電子化

【改正後】

- 納税者の利便性向上や国税当局の事務の簡素化の観点から、確定申告及び年末調整の際に提出する社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除の控除証明書について、「控除証明書データ」及び「QRコード付き控除証明書」での提出を可能とする。

【適用関係】

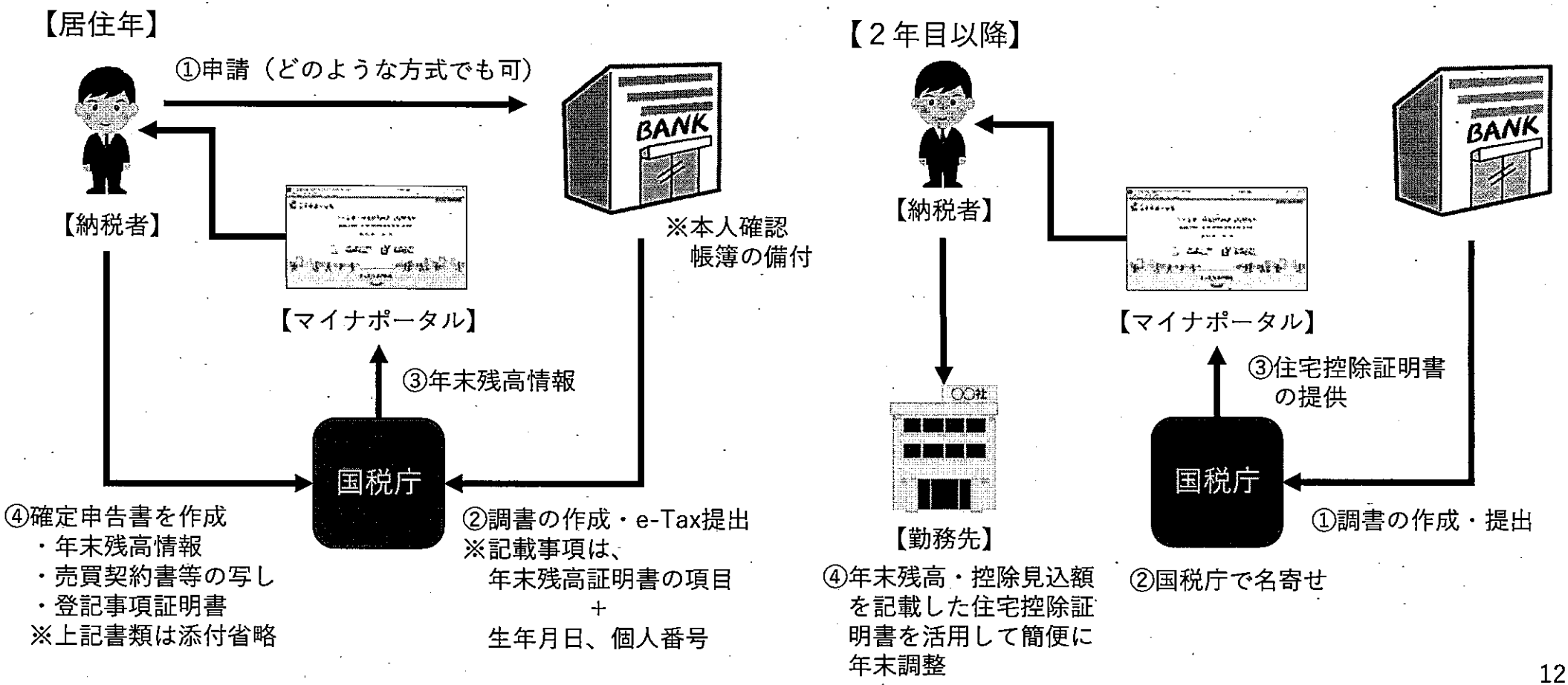
- 年末調整手続については、令和４年10月１日以後に保険料控除申告書を提出する場合について適用する。
- 確定申告手続については、令和４年分以後の確定申告書を提出する場合について適用する。



7　住宅ローン控除の申告手続の簡素化

【改正後】
① 令和５年以後に居住した者が住宅ローン控除を適用する場合、債権者に住宅ローン控除申請書の提出をしなければならない。
② 債権者は、控除期間の各年の10月31日（１年目は１月31日）までに、調書を作成して、税務署長に提出しなければならない。
③ 住宅ローン控除証明書の記載事項に、住宅借入金等の年末残高を加える。
④ 年末残高証明書及び契約書の写しについては、確定申告書への添付を不要とする。税務署長は、確定申告期限等から５年間、契約書の写し等の提示又は提出を求めることができる。

【適用関係】
令和５年１月1日以後に入居する者が令和６年１月１日以後に申告書を提出する場合に適用



課税の適正化に資する改正

8　簿外経費の必要経費不算入制度の創設

【改正後】

- その年において事業所得を生ずべき業務を行う者等が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出し、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分の売上原価の額（材料費等を除く。）その他業務について生じた費用の額は、一定の証明がなされたものを除き、その者の各年分のこれらの所得の金額の計算上、必要経費の額に算入しない。
- その者がその年分の確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額のうち、その提出したその年分の確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外する。

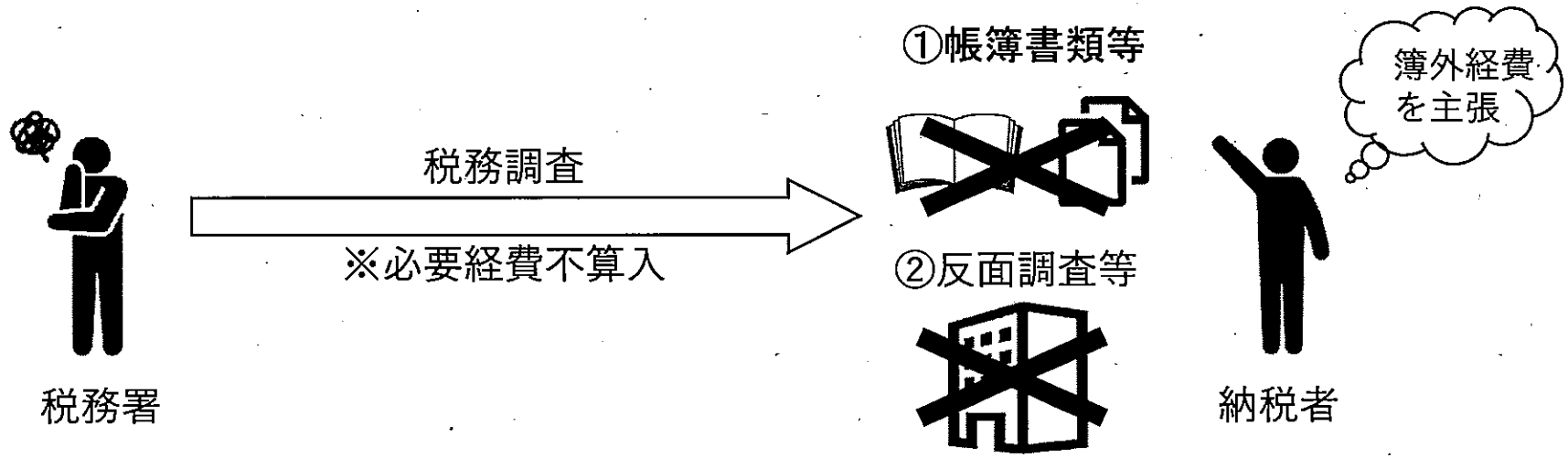
【適用関係】

- 上記の改正は、令和５年分以後の所得税について適用する。

【一定の証明】

①　調査対象者が保存する帳簿書類等で取引が行われたことが明らかとなる場合

②　調査対象者が取引先を明らかにし、反面調査等で取引が行われたことが推測される場合



9　帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備

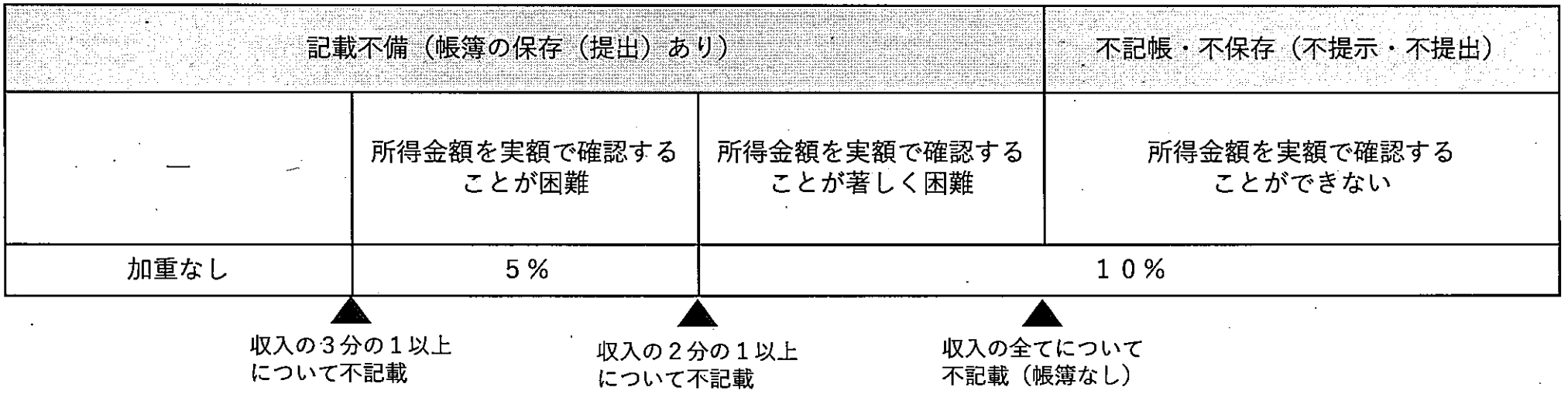
【改正後】

- 納税者が、帳簿に記載すべき事項に関し所得税等に係る修正申告書等の提出等があった時前に、国税庁等の当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税等の額については、通常課される過少申告加算税等の額に当該申告漏れ等に係る所得税等の額に次の割合に相当する金額を加算した金額とする。
 - ① 当該職員に当該帳簿の「提示若しくは提出をしなかった」場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が「著しく不十分」である場合・・・10%
 - ② 当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載が「不十分」である場合・・・５％

【適用関係】

- 上記の改正は、上記の改正は、令和６年１月１日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

【加重措置の適用対象範囲のイメージ】



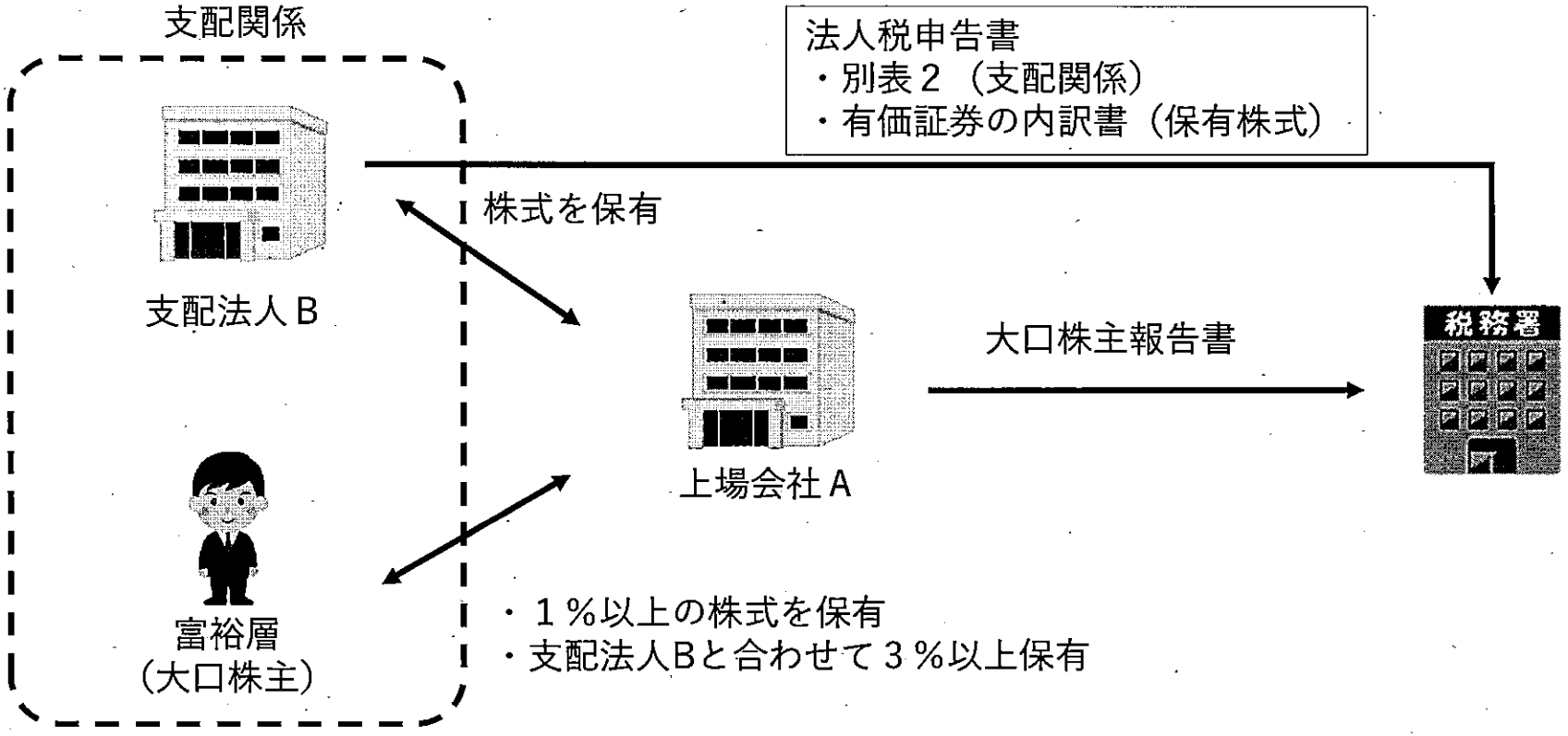
10　大口株主の範囲の見直し

【改正後】

- 個人株主が、「当該個人株主の持株割合」と「当該個人株主が50％超の株式を保有する法人（支配法人）の持株割合」との合計が３％以上となる上場会社から、支払を受ける配当については、現行の「大口株主等」と同様に総合課税により課税する。
- 適正執行の観点から、新たな報告書（大口株主に関する報告書）を創設し、全上場会社（約3,800社）に対して、持株割合が１％以上の個人株主の名簿の提出義務を課す。

【適用関係】

- 上記の改正は、令和５年10月１日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用する。



11　財産債務調書制度等の見直し

【改正後】

① 現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。（注）上記の改正は、令和５年分以後の財産債務調書について適用する。

② 財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の６月30日（現行：その年の翌年の３月15日）とする（国外財産調書についても同様とする。）。（注）上記の改正は、令和５年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

③ 提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り適用することとする（国外財産調書についても同様とする。）。（注）上記の改正は、財産債務調書又は国外財産調書が令和６年１月１日以後に提出される場合について適用する。

④ 財産債務調書への記載を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を300万円未満（現行：100万円未満）に引き上げるほか、財産債務調書及び国外財産調書の記載事項について運用上の見直しを行う。（注）上記の改正は、令和５年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

【現行制度】

- 提出義務者：以下のいずれの基準にも該当する者
 - ・所得基準：所得2,000万円超
 - ・財産基準：総資産３億円以上又は有価証券等１億円以上
- 提出期限：翌年３月15日
- 記載内容：12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等
 - ※一部の少額財産債務は記載を省略可能
 - 例：取得価額100万円未満の家庭用動産（現金・美術品等を除く）

【改正案】

- 提出義務者：現行の提出義務者に加えて、以下の基準に該当する者も対象とする
 - ・財産基準：総資産10億円以上（所得基準なし）
- 提出期限：翌年６月30日
- 記載内容：12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等
 - ※一部の少額財産債務は記載を省略可能
 - 例：取得価額300万円未満の家庭用動産（現金・美術品等を除く）

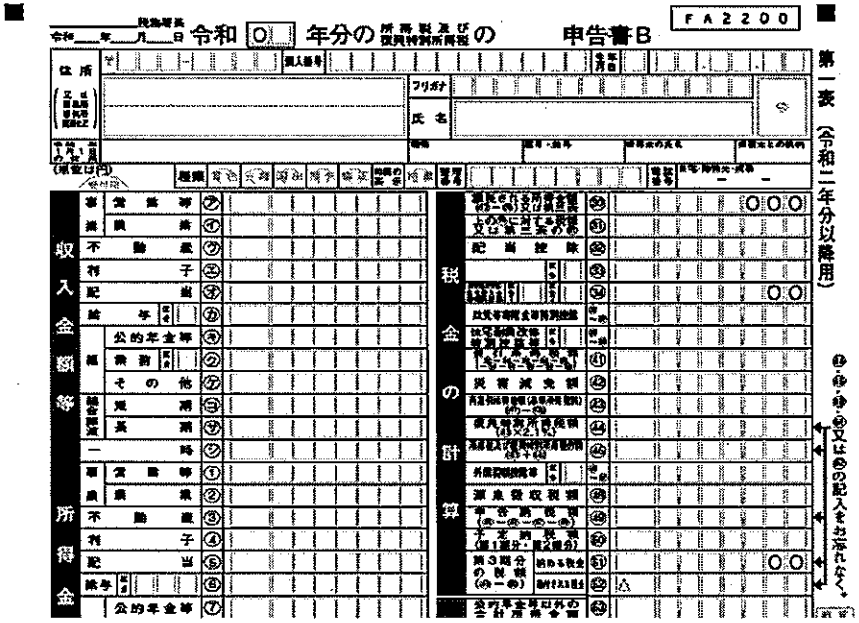
その他の改正

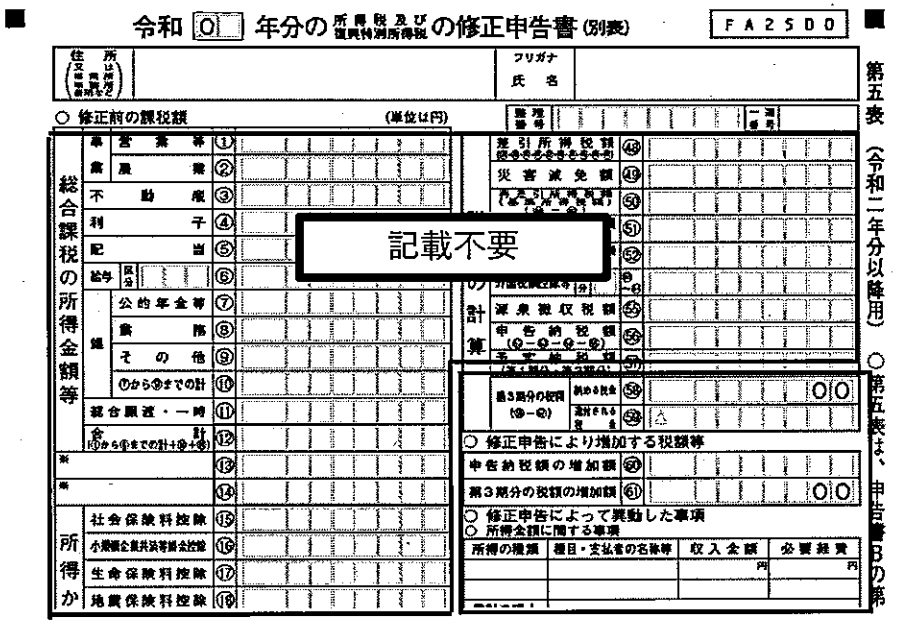
12　修正申告書等の記載事項の整備

【改正後】
- ワンスオンリーの原則を徹底する観点から、当初申告等により税務当局が既に保有している修正申告前及び請求前の課税標準について、修正申告書・更正請求書の記載を不要とする。
- 最終的な納付税額（還付税額）を算出する過程において必要な情報については、引き続き記載を求めることとする。

【適用関係】
- 上記の改正は、令和４年12月31 日以後に課税期間が終了する国税（課税期間のない国税については、同日後にその納税義務が成立する当該国税）に係る修正申告書又は更正請求書について適用する。

第５表は廃止





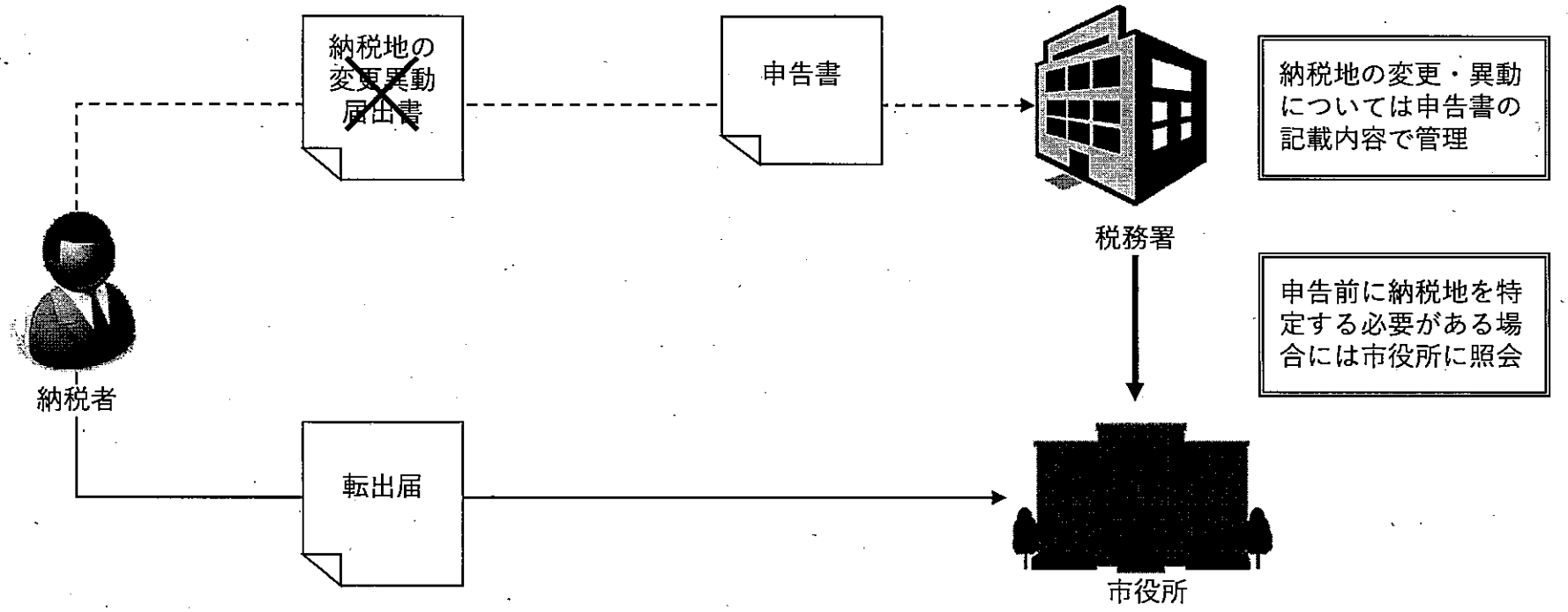
記載不要

申告書に統合

13　納税地の特例制度等の見直し

【改正後】
- 申請等の簡素化を図る観点から、納税地を変更する場合及び納税地に異動があった場合の届出書の提出を不要とする。

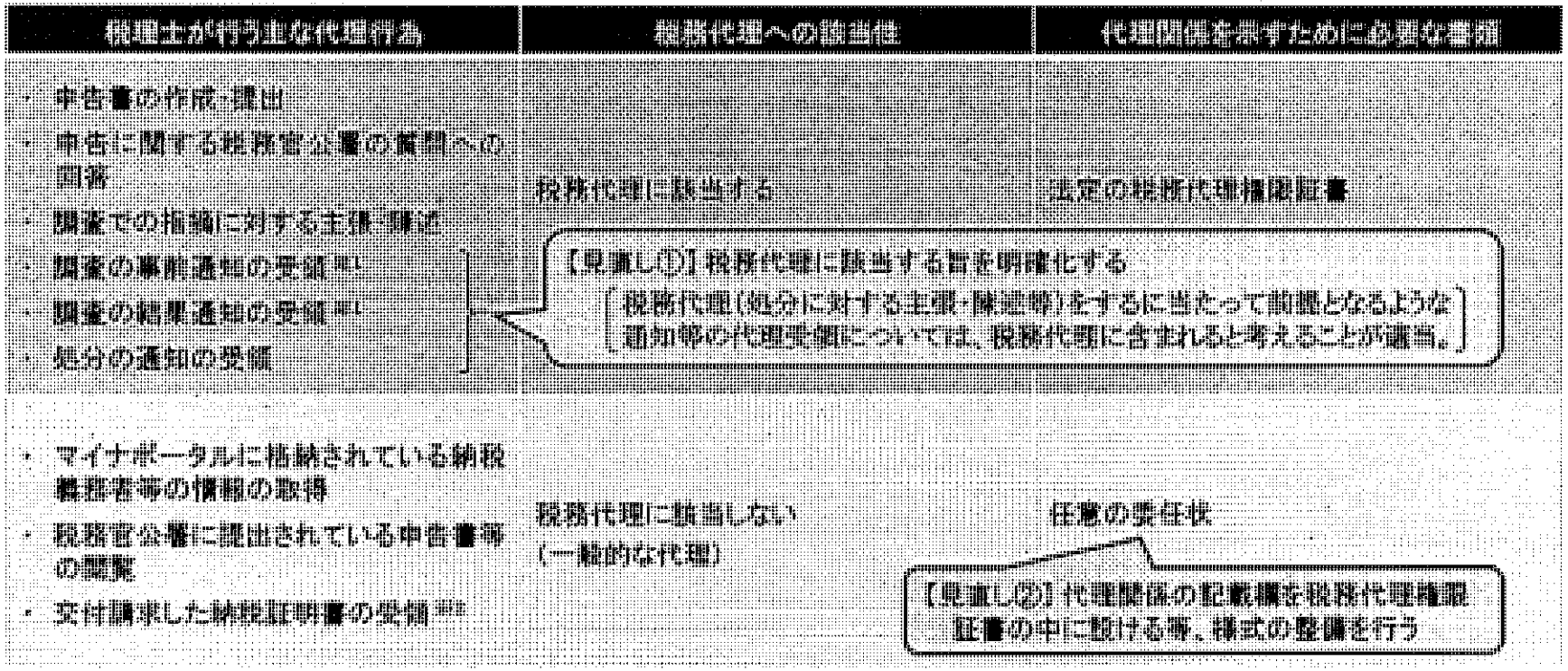
【適用関係】
- 上記の改正は、令和５年１月１日以後の納税地の変更等について適用する。



14　税務代理の範囲の明確化

【改正後】

- 税務代理を行うに当たって前提となるような通知等（更正通知書等）の受領行為は、税務代理に該当することを明確化する（令和４年４月１日適用）。
- 納税者・税理士の利便性向上の観点から、税務代理に該当しない行為に関する代理関係についての記載欄を税務代理権限証書に設ける等、税務代理権限証書に関する様式の整備を行う（令和６年４月１日以後に提出する税務代理権限証書について適用）。



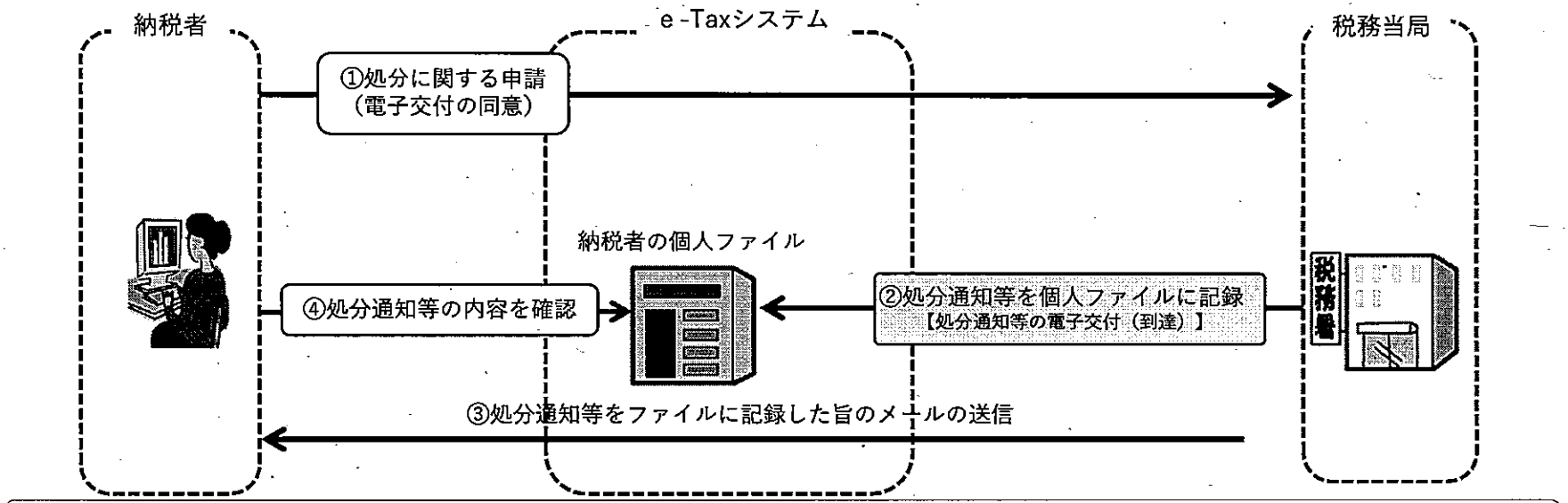
※1　国税通則法等において、税務代理人のみが代理受領できることが明示されている（ただし税務代理該当性への言及なし）。

※2　納税証明書の交付請求自体は、国税通則法に基づく請求行為であるため、税務代理に該当する。

（参考）処分通知等の電子交付

- 次に掲げる処分通知等については、電子交付（メッセージボックスに格納）を行うことができるが、納税者がマイナンバーカードを保有していない場合には、電子交付ができなかった。
 - ① 更正の請求に係る減額更正等の通知
 - ② 加算税の賦課決定通知
 - ③ 住宅ローン控除証明書の送付
 - ④ 所得税の予定納税額の通知（令和５年１月１日～）
- 今般、納税者の処分通知等を税理士が代理受領できることの明確化は、処分通知等の電子交付の増加にも資する。

【処分通知等の電子交付（イメージ）】



（注）税務当局においては、納税者が一定期間処分通知等の内容を確認していない場合には、内容を確認するよう電話により連絡するなど運用上の対応を行う。

令和４年度税制改正大綱
（所得税関係抜粋）

令和４年度税制改正の大綱（令和３年12月24日閣議決定）（抄）

一 個人所得課税

1 住宅・土地税制

（国 税）

〔延長・拡充等〕

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について適用期限（令和３年12月31日）を令和７年12月31日まで４年延長するとともに、次の措置を講ずる。

① 住宅の取得等をして令和４年から令和７年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

イ ロ以外の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和４年・令和５年	3,000 万円	0.7%	13 年
令和６年・令和７年	2,000 万円		10 年

（注）上記の金額等は、住宅の取得等が居住用家屋の新築、居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得又は宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の居住用家屋の取得である場合の金額等であり、それ以外の場合（既存住宅の取得又は住宅の増改築等）における借入限度額は一律2,000 万円と、控除期間は一律10 年とする。

ロ 認定住宅等の場合

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和４年・令和５年	5,000 万円	0.7%	13 年
	令和６年・令和７年	4,500 万円		
ＺＥＨ水準省エネ住宅	令和４年・令和５年	4,500 万円		
	令和６年・令和７年	3,500 万円		
省エネ基準適合住宅	令和４年・令和５年	4,000 万円		
	令和６年・令和７年	3,000 万円		

（注１）上記の「認定住宅等」とは、認定住宅、ＺＥＨ水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、上記の「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。

（注２）上記の金額等は、住宅の取得等が認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないもの若しくは宅地建物取引

業者により一定の増改築等が行われたものの取得である場合の金額等であり、住宅の取得等が認定住宅等で建築後使用されたことのあるものの取得である場合における借入限度額は一律3,000 万円と、控除期間は一律10年とする。

② 適用対象者の所得要件を2,000 万円以下（現行：3,000 万円以下）に引き下げる。

③ 個人が取得等をした床面積が40 ㎡以上50 ㎡未満である住宅の用に供する家屋で令和５年12 月31 日以前に建築確認を受けたものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得についても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000 万円を超える年については、適用しない。

④ 令和６年１月１日以後に建築確認を受ける住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付が同年６月30 日以前のものを除く。）又は建築確認を受けない住宅の用に供する家屋で登記簿上の建築日付が同年７月１日以降のもののうち、一定の省エネ基準を満たさないものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、本特例の適用ができないこととする。

⑤ 適用対象となる既存住宅の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付が昭和57 年１月１日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋とみなす。）であることを加える。

⑥ 年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。

（注）上記②及び⑤の改正は、住宅の取得等をして令和４年１月１日以後に居住の用に供した場合について適用する。

⑵ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について適用期限（令和３年12 月31 日）を令和５年12 月31 日まで２年延長するとともに、対象住宅の新築等をして令和４年及び令和５年に居住の用に供した場合の対象住宅、標準的な性能強化費用に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率
令和４年・ 令和５年	認定住宅 ＺＥＨ水準省エネ住宅	650 万円	10%

⑶ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について適用期限（令和３年12 月31 日）を令和７年12 月31 日まで４年延長するとともに、次の措置を講ずる。

① 再建住宅の取得等をして令和４年から令和７年までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和４年・令和５年	5,000 万円	0.9%	13 年
令和６年・令和７年	4,500 万円		

（注）上記の金額等は、再建住宅の取得等が居住用家屋の新築又は居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものの取得である場合の金額等であり、それ以外の場合（既存住宅の取得又は住宅の増改築等）における借入限度額は一律3,000 万円と、控除期間は一律10 年とする。

② 令和７年１月１日以後に居住の用に供する再建住宅のうち、警戒区域設定指示等の対象区域外に従前住宅が所在していた場合については、本特例の適用ができないこととする。

③ 上記（1）②から⑤までと同様の措置を講ずる。

(4) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る確定申告手続等について、次の措置を講ずる。

① 令和５年１月１日以後に居住の用に供する家屋について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（以下「住宅ローン控除」という。）の適用を受けようとする個人は、住宅借入金等に係る一定の債権者に対して、当該個人の氏名及び住所、個人番号その他の一定の事項（以下「申請事項」という。）を記載した申請書（以下「住宅ローン控除申請書」という。）の提出をしなければならないこととする。

② 住宅ローン控除申請書の提出を受けた債権者は、当該住宅ローン控除申請書の提出を受けた日の属する年の翌年以後の控除期間の各年の10月31日（その提出を受けた日の属する年の翌年にあっては、１月31日）までに、当該住宅ローン控除申請書に記載された事項及び当該住宅ローン控除申請書の提出をした個人のその年の12月31日（その者が死亡した日の属する年にあっては、同日）における住宅借入金等の金額等を記載した調書を作成し、当該債権者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該債権者は、当該住宅ローン控除申請書につき帳簿を備え、当該住宅ローン控除申請書の提出をした個人の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならないこととする。

③ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書の記載事項に、住宅借入金等の年末残高を加えることとする。

④ 令和５年１月１日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅ローン控除の適用を受けようとする個人は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書及び新築の工事の請負契約書の写し等については、確定申告書への添付を不要とする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から５年間、当該適用に係る新築の工事の請負契約書の写し等の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける個人は、当該書類の提示又は提出をしなければならないこととする。

⑤ 給与等の支払を受ける個人で年末調整の際に、令和５年１月１日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅ローン控除の適用を受けようとするものは、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書については、給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書への添付を不要とする。

⑥ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、居住年が令和５年以後である者が、令和６年１月１日以後に行う確定申告及び年末調整について適用する。

⑽ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限（令和３年12 月31 日）を令和５年12 月31 日まで２年延

長するとともに、次の措置を講ずる。

① 令和４年及び令和５年に耐震改修工事をした場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。

工事完了年	控除対象限度額	控除率
令和４年・令和５年	250 万円	10%

② 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

⑾ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限（令和３年12 月31 日）を令和５年12 月31 日まで２年延長するとともに、次の措置を講ずる。

① 特定の改修工事をして令和４年及び令和５年に居住の用に供した場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。

居住年	対象工事	控除対象限度額	控除率
令和４年・令和５年	バリアフリー改修工事	200 万円	10%
	省エネ改修工事	250 万円 (350 万円)	
	三世代同居改修工事	250 万円	
	耐震改修工事又は 省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	250 万円 (350 万円)	
	耐震改修工事及び 省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	500 万円 (600 万円)	

（注）カッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額である。

② 個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について上記（10）①の耐震改修工事又は上記①の対象工事をして、当該家屋を令和４年１月１日から令和５年12 月31 日までの間にその者の居住の用に供した場合（その工事の日から６月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、一定の要件の下で、当該個人の居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から次に掲げる金額の合計額（当該耐震改修工事又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額と1,000 万円から当該金額（当該金額が控除対象限度額を超える場合には、当該控除対象限度額）を控除した金額のいずれか低い金額を限度）の５％に相当する金額を控除する。

イ 当該耐震改修工事又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額（控除対象限度額を超える部分に限る。）の合計額

ロ 当該耐震改修工事又は対象工事と併せて行うその他の一定の工事に要した費用の金額（補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額）の合計額

（注）上記の「標準的な工事費用相当額」とは、耐震改修工事又は対象工事の種類等ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額

に当該耐震改修工事又は対象工事を行った床面積等を乗じて計算した金額（補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額）をいう。

③　適用対象となる省エネ改修工事を窓の断熱改修工事又は窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事（現行：全ての居室の全ての窓の断熱改修工事又は全ての居室の全ての窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事）とする。

④　標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

⑤　その他所要の措置を講ずる。

2　金融・証券税制

（国 税）

〔縮減〕

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、次の措置を講ずる。

(1)　内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等（以下「対象者」という。）及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合（以下「株式等保有割合」という。）が100 分の３以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものを、総合課税の対象とする。

（注）上記の改正は、令和５年10 月１日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適用する。

(2)　上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が100 分の１以上となる対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合その他の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から１月以内に、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。

（注）上記の改正は、令和５年10 月１日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用する。

(3)　その他所要の措置を講ずる。

3　租税特別措置等

（国 税）

〔延長・拡充〕

(5)　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつき当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さないこととする。

(6)　生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の特例貸付事業及び総合支援資金の特例貸付事業による金銭の貸付けにつき当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さないこととする。

(7) 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」として給付される給付金（既に給付されたものを含む。）について、次の措置を講ずる。

① 所得税を課さない。

② 国税の滞納処分による差押えをしない。

(8) 「子育て世帯への臨時特別給付」として給付される給付金及び「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」として給付される給付金（既に給付されたこれらの給付金を含む。）について、次の措置を講ずる。

① 所得税を課さない。

② 国税の滞納処分による差押えをしない。

4 その他

（国 税）

(1) その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う者又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う者でその年の前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300 万円を超えるものが、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（その申告に係る所得税についての調査があったことにより当該所得税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く。以下同じ。）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分のこれらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額（資産の販売又は譲渡における当該資産の取得に直接に要した額及び資産の引渡しを要する役務の提供における当該資産の取得に直接に要した額として一定の額を除く。以下「売上原価の額」という。）及びその年の販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額は、次に掲げる場合に該当する当該売上原価の額又は費用の額を除き、その者の各年分のこれらの所得の金額の計算上、必要経費の額に算入しないこととする。

① 次に掲げるものにより当該売上原価の額又は費用の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合（災害その他やむを得ない事情により、当該取引に係るイに掲げる帳簿書類の保存をすることができなかったことをその者において証明した場合を含む。）

イ その者が所得税法の規定により保存する帳簿書類

ロ 上記イに掲げるもののほか、その者がその住所地その他の一定の場所に保存する帳簿書類その他の物件

② 上記①イ又はロに掲げるものにより、当該売上原価の額又は費用の額の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合（上記①に掲げる場合を除く。）であって、当該相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合

（注１）その者がその年分の確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額のうち、その提出したその年分の確定申告書

等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外する。

（注２）上記の改正は、令和５年分以後の所得税について適用する。

(2) 納税地の特例制度等について、次の見直しを行う。

① 納税地の変更に関する届出書について、その提出を不要とする。

② 納税地の異動があった場合に提出することとされている届出書について、その提出を不要とする。

（注）上記の改正は、令和５年１月１日以後の納税地の変更等について適用する。

(3) 社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に係る確定申告手続等について、次の措置を講ずる。

① 社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける際に確定申告書等に添付等をすることとされている控除証明書の範囲に、当該控除証明書を交付すべき者から電磁的方法により提供を受けた当該控除証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。

（注）上記の改正は、令和４年分以後の確定申告書を提出する場合について適用する。

② 社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける際に給与所得者の保険料控除申告書に添付等をすることとされている控除証明書の範囲に、当該控除証明書を交付すべき者から電磁的方法により提供を受けた当該控除証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。

（注）上記の改正は、令和４年10月１日以後に給与所得者の保険料控除申告書を提出する場合について適用する。

③ 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受けようとするものは、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、上記②の控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、当該控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該控除証明書を交付すべき者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該控除証明書を提出し、又は提示したものとみなす。

（注）上記の改正は、令和４年10月１日以後に給与所得者の保険料控除申告書を提出する場合について適用する。

④ 電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により確定申告を行う場合において、マイナポータルを使用して取得する上記①の控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該控除証明書を交付すべき者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものの送信をもって、当該控除証明書の添付等に代えることができることとする。

（注）上記の改正は、令和４年分以後の確定申告書を提出する場合について適用する。

六 納税環境整備

1 税理士制度の見直し

（国 税）

税理士制度について、次の見直しを行う。

⑴ 税理士の業務の電子化等の推進

① 税理士及び税理士法人は、税理士の業務の電子化等を通じて、納税義務者の利便の向上及び税理士の業務の改善進歩を図るよう努めるものとする旨の規定を設けることとする。

② 税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項に、税理士の業務の電子化に関する規定を加えるとともに、この規定についてその会則を変更するときは、財務大臣の認可を受けなければならないこととする。

（注）上記②の改正は、令和５年４月１日から施行する。

⑵ 税理士事務所の該当性の判定基準の見直し税理士事務所に該当するかどうかの判定について、設備又は使用人の有無等の物理的な事実により行わないこととする等の運用上の対応を行う。

（注）上記の改正は、令和５年４月１日から適用する。

⑶ 税務代理の範囲の明確化

① 税務代理を行うに当たって前提となる通知等について、税務代理権限証書に記載された税理士又は税理士法人が受けることができることを明確化する等の運用上の対応を行う。

② 税務代理権限証書について、税務代理に該当しない代理をその様式に記載することができることとする等の見直しを行う。

（注）上記②の改正は、令和６年４月１日以後に提出する税務代理権限証書について適用する。

2 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備

（国 税）

過少申告加算税制度及び無申告加算税制度について、納税者が、一定の帳簿（その電磁的記録を含む。）に記載すべき事項に関し所得税、法人税又は消費税（輸入に係る消費税を除く。２において同じ。）に係る修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定があった時前に、国税庁等の当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき（当該納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）は、当該帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額に当該申告漏れ等に係る所得税、法人税又は消費税の10％（次の（2）に掲げる場合に該当する場合には、５％）に相当する金額を加算した金額とするほか、所要の措置を講ずる。

⑴ 当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかった場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が著しく不十分である場合

⑵ 当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載が不十分である場

合（上記(1)に掲げる場合に該当する場合を除く。）

（注１）上記の「一定の帳簿」とは、次に掲げる帳簿のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載についての調査のために必要があると認められるものをいう。

① 所得税又は法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳及び総勘定元帳

② 所得税又は法人税において上記①の青色申告者以外の者が保存しなければならないこととされる帳簿

③ 消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿

（注２）上記（1）の「記載が著しく不十分である場合」とは、当該帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち２分の１以上が記載されていない場合をいい、上記（2）の「記載が不十分である場合」とは、当該帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち３分の１以上が記載されていない場合をいう。また、これらの金額が記載されていないことにつきやむを得ない事情があると認める場合には、運用上、適切に配慮することとする。

（注３）上記の改正は、令和６年１月１日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

3 財産債務調書制度等の見直し

（国 税）

財産債務調書制度等について、次の見直しを行う。

(1) 財産債務調書の提出義務者の見直し

現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。

（注）上記の改正は、令和５年分以後の財産債務調書について適用する。

(2) 財産債務調書等の提出期限の見直し

財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の６月30日（現行：その年の翌年の３月15日）とする（国外財産調書についても同様とする。）。

（注）上記の改正は、令和５年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

(3) 提出期限後に財産債務調書等が提出された場合の宥恕措置の見直し

提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り適用することとする（国外財産調書についても同様とする。）。

（注）上記の改正は、財産債務調書又は国外財産調書が令和６年１月１日以後に提出される場合について適用する。

(4) 財産債務調書等の記載事項の見直し

財産債務調書への記載を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を300万円未満

（現行：100万円未満）に引き上げるほか、財産債務調書及び国外財産調書の記載事項について運用上の見直しを行う。

（注）上記の改正は、令和５年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

(5) その他所要の措置を講ずる。

5 その他

（国 税）

(1) 修正申告書等の記載事項の整備

修正申告書及び更正請求書の記載事項から、その申告前又はその請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を除外するほか、所要の整備を行う。

（注）上記の改正は、令和４年12 月31 日以後に課税期間が終了する国税（課税期間のない国税については、同日後にその納税義務が成立する当該国税）に係る修正申告書又は更正請求書について適用する。

(2) 個人番号カードを利用した e-Tax の利便性の向上

あらかじめ行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置（国税庁長官が定めるものに限る。）が行われた場合には、個人番号カードを用いて電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により申請等を行う際に、識別符号及び暗証符号の入力並びに電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。

（注１）上記の改正は、令和５年１月１日以後に行う申請等について適用する。

（注２）上記の改正と併せて、e-Tax による手続の簡素化・合理化、ＧビズＩＤ（法人共通認証基盤）を活用した申請等、スマートフォンを使用して上記の本人確認の措置を行うことを可能とする等、申告利便等の更なる向上に取り組む。

(8) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和４年１月１日から令和５年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講ずる。

（注１）上記の改正は、令和４年１月１日以後に行う電子取引の取引情報について適用する。

（注２）上記の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等を保存している場合における当該電磁的記録の保存に関する上記の措置の適用については、当該電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配意し、引き続き保存義務者から納税地等の所

轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとする。

令和４年度税制改正の概要（資産税関係）

別添

令和４年度税制改正の概要

目　次

第１　相続税・贈与税関係 4
〔相続税法関係〕 4
１　法務大臣等の通知（相法 58） 4
２　調書の提出（相法 59） 4
３　信託に関する受益者別（委託者別）調書の提出（相法 59③） 5
〔措置法（相続税・贈与税）関係〕 5
１　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法 70 の２） 5
２　特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例（措法 70 の３） 6
３　農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除（措法 70 の４） 7
４　贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例（措法 70 の４の２） 8
５　農地等についての相続税の納税猶予及び免除等（措法 70 の６） 8
６　相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例（措法 70 の６の２） 9
７　特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除（措法 70 の６の７） 9
８　非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予及び免除の特例（措法 70 の７の５等） 9
〔震災特例法（相続税・贈与税）関係〕 10
○　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（震法 38 の２） 10

第２　譲渡所得・山林所得関係 12
〔所法（株式等の譲渡所得等）関係〕 12
１　配当等とみなす金額（所法 25、所令 61） 12
２　資本の払戻し等があった場合の株式等の取得価額（所令 114） 14
〔措置法（株式等の譲渡所得等）関係〕 14
１　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法 37 の 13、37 の 13 の２、41 の 19） 14
２　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（ＮＩＳＡ）（措法 37 の 14） 15
３　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例（措令 25 の 10 の２） 16
４　特定口座開設届出書又は非課税口座開設届出書を提出する者の告知等（措規 18 の 12、18 の 15 の３） 17
〔措置法（譲渡所得）関係〕 19
１　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等（措法 33、33 の２） 19

2　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除（措法 34）..... 19
3　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法 34 の２）..... 20
4　農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法 34 の３）..... 21
5　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法 36 の２、36 の５）..... 22
6　特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例（措法 37 の６）..... 23
7　平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例（旧措法 37 の９）..... 23
8　国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税措置（措法 40 の２）..... 23
9　債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例（措法 40 の３の２）..... 24
10　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 41 の５）..... 24
11　特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 41 の５の２）..... 24
〔震災特例法（譲渡所得）関係〕..... 24
1　被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例（震法 11 の７）..... 24
2　被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例（震法 12 の３）..... 24
〔措置法（山林所得）関係〕..... 28
○　山林所得に係る森林計画特別控除（措法 30 の２）..... 28

第３　登録免許税関係..... 29
〔登録免許税法関係〕..... 29
1　登録免許税法の納付方法の拡充..... 29
2　著作権の移転登録等に係る課税範囲、課税標準及び税率..... 31
3　非課税法人..... 31
4　非課税登記等..... 31
〔措置法（登録免許税）関係〕..... 34
○　特例の延長等..... 34
〔震災特例法（登録免許税）関係〕..... 40
○　特例の延長..... 40

第４　その他..... 42
1　修正申告書等の記載事項の整備（通法 19、23）..... 42
2　記帳水準の向上に資するための加算税の加重措置の整備（通法 65、66）..... 42
3　国外財産調書等関係（国送法５～６の３）..... 42
4　添付書面等記載事項の提供方法の見直し（オン化省令５）..... 43

〈 省略用語例 〉

本情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示す。

（通法）	国税通則法（昭和37年法律第66号）
所得税法、（所法）	所得税法（昭和40年法律第33号）
所得税法令、（所令）	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）
法人税法	法人税法（昭和40年法律第34号）
法人税法令	法人税法施行令（昭和40年政令第97号）
相続税法、（相法）	相続税法（昭和25年法律第73号）
相続税法施行規則、（相規）	相続税法施行規則（昭和25年大蔵省令第17号）
登録免許税法、（登法）	登録免許税法（昭和42年法律第35号）
措置法、（措法）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措置法令、（措令）	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
措置法規則、（措規）	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
旧措置法、（旧措法）	所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
震災特例法、（震法）	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）
（震令）	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）
（国送法）	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成９年法律第110号）
旧震災特例法	所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）
（沖特令）	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第151号）
（地方税法）	地方税法（昭和25年法律第226号）
改正法、（改正法）	所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）
（改正地方税法）	地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）
（改正所令）	所得税法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第136号）
（改正措令）	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和４年政令第148号）
改正相規、（改正相規）	相続税法施行規則の一部を改正する省令（令和４年省令第16号）
（改正措規）	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和４年財務省令第23号）
（オン化省令）	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成15年７月14日財務省令第71号
（円滑化省令）	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年経済産業省令第22号）
（改正円滑化省令）	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和４年経済産業省令第41号）
（措置法通達）	租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて（法令解釈通達）（昭和46年８月26日付直資４－５ほか）
（調書通達）	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱いについて（法令解釈通達）（平成25年3月29日付課総８－１ほか）

令和４年度税制改正の概要

第１　相続税・贈与税関係

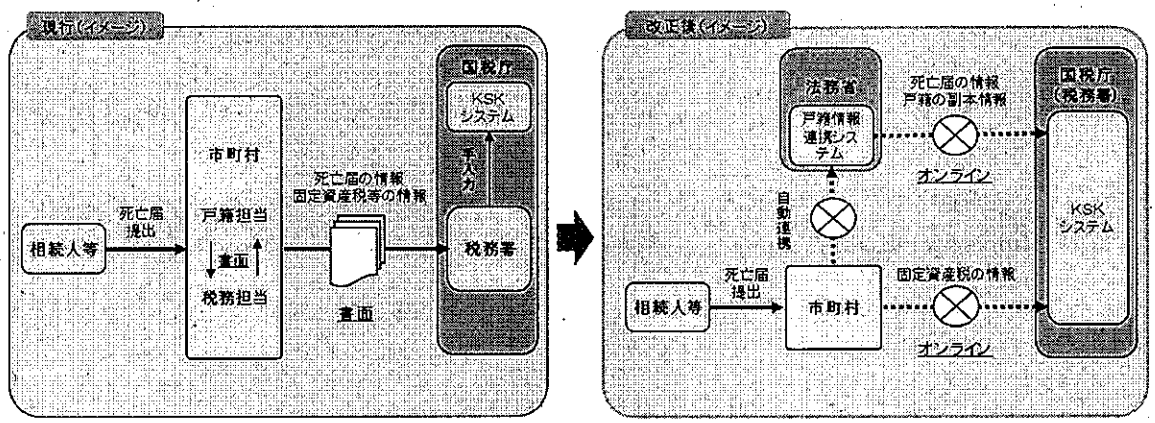
〔相続税法関係〕

１　法務大臣等の通知（相法58）

相続税に係る死亡届の情報等の通知について、次のとおり見直しを行うこととされた。

(1)　法務大臣は、死亡等に関する届書に係る届書等情報等の提供を受けたときは、当該届書等情報等及び当該死亡等をした者の戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報で一定のものを、当該提供を受けた日の属する月の翌月末日までに国税庁長官に通知しなければならないこととされた（相法58①）。

(2)　市町村長は、当該市町村長その他戸籍又は住民基本台帳に関する事務をつかさどる者が当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る死亡等に関する届書の受理等をしたときは、当該死亡等をした者が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項等で一定のものを、当該届書の受理等をした日の属する月の翌月末日までに当該市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならないこととされた（相法58②）。



《適用時期》

上記の改正は、令和６年３月１日又は戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から適用する（改正法附則１八）。

なお、上記(1)の改正は、同日以後に法務大臣が上記(1)の届書等情報等の提供を受ける場合について適用し、同日前に市町村長その他戸籍に関する事務をつかさどる者が死亡等に関する届書を受理した場合については、なお従前の例による（改正法附則18）。

２　調書の提出（相法59）

調書の提出方法について、磁気テープを提出する方法を除外することとされた（相法59⑤、相規30⑫）。

《適用時期》

上記の改正は、令和４年４月１日から適用する（改正法附則１本文、改正相規附則１本

文）。

3　信託に関する受益者別（委託者別）調書の提出（相法59③）

(1)　信託に関する受益者別（委託者別）調書の提出基準の改正

信託に関する受益者別（委託者別）調書について、信託財産に属する財産を相続税法第22条から第25条までの規定により評価した価額（当該財産のうちこれらの規定により評価することが困難であるものについては、当該財産の見積価額）の合計額が50万円以下である場合には、提出不要とされた（相規30⑦一）。

(2)　信託に関する受益者別（委託者別）調書の記載事項の見直し

信託に関する受益者別（委託者別）調書について、「信託財産の価額」の欄に記載すべき相続税法第22条から第25条までの規定による評価が困難な場合には、見積価額を記載することとされた（相規31、第９号書式）。

《適用時期》

1　上記(1)の改正は、令和５年１月１日以後に提出すべき事由が生ずる場合について適用し、同日前に提出すべき事由が生じた場合については、なお従前の例による（改正相規附則２）。

2　上記(2)の改正は、令和５年１月１日以後に提出すべき事由が生ずることにより提出する調書について適用し、同日前に提出すべき事由が生じたことにより提出する調書については、なお従前の例による（改正相規附則３①）。

なお、改正相規による改正後の相続税法施行規則第９号書式は、当分の間、改正相規による改正前の相続税法施行規則第９号書式に定める調書をもって代えることができる（改正相規附則３②）。

〔措置法（相続税・贈与税）関係〕

1　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の２）

(1)　適用期限の延長

特例の適用期限が令和５年12月31日まで２年延長された（措法70の２①）。

(2)　受贈者の年齢要件の引下げ

受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（改正前：20歳以上）に引き下げられた（措法70の２②一）。

(注)　令和４年１月１日から同年３月31日までの間に贈与により住宅取得等資金の取得をする場合における上記の年齢要件は、「20歳以上」となる（改正法附則51②）。

(3)　既存住宅用家屋の要件の見直し

適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、経過年数基準に適合するものであることを廃止し、耐震基準に適合するもの（昭和57年１月１日以後に建築されたこと又は耐震基準に適合することが証明されたもの）であることに一本化された（措法70の２②三、措令40の４の２③）。

(4)　非課税限度額の見直し

非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金

額とされた（措法70の２②六）。

イ　省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を備えた住宅用家屋　1,000万円

ロ　イ以外の住宅用家屋　500万円

	改正前※		改正後
	住宅の新築等の対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%の場合	左記以外	
省エネ等住宅	1,500万円	1,000万円	1,000万円
上記以外の住宅	1,000万円	500万円	500万円

※　令和３年に住宅の新築等に係る契約を締結した場合

(注)　次に掲げる者が、令和４年１月１日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金については、改正法による改正後の措置法第70条の２の規定は、原則として、適用しないこととされた（改正法附則51③、措法70の２⑬）。

①　所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の措置法第70条の２第１項の規定の適用を受けた同条第２項第１号に規定する特定受贈者

②　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の措置法第70条の２第１項の規定の適用を受けた同条第２項第１号に規定する特定受贈者

③　所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の措置法第70条の２第１項の規定の適用を受けた同条第２項第１号に規定する特定受贈者

④　旧措置法第70条の２第１項の規定の適用を受けた同条第２項第１号に規定する特定受贈者

《適用時期》

上記の改正は、特定受贈者が令和４年１月１日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、特定受贈者が同日前に贈与により取得をした住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による（改正法附則51①）。

２　特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例（措法70の３）

(1)　適用期限の延長

特例の適用期限が令和５年12月31日まで２年延長された（措法70の３①）。

(2)　受贈者の年齢要件の引下げ

受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（改正前：20歳以上）に引き下げられた（措法70の３③一ハ）。

(注)　令和４年１月１日から同年３月31日までの間に贈与により住宅取得等資金の取得をする場合における上記の年齢要件は、「20歳以上」となる（改正法附則51⑤）。

(3)　既存住宅用家屋の要件の見直し

適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、経過年数基準に適合するものであることを廃止し、耐震基準に適合するもの（昭和57年１月１日以後に建築されたこと又は耐震基準

に適合することが証明されたもの）であることに一本化された（措法70の３③三、措令40の５②）。

《適用時期》

上記の改正は、特定受贈者が令和４年１月１日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、特定受贈者が同日前に贈与により取得をした住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による（改正法附則51④）。

３　農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除（措法70の４）

(1)　特例適用農地等の借換え特例の改正

特例適用農地等の借換え特例について、特例の対象を農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農用地利用集積等促進計画に基づく特例適用農地等の借換えに改組することとされた（措法70の４⑧）。

(2)　旧法猶予適用者の取扱い

旧法猶予適用者（旧措置法等の規定により既に納税猶予制度の適用を受けている者）は、改正法による改正後の措置法第70条の４第１項に規定する受贈者とみなして、同条第８項から第14項までの規定を適用することとされた（改正法附則51⑦）。

《適用時期》

１　上記(1)の改正は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年４月25日現在未成立。以下この３から６までにおいて「基盤強化法等改正法」という。）の施行の日（公布後１年以内施行）以後に贈与により取得をする農地等に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした旧措置法第70条の４第１項に規定する農地等に係る贈与税については、なお従前の例による（改正法附則１十一イ、51⑥）。

なお、基盤強化法等改正法の施行の日以後に基盤強化法等改正法附則第５条第２項の規定によりなお効力を有するものとされる農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合には、改正法による改正後の措置法第70条の４第８項若しくは第11項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられたものとみなして同条第８項から第14項までの規定を適用する（改正法附則51⑩）。

２　上記(2)の改正は、基盤強化法等改正法の施行の日以後に農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合について適用し、同日前に農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられた場合については、なお従前の例による（改正法附則51⑧）。

（参考）

○　農地中間管理事業の推進に関する法律（基盤強化法等改正法による改正後）（抄）

（農用地利用集積等促進計画）

第十八条　農地中間管理機構は、農地中間管理事業（第二条第三項第一号から第四号までに掲げる業務に係るものに限る。）の実施により、農地中間管理権若しくは経営受託権の設定若しくは移転（次項第一号において「農地中間管理権の設定等」という。）若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権、使用貸借による権利若しくは経営受託権の設定若しくは移転（以下「賃借権の設定等」という。）若しくは農作業の委託を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、農地法その他の法令の規定により農地中間管理機構が農地中間管理権又は経営受託権を取得する場合には、この限りでない。

２～12　省　略

○　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（抄）

附　則

（農用地利用集積計画に関する経過措置）

第五条　旧基本構想を定め、又は変更し、及び公告した同意市町村（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する同意市町村をいう。附則第十一条第二項において同じ。）は、施行日から起算して二年を経過する日（その日までに新基盤強化法第十九条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。附則第十一条第一項及び第二十六条において同じ。）までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができる。

2　この法律の施行前に旧基盤強化法第十九条の規定による公告があった農用地利用集積計画（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により定められ、及び公告された農用地利用集積計画を含む。附則第十八条において同じ。）については、なおその効力を有するものとし、当該農用地利用集積計画に関する農地法による農地所有適格法人以外の者の報告等並びに農地又は採草放牧地の賃貸借の更新及び解約等の制限、旧基盤強化法による勧告、取消し、公告及びあっせんその他の行為並びに登記の特例並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理権（同法第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。附則第十八条において同じ。）に係る賃貸借又は使用貸借の解除及び農用地等の利用状況の報告については、なお従前の例による。

3　省　略

4　贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例（措法70の４の２）

○　農地中間管理事業のために行われる貸付けへの一本化

特定貸付けの特例について、特定貸付けの範囲を農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付けに一本化することとされた（措法70の４の２①）。

《適用時期》

上記の改正は、基盤強化法等改正法の施行の日以後に特定貸付けが行われる場合について適用し、同日前に旧措置法第70条の４の２第１項に規定する特定貸付けが行われた場合については、なお従前の例による（改正法附則51⑨）。

なお、基盤強化法等改正法の施行の日以後に基盤強化法等改正法附則第５条第２項の規定によりなお効力を有するものとされる農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられる場合には、改正法による改正後の措置法第70条の４の２第１項に規定する特定貸付けが行われたものとみなして、同法第70条の４の２又は第70条の６の３の規定を適用する（改正法附則51⑩）。

5　農地等についての相続税の納税猶予及び免除等（措法70の６）

(1)　特例適用農地等の借換え特例の改正

特例適用農地等の借換え特例について、特例の対象を農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農用地利用集積等促進計画に基づく特例適用農地等の借換えに改組することとされた（措法70の６⑩）。

(2)　旧法猶予適用者の取扱い

旧法猶予適用者（旧措置法等の規定により既に納税猶予制度の適用を受けている者）は、改正法による改正後の措置法第70条の６第１項に規定する農業相続人とみなして、同条第10項から第17項までの規定を適用する（改正法附則51⑫）。

《適用時期》

1　上記(1)の改正は、基盤強化法等改正法の施行の日以後に相続等により取得をする農地等に係る相続税について適用し、同日前に相続等により取得をした旧措置法第70条の６第１項に規定する農地等に係る相続税については、なお従前の例による（改正法附則51⑪）。

なお、基盤強化法等改正法の施行の日以後に基盤強化法等改正法附則第５条第２項の規定によりなお効力を有するものとされる農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合には、改正法による改正後の措置法第70条の６第10項若しくは第13項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられたものとみなして同条第10項から第17項までの規定を適用する（改正法附則51⑮）。

2　上記(2)の改正は、基盤強化法等改正法の施行の日以後に農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合について適用し、同日前に農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられた場合については、なお従前の例による（改正法附則51⑬）。

6　相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例（措法70の６の２）

○　農地中間管理事業のために行われる貸付けへの一本化

特定貸付けの特例について、特定貸付けの範囲を農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付けに一本化することとされた（措法70の６の２①）。

《適用時期》

上記の改正は、基盤強化法等改正法の施行の日以後に特定貸付けが行われる場合について適用し、同日前に旧措置法第70条の６の２第１項に規定する特定貸付けが行われた場合については、なお従前の例による（改正法附則51⑭）。

なお、基盤強化法等改正法の施行の日以後に基盤強化法等改正法附則第５条第２項の規定によりなお効力を有するものとされる農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられる場合には、改正法による改正後の措置法第70条の６の２第１項に規定する特定貸付けが行われたものとみなして、同法第70条の６の２又は第70条の６の３の規定を適用する（改正法附則51⑮）。

7　特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除（措法70の６の７）

○　博物館法の改正に伴う措置

改正後の博物館法の規定により登録を受けた博物館及び指定を受けた博物館に相当する施設について、審査基準の見直し等の措置が講じられた後も、引き続き、特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度等を適用することとされた（措法70の６の７②五）。

《適用時期》

上記の改正は、博物館法の一部を改正する法律（令和４年法律第24号）の施行の日（令和５年４月１日）から適用する（博物館法の一部を改正する法律附則１）。

8　非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の７の５等）

○　特例承継計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限が令和６年３月31日まで１年延長された（円滑化省令17②、18⑤）。

《適用時期》

上記の改正は、令和４年４月１日から適用する（改正円滑化省令附則１）。

〔震災特例法（相続税・贈与税）関係〕

○　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（震法38の２）

⑴　適用期限の延長

特例の適用期限が令和５年12月31日まで２年延長された（震法38の２①）。

⑵　受贈者の年齢要件の引下げ

受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（改正前：20歳以上）に引き下げられた（震法38の２②一ロ）。

(注)　令和４年１月１日から同年３月31日までの間に贈与により住宅取得等資金の取得をする場合における上記の年齢要件は、「20歳以上」となる（改正法附則75②）。

⑶　既存住宅用家屋の要件の見直し

適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、経過年数基準に適合するものであることを廃止し、耐震基準に適合するもの（昭和57年１月１日以後に建築されたこと又は耐震基準に適合することが証明されたもの）であることに一本化された（震法38の２②三、震令29の２③）。

⑷　非課税限度額の見直し

非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とされた（震法38の２②六）。

イ　省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を備えた住宅用家屋　1,500万円

ロ　イ以外の住宅用家屋　1,000 万円

(注)　次に掲げる者が、令和４年１月１日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金については、改正法による改正後の震災特例法第38条の２の規定は、適用しないこととされた（改正法附則75③）。

①　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第９条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の２第１項の規定の適用を受けた同条第２項第１号に規定する被災受贈者

②　所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の２第１項の規定の適用を受けた同条第２項第１号に規定する被災受贈者

③　旧震災特例法第38条の２第１項の規定の適用を受けた同条第２項第１号に規定する被災受贈者

《適用時期》

上記の改正は、被災受贈者が令和４年１月１日以後に贈与により取得をする住宅取得等

資金に係る贈与税について適用し、被災受贈者が同日前に贈与により取得をした住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による（改正法附則75①）。

第２　譲渡所得・山林所得関係

〔所法（株式等の譲渡所得等）関係〕

１　配当等とみなす金額（所法 25、所令 61）

(1)　所得税法第25条第１項第４号に掲げる資本の払戻し（(2)に掲げるものを除く。）が行われた場合のみなし配当の額の計算方法等について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の見直しが行われた。

イ　ロに掲げる場合以外の場合

資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる所得税法令第61条第２項第４号イに規定する払戻等対応資本金額等は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とすることとされた（所令61②四イ）。

ロ　資本の払戻しを行った法人が二以上の種類の株式（出資を含む。以下この１及び２において同じ。）を発行していた法人である場合

二以上の種類の株式を発行していた法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる所得税法令第61条第２項第４号ロに規定する払戻対応種類資本金額は、その資本の払戻しに係る株式の種類ごとの法人税法令第８条第２項に規定する種類資本金額を基礎として計算することとされた（所令61②四ロ）。

この場合におけるみなし配当の額は、具体的には、次の【算式】とおり計算することとなる。

【算式】

みなし配当の額 ＝ 資本の払戻しにより交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額 － 資本の払戻しを行った法人の法人税法第２条第16号に規定する資本金等の額（以下「資本金等の額」という。）のうち当該法人の株式に対応する部分の金額【Ⓧ】

上記【算式】の資本の払戻しを行った法人の資本金等の額のうち当該法人の株式に対応する部分の金額【Ⓧ】は、所得税法第25条第１項に規定する株主等が当該資本の払戻しの直前に有していた当該法人の当該資本の払戻しに係る株式の種類ごとに、次の【算式Ⓧ】により計算した金額となる。

【算式Ⓧ】

資本の払戻しを行った法人の資本金等の額のうち当該法人の株式に対応する部分の金額【Ⓧ】 ＝ 当該法人の当該直前のその種類の株式に係る払戻対応種類資本金額【Ⓨ】 ÷ 当該法人の当該資本の払戻しに係る当該種類の株式の総数 × 当該株主等が当該直前に有していた当該法人の当該種類の株式の数

上記【算式Ⓧ】の払戻対応種類資本金額【Ⓨ】は、次の【算式Ⓨ】により計算した金額（当該金額が種類払戻割合【Ⓩ】における【算式②】のＡの(ｲ)又は(ﾛ)に掲げる場合の区分に応じそれぞれ(ｲ)又は(ﾛ)に定める金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）となる。

【算式Ⓨ】

払戻対応種類資本金額【Ⓨ】 ＝ 当該直前の当該種類の株式に係る種類資本金額（以下「直前種類資本金額」という。） × 種類払戻割合【Ⓩ】

上記【算式Ⓨ】の種類払戻割合【Ⓩ】は、次の【算式Ⓩ】により計算した割合（直前種類資本金額又は当該直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、直前種類資本金額及び当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、次の【算式Ⓩ】の分母の金額が零以下である場合には１とし、種類払戻割合【Ⓩ】に小数点以下３位未満の端数があるときは切上げ）となる。

【算式Ⓩ】

$$\text{種類払戻割合【Ⓩ】} = \frac{A}{\left[\text{その法人の資産の帳簿価額(注)} - \text{その法人の負債（新株予約権及び新株引受権に係る義務を含む。）の帳簿価額(注)}\right] \times B}$$

(注) その法人の資本の払戻しの日の属する事業年度の前事業年度（一定の場合には、法人税法72条第１項に規定する期間）の終了の時による。なお、当該終了の時から当該資本の払戻しの直前の時までの間に資本金等の額又は法人税法第２条第18号に規定する利益積立金額（法人税法令第９条第１号及び第６号に掲げる金額を除く。）が増加し、又は減少した場合には、算式の分母の金額に、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額となる。

上記【算式Ⓩ】のＡは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額が種類払戻割合【Ⓩ】における【算式Ⓩ】の分母の金額を超える場合には、当該分母の金額）となる。

(ｲ) 当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額のうち当該種類の株式に係る部分の金額が明らかな場合　当該金額

(ﾛ) (ｲ)に掲げる場合以外の場合　当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額に、所得税法令第61条第２項第４号ロ(2)(i)に規定する割合【ⓐ】で、次の【算式ⓐ】により計算した割合（次の【算式ⓐ】の分母の金額が零である場合には１）を乗じて計算した金額となる。

【算式ⓐ】

$$\text{所得税法令第61条第２項第４号ロ(2)(i)に規定する割合【ⓐ】} = \frac{\text{直前種類資本金額}}{\text{当該資本の払戻しの直前の当該資本の払戻しに係る各種類の株式に係る種類資本金額（当該種類資本金額が零以下の場合には、零）の合計額}}$$

上記【算式Ⓩ】のＢは、所得税法令第61条第２項第４号ロ(1)に規定する割合で、次の【算式Ⓑ】により計算した割合となる。

【算式Ⓑ】

$$\text{Ｂ（所得税法令第61条第２項第４号ロ(1)に規定する割合）} = \frac{\text{直前種類資本金額}}{\text{当該資本の払戻しの直前の資本金等の額}}$$

(2) 所得税法第24条第１項に規定する出資等減少分配に係るみなし配当の額の計算の基礎となる所得税法令第61条第２項第５号に規定する分配対応資本金額等は、その出資等減少分配による出資総額等減少額（同号に規定する出資総額等減少額をいう。）の額を限度とすることとされた（所令61②五）。

《適用時期》

上記(1)ロの改正は、令和４年４月１日以後に行われる所得税法令第61条第２項第４号に規定する払戻し等について適用する（改正所令附則２）。

上記(1)イ及び(2)の改正は、令和４年４月１日から施行される（最高裁判所令和３年３月11

日判決を踏まえた取扱いに基づき、改正前から上記(1)イ及び(2)と同様の計算が行われていたことから、適用関係は置かれていない。）（改正所令附則１）。

２　資本の払戻し等があった場合の株式等の取得価額（所令 114）

○　上記１の改正に伴う株式等の取得価額の計算の整備

上記１(1)ロのとおり、二以上の種類の株式又は出資を発行していた法人が資本の払戻しを行った場合のみなし配当の額の計算方法が整備されたことに伴い、当該資本の払戻しがあった日以後における旧株（資本の払戻しがあった場合に株主等が有していた資本の払戻しを行った法人の資本の払戻しに係る株式をいう。）１株当たりの取得価額は、次の算式により計算した金額とすることとされた（所令114①一）。

旧株１株当たりの取得価額 ＝ 旧株１株の従前の取得価額 － ｛旧株１株の従前の取得価額 × 当該旧株に係る種類払戻割合｝

なお、種類払戻割合（所得税法令第61条第２項第４号ロに規定する種類払戻割合をいう。以下同じ。）は、旧株を発行した法人から、当該払戻し等を受けた個人に対し通知される（所令114⑤）。

（参考）

二以上の種類の株式を発行していた法人が行った資本の払戻しにより金銭その他の資産の交付を受けた場合、旧株に係る株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、それぞれ次の算式により計算した金額となることに留意する。

収入金額とみなされる金額 ＝ 払戻しにより交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額 － みなし配当の額

取得価額 ＝ 旧株の従前の取得価額の合計額 × 種類払戻割合

《適用時期》

上記の改正は、令和４年４月１日以後に行われる所得税法令第61条第２項第４号に規定する払戻し等について適用する（改正所令附則２）。

〔措置法（株式等の譲渡所得等）関係〕

１　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法37の13、37の13の２、41の19）

(1)　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（措法37の13）、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等（措法37の13の２）及び特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法41の19）について、適用対象となる沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第57条の２第１項に規定する指定会社について、次の見直しを行った上、当該指定会社に係る同項の規定に基づく指定期限が令和７年３月31日まで３年延長された（措法37の13①三）。

イ　指定会社は、その認定を受けた沖縄振興特別措置法第56条第１項に規定する特定経済金融活性化事業の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告することとされた（沖縄振興

特別措置法56②)。

ロ　沖縄振興特別措置法第57条の２の規定による指定会社の指定の申請手続において、次に掲げる書類については、沖縄県知事へ提出する申請書への添付を要しないこととされた(経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令15)。

(イ) 定款

(ロ) 事業報告書

(ハ) 法人税の確定申告書に添付された法人税法施行規則第34条第２項に規定する別表二の写し

(ニ) 組織図

(2) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法41の19）について、次の措置が講ずることとされた。

イ　適用対象となる国家戦略特別区域法第27条の５に規定する株式会社（認定区域計画に定められている特定事業（当該特定事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものとして一定のものに限る。）を行う株式会社（当該特定事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の一定の要件に該当するものに限る。））により発行される株式の発行期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法41の19①四)。

また、適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社のうち、国家戦略特別区域法施行規則第１条第３号に掲げる創業及び雇用の促進に係る事業を行う小規模企業者（中小企業基本法第２条第５項に規定する小規模企業者をいう。）の要件に、認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員の数の合計が常時雇用する従業員の数の10分の２に相当する数以下であることが加えられた（国家戦略特別区域法施行規則13二イ)。

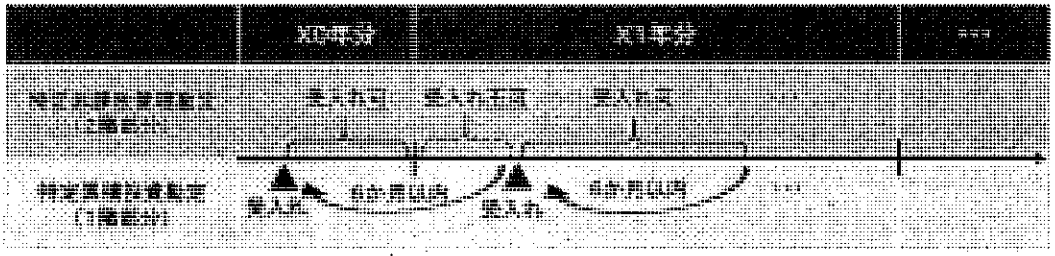
ロ　適用対象となる地域再生法第16条に規定する事業を行う同条に規定する株式会社（認定地域再生計画に記載されている一定の特定地域再生事業を行う株式会社（地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して一定の常時雇用する従業員の数等の要件に該当するものに限る。））により発行される株式の発行期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法41の19①五)。

２　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（ＮＩＳＡ）（措法37の14)

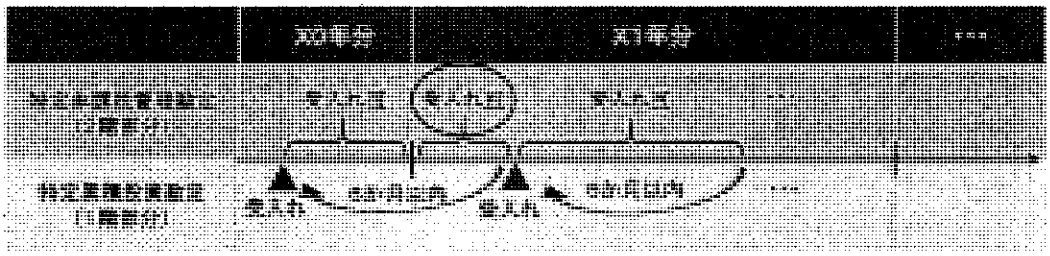
令和６年１月１日から開始される新たなＮＩＳＡ（特定非課税累積投資契約に係る非課税措置）における特定累積投資勘定（１階部分）に特定累積投資上場株式等を受け入れている場合の特定非課税管理勘定（２階部分）への上場株式等の受入れに係る要件について、特定累積投資勘定（１階部分）への特定累積投資上場株式等の受入れが、特定非課税管理勘定（２階部分）へ上場株式等を受け入れようとする日以前６か月以内である場合には、当該要件を満たすこととされた（改正前の当該要件は、特定累積投資勘定（１階部分）への特定累積投資上場株式等の受入れが、特定非課税管理勘定（２階部分）へ上場株式等を受け入れようとする日以前６か月以内で、かつ、同日の属する年と同一年である場合とされていた。）（措法37の14⑤六、措令25の13㉕四イ(1))。

（参考１）改正のイメージ

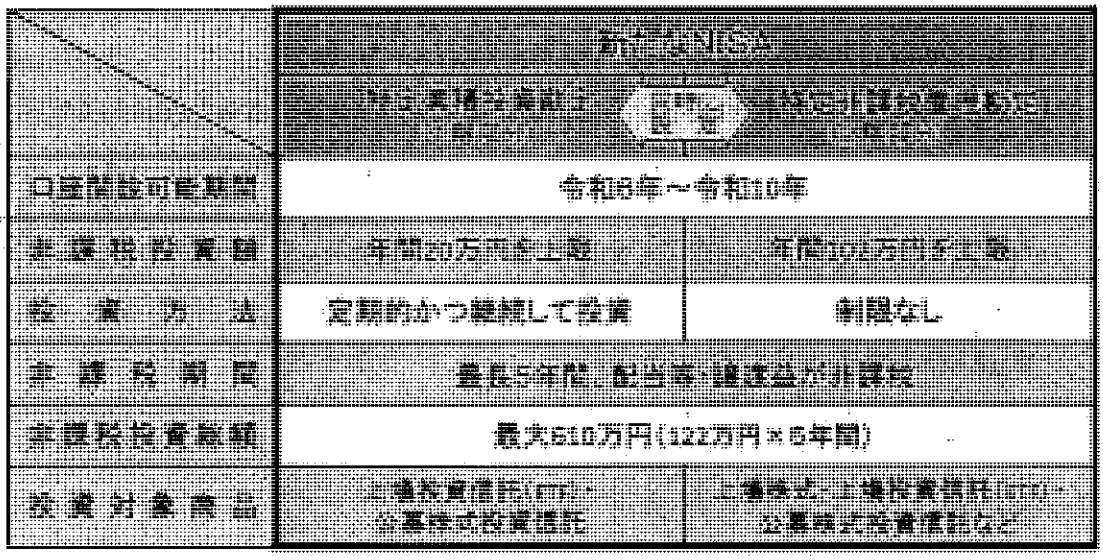
【改正前】



【改正後】



（参考２）新たなＮＩＳＡの概要図（令和２年度税制改正）



３　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例（措令25の10の２）

○　特定口座内保管上場株式等に係る払戻等割合の通知に関する規定の整備

〔所得税法（株式等の譲渡所得等）関係〕の２の改正に伴い、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を発行した法人が、二以上の種類の株式を発行していた法人であり、所得税法第25条第１項第４号に規定する資本の払戻しを行った場合には、当該特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、所得税法令第61条第２項第４号ロに規定する種類払戻割合を通知することとされた（措令25の10の２㉖三イ）。

《適用時期》

上記の改正は、令和４年４月１日以後に行われる所得税法令第61条第２項第４号に規定する払戻し等について適用する（改正措令附則９）。

4　特定口座開設届出書又は非課税口座開設届出書を提出する者の告知等（措規18の12、18の15の３）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和２年法律第40号）により令和４年４月１日から国民年金手帳が廃止されたことに伴い、特定口座開設届出書又は非課税口座開設届出書を提出しようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、金融商品取引業者等の営業所の長に提示する措置法規則第18の12第３項（同令第18の15の３第24項において準用する場合を含む。）に規定する住所等確認書類から、国民年金手帳が削除された（措規18の12④、18の15の３㉔）。

《適用時期》

令和４年４月１日より適用する。ただし、国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和２年法律第40号）第２条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第13条第１項に規定する国民年金手帳をいう。）が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和３年厚生労働省令第115号）附則第６条第１項の規定により同項に規定する書類とみなされる間においては、国民年金手帳についても、上記の住所等確認書類とされる（改正措規附則４）。

（参考）

○　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和３年厚生労働省令第115号）

（国民年金手帳の交付を受けている者等に係る国民年金手帳の使用等に関する経過措置）

第六条　この省令の施行の際現に交付されている国民年金手帳及び通知書は、当分の間、この省令による改正後の省令に規定する基礎年金番号を明らかにすることができる書類とみなす。

２　省　略

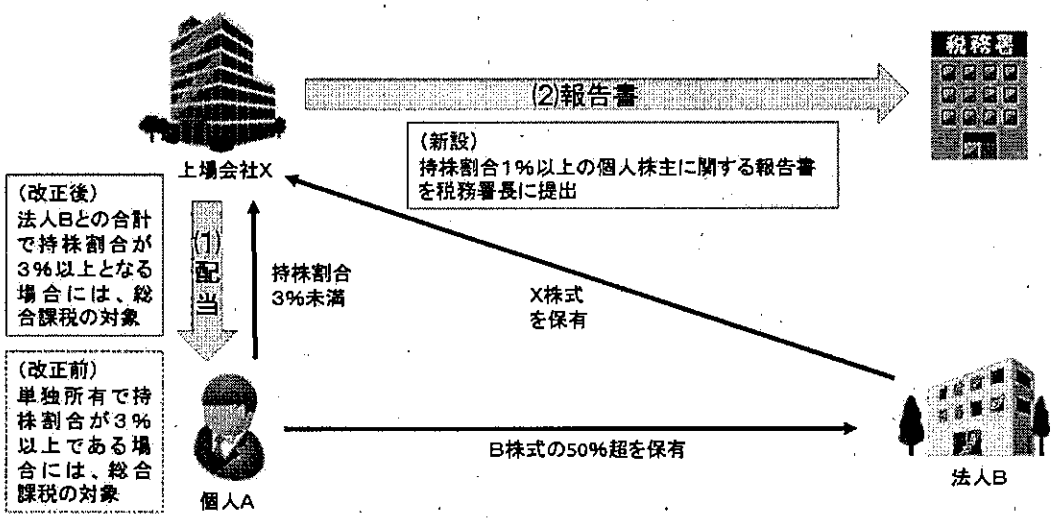
《参考》金融所得課税に係るその他の改正

1　上場株式等に係る配当所得等の課税の特例（措法８の４）

⑴　内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その配当等の支払に係る基準日においてその支払を受ける居住者等及びその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に法人税法第２条第10号に規定する同族会社に該当することとなる法人が保有する株式等を合算してその発行済株式等の総数等に占める割合が100分の３以上となるときにおけるその居住者等が支払を受けるものを、総合課税の対象とすることとされた（措法８の４①一）。

⑵　上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日において当該内国法人の発行済株式等の総数等の100分の１以上に相当する数等を有する居住者等の氏名、個人番号その他の一定の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から１月以内に、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされた（措法８の４⑨、措令４の２⑰、措規４の４の２①②）。

（改正のイメージ）



《適用時期》

１　上記の⑴の改正は、令和５年10月１日以後に支払いを受けるべき配当等について適用し、同日前に支払いを受けるべき配当等については、なお従前の例による（改正法附則23①）。

２　上記⑵の改正は、上場株式等の配当等の支払をする内国法人が令和５年10月１日以後に支払うべき配当等について適用する（改正法附則23②）。

2　企業組合等の分配金（所令62）

労働者協同組合の組合員が労働者協同組合法（令和２年法律第78号）第77条第２項の規定によりその労働者協同組合の事業に従事した程度に応じて受ける分配金は、配当所得とすることとされた（所令62①五）。

《適用時期》

上記の改正は、労働者協同組合法の施行の日（令和４年10月１日）から適用する（改正所令附則１四）。

3　個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る課税方式（地方税法32、313等）

個人住民税において、特定配当等(注1)及び特定株式等譲渡所得金額(注2)に係る所得の課税方式について、所得税における課税方式と一致させることとされた。

具体的には、所得税の確定申告書において記載（申告）した特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得については、個人住民税において申告不要を選択することはできず（地方税法32⑬、313⑬）、また、措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、所得税において、当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得について措置法第８条の４第１項の規定の適用を受けた場合に限り、個人住民税において分離課税の対象となることとされた（地方税法附則33の２②⑥）

(注) 1　措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等の配当等及び同法第41条の12の２第１項各号に掲げる償還金に係る同条第６項第３号に規定する差益金額をいう（地方税法23①十五）。

2　措置法第37条の11の４第２項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額をいう（地方税法23①十七）。

《適用時期》

上記の改正は、令和６年１月１日から適用する（改正地方税法附則１五）。

(注)　令和５年分の所得税の確定申告に係るものからが対象となる。

〔措置法（譲渡所得）関係〕

1　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等（措法33、33の２）

○　代替資産を先行取得した場合の取扱いの明確化

収用等のあった日の属する年の前年以前に代替資産となるべき資産の取得をした場合の取扱い（措置法通達33－47）が法令上明確化された（措法33②、33の２②）。

《適用時期》

上記の改正は、個人が施行日以後にされる収用等（措置法第33条第１項（措置法第33条の２第２項において準用する場合を含む。）に規定する収用等をいう。）に係る措置法第33条第２項に規定する代替資産となるべき資産について適用する（改正法附則32①）。

2　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除（措法34）

(1)　適用対象となる「特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合」の範囲の拡充

適用対象に、重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が博物館法に規定する公立博物館に該当する博物館又は植物園の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に買い取られる場合が加えられた（措法34②四、措令22の７③）。

(2)　適用対象となる「特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合」の範囲の改正

特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除における農業経営基盤強化促進法の農用地利用規程の特例に係る措置について、同法の地域計画の特例に係る区域内にある農用地が当該農用地の所有者等の申出に基づき農地中間管理機構（一定のものに限る。）に買い取られる場合の措置に改組された（措法34②七）。

《適用時期》

1　上記⑴の改正は、博物館法の一部を改正する法律（令和４年法律第24号）の施行の日（令和５年４月１日）から適用する（改正措令附則１七）。

2　上記⑵の改正は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年４月25日現在未成立）（以下この《適用時期》において「基盤強化法等改正法」という。）の施行の日（公布後１年以内施行）から適用する（改正法附則１十一イ）。

3　上記⑵の改正は、個人の有する措置法第34条第１項に規定する土地等が、基盤強化法等改正法の施行の日以後に買い取られる場合について適用し、個人の有する旧措置法第34条第１項に規定する土地等が、同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による（改正法附則32②）。

なお、基盤強化法等改正法の施行の日以後に、旧措置法第34条第２項第７号に規定する農用地で基盤強化法等改正法附則第６条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する農用地利用規程に係る同法第１条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧基盤強化法」という。）第23条の２第１項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にあるものが、基盤強化法等改正法附則第６条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧基盤強化法第23条の２第６項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構（旧措置法第34条第２項第７号に規定する農地中間管理機構に限る。）に買い取られる場合には、当該買い取られる場合を措置法第34条第２項第７号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する（改正法附則32③）。

3　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の２）

○　適用対象となる「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」の範囲の改正

適用対象となる農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づき農地中間管理機構（一定のものに限る。）に買い取られる場合について、当該農用地が同法に規定する地域計画の区域内にある場合に限定された（措法34の２②二十五）。

《適用時期》

1　上記の改正は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年４月25日現在未成立）（以下この《適用時期》において「基盤強化法等改正法」という。）の施行の日（公布後１年以内施行）から適用する（改正法附則１十一イ）。

2　上記の改正は、個人の有する第34条の２第１項に規定する土地等が、基盤強化法等改正法の施行の日以後に買い取られる場合について適用し、個人の有する旧措置法第34条の２第１項に規定する土地等が、同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による（改正法附則32⑤）。

なお、基盤強化法等改正法の施行の日以後に、旧措置法第34条の２第２項第25号に規定する農用地で同号に規定する農用地区域として定められている区域内にあるものが、基盤強化法等改正法附則第３条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第１条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条第２項の協議に基づき、同項の農地中間管理機構（同号に規定する農地中間管理機構に限る。）に買い取られる場合（措置法第34条第２項第７号（改正法附則第32条第３項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、当

該買い取られる場合を措置法第34条の２第２項第25号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する（改正法附則32⑥）。

4　農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の３）

農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除について、次の措置が講じられた。

(1)　適用対象となる「農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合」の範囲の改正

イ　農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除における農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画に係る措置について、農用地区域内にある土地等を農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった同法の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡した場合に改組された（措法34の３②二）。

ロ　適用対象となる農地中間管理機構（一定のものに限る。）に対し農用地区域内にある農地等を譲渡した場合から、農用地区域内にある土地等を農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった同法の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡した場合（上記イ）に該当する場合が除外された（措法34の３②一、措令22の９）。

(2)　適用対象となる「農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合」の範囲の縮減

適用対象から次に掲げる場合が除外された。

イ　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった同法の所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等の譲渡をした場合（旧措法34の３②三）

ロ　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法の認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡をした場合（旧措法34の３②七）

ハ　土地等につき集落地域整備法の事業が施行された場合において清算金を取得するとき（旧措法34の３②九）

《適用時期》

１　上記(1)の改正は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年４月25日現在未成立）（以下この《適用時期》において「基盤強化法等改正法」という。）の施行の日（公布後１年以内施行）から適用する（改正法附則１十一イ、改正措令附則１六）。

２　上記(1)の改正は、個人が基盤強化法等改正法の施行の日以後に行う措置法第34条の３第１項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧措置法第34条の３第１項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による（改正法附則32⑦、改正措令附則８①）。

なお、基盤強化法等改正法の施行の日以後に旧措置法第34条の３第２項第２号に規定する土地等を基盤強化法等改正法附則第５条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合（措置法第34条第２項第７号（改正法附則第32条第３項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は措置法第34条の２第２項第25号（改正法附則第32条第５項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用がある場合を除く。）には、当該譲渡した場合を措置法第34条の３第２項第２号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適

用する（改正法附則32⑧）。

4　上記⑵イの改正は、個人が令和４年４月１日前に行った旧措置法第34条の３第２項第３号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による（改正法附則32⑨）。

5　上記⑵ロの改正は、個人が令和４年４月１日前に行った旧措置法第34条の３第２項第７号に規定する土地の譲渡については、なお従前の例による（改正法附則32⑩）。

6　上記⑵ハの改正は、個人が令和４年４月１日前に行った旧措置法第34条の３第２項第９号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による（改正法附則32⑪）。

5　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の２、36の５）

⑴　適用期限の延長

特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限が令和５年12月31日まで２年延長された（措法36の２①②、36の５）。

⑵　適用対象となる買換資産の範囲の縮減

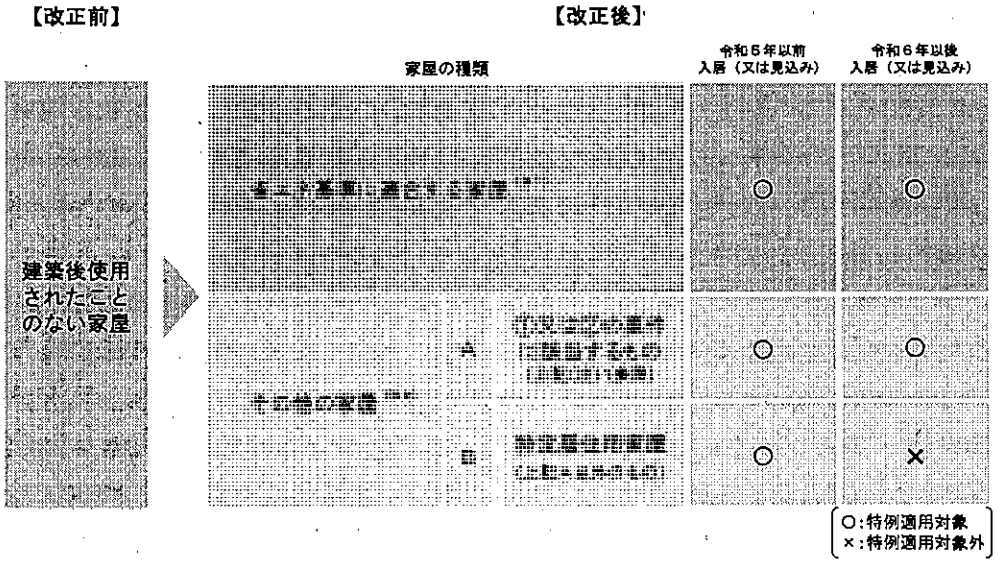
令和６年１月１日以後に個人の居住の用に供した又は供する見込みである建築後使用されたことのない家屋で特定居住用家屋(注1)に該当するものが適用対象となる買換資産から除外された（措法36の２①、36の５、措令24の２③一イ）。

また、この場合の添付書類に、上記の特定居住用家屋に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類(注2)が加えられた（措規18の４⑥）。

(注) 1　特定居住用家屋とは、住宅の用に供する家屋でエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準（省エネ基準）に適合するもの以外のもので、次の①又は②に掲げる要件のいずれにも該当しないものをいう（措法41㉕、措令26㉔㊲、令和４年国土交通省告示第456号）。

①	当該家屋が令和５年12月31日以前に建築基準法第６条第１項の規定による確認を受けているものであること。
②	当該家屋が令和６年６月30日以前に建築されたものであること。

（参考）改正イメージ



※1「省エネ基準に適合する家屋」とは、建築後使用されたことのない家屋で、評価方法基準第５の５の５－１⑶ハの等級４以上の基準（評価方法基準第５の５の５－１⑶ハに規定する結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び評価方法基準５の５の５－２⑶の等級４以上の基準に適合するものを示す。
2「その他の家屋」とは、建築後使用されたことのない家屋で、省エネ基準に適合する住宅以外のものを示す。

2　具体的には、下表の①から⑤までに掲げる書類のいずれかを提出する（措規18の21⑧一チ、令和４年国土交通省告示第422号、第455号）。

①	確認済証の写し又は検査済証の写し（令和５年12月31日以前に確認を受けたことを証するものに限る。）	
②	登記事項証明書（令和６年６月30日以前に建築されたことを証するものに限る。）	
③	住宅用家屋証明書（特定建築物用）	
④	Ａ及びＢの書類	Ａ　低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し Ｂ　住宅用家屋証明書（その写し）又は認定低炭素住宅建築証明書
⑤	住宅省エネルギー性能証明書又は建設住宅性能評価書の写し（ＺＥＨ水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅に該当することを証するものに限る。）	

《適用時期》

上記(2)の改正は、個人が令和４年１月１日以後に行う措置法第36条の２第１項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧措置法第36条の２第１項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による（改正措令附則８②）。

6　特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例（措法37の６）

○　適用対象となる交換分合の範囲の縮減

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例について、適用対象から集落地域整備法の規定による交換分合により土地等の譲渡をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合が除外された（旧措法37の６①二）。

《適用時期》

個人が令和４年４月１日前に行った旧措置法第37条の６第１項第２号に規定する交換分合による同項に規定する土地等の同項に規定する譲渡については、なお従前の例による（改正法附則32⑫）。

7　平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例（旧措法37の９）

○　特例の廃止

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例は、令和４年３月31日をもって廃止された（旧措法37の９）。

《適用時期》

個人が旧措置法第37条の９第１項に規定する取得をした日の属する年の12月31日後10年以内に行った同項に規定する事業用土地等の同項に規定する譲渡に係る所得税については、なお従前の例による（改正法附則32⑬）。

(注)　この特例は、先行取得をした日の属する年の12月31日後10年以内に個人の所有する他の事業用土地等を譲渡したときに適用できることとされており、この特例が適用できるのは令和２年分の譲渡所得までであることに留意する。

8　国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税措置（措法40の２）

○　適用対象となる重要文化財を譲渡した場合の範囲の拡充

適用対象に、重要文化財（土地を除く。）を博物館法に規定する公立博物館に該当する博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に譲渡した場合が加えられた（措法40の２、措令25の17の２①）。

《適用時期》

上記の改正は、博物館法の一部を改正する法律（令和４年法律第24号）の施行の日（令和５年４月１日）から適用する（改正措令附則１七）。

９　債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例（措法40の３の２）

⑴　適用期限の延長

特例の適用期限が令和７年３月31日まで３年延長された（措法40の３の２①）。

⑵　適用対象となる内国法人の範囲の改正

債務処理計画が平成28年４月１日以後に策定されたものである場合において同日前に株式会社地域経済活性化支援機構法の再生支援決定等の対象となった法人に該当しないものであることとの要件に、債務処理計画が同日以後に策定されたものである場合において同日前に産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人に該当しないものであることが加えられた（措法40の３の２①四ロ(3)）。

《適用時期》

上記⑵の改正は、措置法第40条の３の２第１項の個人が令和４年４月１日以後に行う同項の贈与について適用し、旧措置法第40条の３の２第１項の個人が同日前に行った同項の贈与については、なお従前の例による（改正法附則33）。

10　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の５）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和５年12月31日まで２年延長された（措法41の５⑦一）。

11　特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の５の２）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和５年12月31日まで２年延長された（措法41の５の２⑦一）。

〔震災特例法（譲渡所得）関係〕

１　被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例（震法11の７）

○　譲渡期限の要件の延長

譲渡期限の要件が10年から15年に５年延長された（震法11の７①②④⑤）。

２　被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例（震法12の３）

⑴　適用期限の延長

特例の適用期限が令和７年12月31日まで３年延長された（震法12の３、措法40の３の２①）。

⑵　適用対象の拡充

適用対象に、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている内国

法人（中小企業者に該当するものに限る。）で産業復興機構(注)の組合財産である債権の債務者であるものについて、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の一定の要件を満たすものが策定された場合が加えられた（震法12の３二）。

なお、債務処理計画に一定の債務免除等について定められていることとの要件について、債務処理計画に産業復興機構の組合財産である債権につき当該産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等が債務免除等をすることが定められている場合には、その要件を満たすものとされた（震令14の３）。

(注)　産業復興機構とは、被災地域において設立された株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に規定する特定投資事業有限責任組合であって一定の要件を満たすものをいう（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法59①）。

《適用時期》

上記の改正は、令和４年４月１日以後に震災特例法第12条の３に規定する債務処理に関する計画に基づき同条に規定する内国法人に資産を贈与する場合について適用し、同日前に旧震災特例法第12条の３に規定する債務処理に関する計画に基づき同条に規定する内国法人に資産を贈与した場合については、なお従前の例による（改正法附則73）。

《参考》改正法以外の法律の改正等により譲渡所得の特例に影響のあるもの

１　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の２）

○　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和４年４月25日現在未成立）による所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正に伴い、地域福利増進事業の範囲が拡充（備蓄倉庫等の災害関連施設や再生可能エネルギー発電設備の整備に関する事業を追加）した後も引き続き、同法の規定により行われた裁定に係る裁定申請書に記載された地域福利増進事業を行う事業者に対する一定の土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該地域福利増進事業の用に供されるものが優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の対象とされた（措法31の２②八の二）。

《適用時期》

上記の改正は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和４年４月25日現在未成立）の施行の日（公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日）から適用する（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則１）。

（参考）

○　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和４年４月25日現在未成立）第１条による改正後）（抄）

（定義）

第二条

１　省　略

２　この法律において「特定所有者不明土地」とは、所有者不明土地のうち、現に建築物（物置その他の政令で定める簡易な構造の建築物で政令で定める規模未満のもの又はその利用が困難

であり、かつ、引き続き利用されないことが確実であると見込まれる建築物として建築物の損傷、腐食その他の劣化の状況、建築時からの経過年数その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するもの（以下「簡易建築物等」という。）を除く。）が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地をいう。

3　この法律において「地域福利増進事業」とは、次に掲げる事業であって、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われるものをいう。

一～八　省　略

九　備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（非常用の電気又は熱の供給施設をいう。）その他の施設で災害対策の実施の用に供するものとして政令で定めるものの整備に関する事業

十　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）による再生可能エネルギー発電設備のうち、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定める要件に適合するものの整備に関する事業

十一・十二　省　略

4　省　略

2　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等（措法33、33の４）

(1)　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和４年４月25日現在未成立）による所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正に伴い、同法に規定する土地収用法の特例の対象となる土地の範囲が拡充（損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地を追加）した後も引き続き、当該土地収用法の特例の規定による収用があった場合が収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の対象とされた（措法33、33の４）。

(2)　博物館法の改正

博物館法の一部を改正する法律（令和４年法律第24号）による博物館法の改正に伴い、博物館の登録要件が見直された後も引き続き、博物館に関する事業のために収用により土地等が買い取られる場合について、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の対象とされた（措法33、33の４）。

《適用時期》

上記(1)の改正は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和４年４月25日現在未成立）の施行の日（公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日）から適用する（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則１）。

上記(2)の改正は、博物館法の一部を改正する法律（令和４年法律第24号）の施行の日（令和５年４月１日）から適用する（博物館法の一部を改正する法律附則１）。

（参考）

○　博物館法（抄）

（定義）

第二条　この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

２～４　省　略

（登録の審査）

第十三条　都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一　当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ　地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ　次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

(1)　博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

(2)　当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

(3)　当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二　当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

三　博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四　学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五　施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

六　一年を通じて百五十日以上開館すること。

２　都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たつては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

３　省　略

(3)　沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の延長

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和４年法律第７号）により沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成７年法律第102号）の期限が令和14年３月31日まで10年延長され、その延長後も引き続き特定駐留軍用地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができることとされた（沖特令34の３、措法33の４、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法制定附則②）。

（参考）

○　沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（抄）

附則

１　省　略

（この法律の失効）

２　この法律は、令和十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

３・４　省　略

３　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34）

○　博物館法の改正

博物館法の一部を改正する法律（令和４年法律第24号）による博物館法の改正に伴い、博物館に相当する施設の登録要件が見直された後も引き続き、重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が博物館法に規定する指定施設に該当する博物館又は植物園の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に買い取られる場合が適用対象とされた（措法34②四、措令22の７③）。

《適用時期》

上記の改正は、博物館法の一部を改正する法律（令和４年法律第24号）の施行の日（令和

５年４月１日）から適用する（博物館法の一部を改正する法律附則１）。

（参考）

○　博物館法（抄）

第五章　博物館に相当する施設

第三十一条　次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一　文部科学大臣　国又は独立行政法人が設置するもの

二　都道府県の教育委員会　国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）

三　指定都市の教育委員会　国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

２　前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

３～６　省　略

４　国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税措置（措法40の２）

○　博物館法の改正

博物館法の一部を改正する法律（令和４年法律第24号）による博物館法の改正に伴い、博物館に相当する施設の登録要件が見直された後も引き続き、重要文化財を博物館法に規定する指定施設に該当する博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に譲渡した場合が適用対象とされた（措法40の２、措令25の17の２）。

《適用時期》

上記の改正は、博物館法の一部を改正する法律（令和４年法律第24号）の施行の日（令和５年４月１日）から適用する（博物館法の一部を改正する法律附則１）。

〔措置法（山林所得）関係〕

○　山林所得に係る森林計画特別控除（措法30の２）

山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限が令和６年まで２年延長された（措法30の２①）。

第３　登録免許税関係

〔登録免許税法関係〕

１　登録免許税法の納付方法の拡充

○　納付の委託制度の創設

規制改革実施計画（令和３年６月18日閣議決定）を踏まえ、オンライン申請の場合だけでなく、書面申請の場合にもインターネットバンキング等による登録免許税の納付が可能とされ、登録免許税の納付の委託制度が次のとおり創設された。

(1)　概要

登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う納付受託者に対する一定の通知に基づき、クレジットカード等により納付しようとするときは、当該納付受託者に納付を委託することができることとされた（登法24の３①、登規23の２）。

なお、登記等を受ける者が上記の通知に基づき登録免許税を納付しようとする場合において、納付受託者が当該登録免許税の納付の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に登録免許税の納付があったものとみなして、延滞税に関する規定を適用することとされた（登法24の３③）。

（参考）

【改正前】

申請の態様	納付方法
書面 ・ オンライン	現金 （印紙）
オンライン	インターネットバンキング等

【改正後】

申請の態様	納付方法
書面 ・ オンライン	現金 （印紙）
	インターネットバンキング等
	クレジットカード等

(2)　納付受託者

登録免許税の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められる者であり、かつ、一定の要件に該当する者として登記等を所管する省庁の長（以下「所管省庁の長」という。）が指定するもの（以下「納付受託者」という。）は、当該登記等を受ける者の委託を受けて、納付事務を行うことができることとされた（登法24の４、登令30の２、登規23の４）。

(3)　納付受託者の納付等

納付受託者は、納付の委託を受けたときは、納付受託者が当該委託を受けた日の翌日から起算して11取引日（収納機関の休日以外の日をいう。以下同じ。）を経過した最初の取引日までの取引日で当該納付受託者に係る所管省庁の長が定める日（災害その他やむを得な

い理由によりその日までに納付することができないと当該所管省庁の長が認める場合には、その承認する日）（以下「納付受託者の納付に係る納付期日」という。）までに当該委託を受けた登録免許税を国に納付しなければならないこととされた（登法24の５①、登令30の３）。

また、納付受託者は、納付の委託を受けたときは、当該委託をした者にその旨を電子情報処理組織を使用して通知しなければならず（登規23の７①）、さらに、遅滞なく次の事項を当該委託に係る所管省庁の長に報告しなければならないこととされた（登法24の５②、登規23の８）。

イ　報告の対象となった期間並びに当該期間において納付の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日

ロ　上記イの期間において受けた納付の委託に係る納付書記載事項及び当該委託を受けた年月日

(4)　納付不足額があった場合の税務署長による徴収

納付受託者が納付の委託を受けた場合、登記機関は、当該納付受託者による登録免許税の額の納付の事実に係る情報が登録免許税の額の納付の事実の確認に係る事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならないこととされた（登法25、登規24三）。

登記機関は、登録免許税の納期限（納付受託者の納付に係る納付期日が当該納期限後に到来する場合には、納付受託者の納付に係る納付期日）後において、納付受託者が納付の委託を受けた登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知ったときは、遅滞なく、当該納付受託者の住所又は事務所の所在地の所轄税務署長に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知（以下「納付不足額の通知」という。）しなければならないこととされた（登法28③、登規26②）。

イ　登記等の区分及びその明細

ロ　登記等に係る課税標準及び登録免許税の額

ハ　上記ロの登録免許税の額のうち未納の金額

ニ　上記ロの登録免許税の納期限

ホ　登記等を受けた者の氏名又は名称及び当該登記等に係る登録免許税の納税地

ヘ　納付不足額の通知をする登記機関の官職及び氏名

ト　上記ロの登録免許税に係る登記官署等の名称及びその所在地

チ　納付受託者の納付に係る納付期日

リ　納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

ヌ　その他参考となるべき事項

また、税務署長は、納付不足額の通知を受けた場合には、国税の保証人に関する徴収の例により当該通知に係る納付していない登録免許税を当該通知に係る納付受託者から徴収することとされた（登法29②）。

なお、税務署長は、納付受託者が納付すべき登録免許税については、当該納付受託者に対して国税通則法第40条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該登録免許税に係る登記等を受けた者から徴

収することができないこととされた（登法29③）。

2　著作権の移転登録等に係る課税範囲、課税標準及び税率

著作権、出版権及び著作隣接権の移転登録等に係る税率等について、「相続又は法人の合併による移転の登録」に対応する税率等が追加され、下表のとおりとされた（登法別表第１の十(一)、(三)、十一(二)、(四)、十二(一)、(三)）。

※下線部分は改正箇所

登記の種類		課税標準	税率
著作権の移転の登録	相続又は法人の合併による移転の登録	著作権の件数	一件につき3,000円
	その他の原因による移転の登録	著作権の件数	一件につき18,000円
著作権を目的とする質権の移転の登録	相続又は法人の合併による移転の登録	著作権の件数	一件につき1,500円
	その他の原因による移転の登録	著作権の件数	一件につき3,000円
出版権の移転の登録	相続又は法人の合併による移転の登録	出版権の件数	一件につき3,000円
	その他の原因による移転の登録	出版権の件数	一件につき18,000円
出版権を目的とする質権の移転の登録	相続又は法人の合併による移転の登録	出版権の件数	一件につき1,500円
	その他の原因による移転の登録	出版権の件数	一件につき3,000円
著作隣接権の移転の登録	相続又は法人の合併による移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき3,000円
	その他の原因による移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき9,000円
著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	相続又は法人の合併による移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき1,500円
	その他の原因による移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき3,000円

3　非課税法人

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が登録免許税法別表第三（登録免許税の非課税登記）掲名法人から同法別表第二（非課税法人）掲名法人に変更された（登法４、５、別表第２、別表第３の十九の二、令和４年財務省告示第97号）。

4　非課税登記等

不動産登記法の一部改正により創設された相続人申告登記や職権による氏名等の変更登記等

の職権登記について、登記官が職権に基づいてする登記の非課税措置を適用することとされた（登法５二、登令２）。

（参考１）

○　不動産登記法（抄）

（相続等による所有権の移転の登記の申請）

第七十六条の二　所有権の登記名義人について相続の開始があったときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により所有権を取得した者も、同様とする。

２・３　省　略

（相続人である旨の申出等）

第七十六条の三　前条第一項の規定により所有権の移転の登記を申請する義務を負う者は、法務省令で定めるところにより、登記官に対し、所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を申し出ることができる。

２　省　略

３　登記官は、第一項の規定による申出があったときは、職権で、その旨並びに当該申出をした者の氏名及び住所その他法務省令で定める事項を所有権の登記に付記することができる。

４～６　省　略

（職権による氏名等の変更の登記）

第七十六条の六　登記官は、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があったと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記をすることができる。ただし、当該所有権の登記名義人が自然人であるときは、その申出があるときに限る。

（参考２）相続人申告登記のイメージ（法務省作成パンフレット「所有者不明土地の解消に向けて不動産に関するルールが大きく変わります。」から抜粋）

相続登記の申請の義務化 令和6年4月1日施行



どうして相続登記の申請が義務化されるの？

相続が発生してもそれに伴って相続登記がされない原因として、①これまで相続登記の申請は任意とされており、かつ、その申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少なかったこと、②相続した土地の価値が乏しく、売却も困難であるような場合には、費用や手間を掛けてまで登記の申請をする意欲がわきにくいことが指摘されています。

そのため、**相続登記の申請を義務化**することで、所有者不明土地の発生を予防しようとしています。

相続登記の申請義務についてのルール

Ⓐ **基本的なルール**

相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

「被相続人の死亡を知った日」からではないから、不動産を取得したことを知らなければ3年の期間はスタートしないよ！



Ⓑ **遺産分割が成立した時の追加的なルール**

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

Ⓐ・Ⓑともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

相続人申告登記 令和6年4月1日施行



相続登記の申請って大変じゃないの？

不動産を所有している方が亡くなった場合、その相続人の間で遺産分割の話し合いがまとまるまでは、全ての相続人が法律で決められた持分（法定相続分）の割合で不動産を共有した状態になります。

この共有状態を反映した相続登記を申請しようとする場合、法定相続人の範囲や法定相続分の割合を確定しなければならないため、全ての相続人を把握するための資料（戸籍謄本など）の収集が必要となります。

そこで、**より簡易に相続登記の申請義務を履行することができるようにする仕組みが新たに設けられました。**

新しく「相続人申告登記」が設けられました

①登記簿上の所有者について相続が開始したことと、②自らがその相続人であることを登記官に申し出ることで、相続登記の申請義務（上記Ⓐ）を履行することができます。

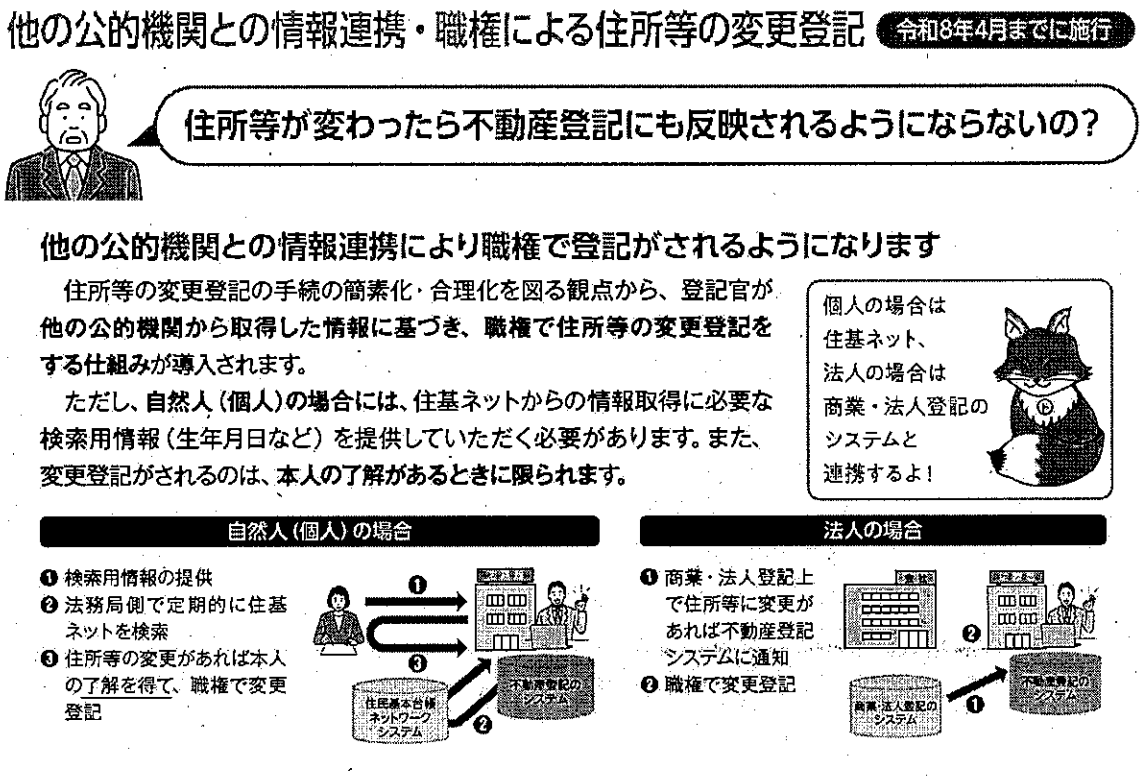
この申出がされると、申出をした相続人の氏名・住所等が登記されますが、持分の割合までは登記されないので（※）、全ての相続人を把握するための資料は必要ありません(自分が相続人であることが分かる戸籍謄本等を提出すればOK)。

一人の相続人が相続人全員分をまとめて申出をすることもできるよ。



※相続によって権利を取得したことまでは公示されないので、相続人申告登記は従来の相続登記とは全く異なるものです。

（参考３）職権による住所等変更登記のイメージ（法務省作成パンフレット「所有者不明土地の解消に向けて不動産に関するルールが大きく変わります。」から抜粋）



〔措置法（登録免許税）関係〕

○　特例の延長等

(1)　住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減（措法72の２）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法72の２）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の保存登記	4/1,000	1.5/1,000

(2)　住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減（措法73）

イ　適用対象となる建築後使用されたことのある住宅用家屋の範囲の改正

適用対象となる建築後使用されたことのある住宅用家屋の範囲について、経過年数基準に適合するものであることを廃止し、耐震基準に適合するもの（昭和57年１月１日以後に建築されたこと又は耐震基準に適合することが証明されたもの）であることに一本化された（措法73、措令42①二）。

ロ　適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法73）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	3/1,000

(3) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減（措法74）

○ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法74）。

（参考）

登記の種類		本則	一般住宅(注)	軽減税率
所有権の保存登記		4/1,000	1.5/1,000	1/1,000
所有権の移転登記	戸建て	20/1,000	3/1,000	2/1,000
	戸建て以外			1/1,000

(注) 「一般住宅」欄は、住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減（措法72の２）又は住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減（措法73）を適用した場合の登録免許税の税率を参考として掲載している。以下(4)及び(5)において同じ。

(4) 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減（措法74の２）

○ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法74の２）。

（参考）

登記の種類	本則	一般住宅	軽減税率
所有権の保存登記	4/1,000	1.5/1,000	1/1,000
所有権の移転登記	20/1,000	3/1,000	

(5) 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減（措法74の３）

イ 適用対象となる建築後使用されたことのある住宅用家屋の範囲の改正

上記(2)イに同じ（措法74の３①、措令42の２の２①）。

ロ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法74の３）。

（参考）

登記の種類	本則	一般住宅	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	3/1,000	1/1,000

(6) 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減（措法75）

イ 適用対象となる建築後使用されたことのある住宅用家屋の範囲の改正

上記(2)イに同じ（措法75、措令42の２の３①）。

ロ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法75）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
抵当権の設定登記	4/1,000	1/1,000

(7) マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税（措法76）

○ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法76）。

（参考）

登記の種類		本則	特例措置
マンション建替事業の施行者等が受けるもの	権利変換手続開始の登記	4/1,000	免税
	旧マンションの区分所有権又は敷地利用権の取得の登記	20/1,000	免税
	権利変換後の土地に関する権利について必要な登記	20/1,000等	免税
マンション敷地売却組合が受けるもの	分配金取得手続開始の登記	4/1,000	免税
	マンションの区分所有権又は敷地利用権の取得の登記	20/1,000	免税
	権利消滅期日後の売却マンション及びその敷地に関する権利について必要な登記	20/1,000等	免税
マンション敷地分割組合等が受けるもの	敷地権利変換手続開始の登記	4/1,000	免税
	敷地権利変換後の土地及びその権利について必要な登記	20/1,000等	免税

(8) 農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（措法77）

○ 適用対象となる農用地等の取得の範囲の改正

適用対象を農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農用地利用集積等促進計画に基づく農用地等の取得に改組された（措法77）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	10/1,000

《適用時期》

１　上記の改正は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年４月25日現在未成立）（以下この《適用時期》において「基盤強化法等改正法」という。）の施行の日（公布後１年以内施行）から適用する（改正法附則１十一イ）。

２　上記の改正は、基盤強化法等改正法の施行の日以後に措置法第77条に規定する者が同条に規定する土地を取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に旧措置法第77条に規定する者が同条に規定する土地を取得した

場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による（改正法附則52①）。

なお、基盤強化法等改正法の施行の日以後に基盤強化法等改正法附則第５条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に係る改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第４条第３項第１号に規定する利用権設定等促進事業により旧措置法第77条に規定する土地の取得をする場合には、措置法第77条に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより同条に規定する土地の取得をしたものとみなして、同条の規定を適用する（改正法附則52②）。

(9) 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（措法77の２）

○ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法77の２）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	10/1,000

(10) 認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減（措法80①）

○ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法80①）。

（参考）

登記の種類		本則	軽減税率
株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記		7/1,000	3.5/1,000 (注)
合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記		1.5/1,000（資本金の額を超える部分は7/1,000）	1/1,000（資本金の額を超える部分(注)は3.5/1,000）
分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記		7/1,000	5/1,000 (注)
法人の設立等	不動産の所有権の移転登記	20/1,000	16/1,000
	船舶の所有権の移転登記	28/1,000	23/1,000
合併による法人の設立等	不動産の所有権の移転登記	4/1,000	2/1,000
	船舶の所有権の移転登記	4/1,000	3/1,000
分割による法人の設立等	不動産の所有権の移転登記	20/1,000	4/1,000
	船舶の所有権の移転登記	28/1,000	23/1,000

(注) 一定の方法により計算した増加した資本金の額のうち、3,000億円を超える部分を除く。

(11) 創業促進のための株式会社等の設立登記の税率の軽減（措法80②）

○ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法80②）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
株式会社の設立登記	7/1,000 （最低税額15万円）	3.5/1,000 （最低税額７万５千円）
合名会社又は合資会社の設立登記	６万円	３万円
合同会社の設立登記	7/1,000 （最低税額６万円）	3.5/1,000 （最低税額３万円）

⑿　認定経営力向上計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（措法80③）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法80③）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産の所有権の移転登記	20/1,000	16/1,000
合併による不動産の所有権の移転登記	4/1,000	2/1,000
分割による不動産の所有権の移転登記	20/1,000	4/1,000

⒀　経営強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減（措法80の２）

イ　適用対象となる登記の範囲の拡充

適用対象となる登記の範囲に、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の認定を受けた実施計画（資金交付契約に関する事項が記載されているものに限る。）に基づき行う組織再編成等に係る登記が加えられた（措法80の２）。

ロ　適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法80の２）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	7/1,000	3.5/1,000
合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	1.5/1,000 （資本金の額を超える部分は7/1,000）	1/1,000 （資本金の額を超える部分は3.5/1,000）
分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	7/1,000	5/1,000
合併による法人の設立等の場合の不動産の所有権の移転登記	4/1,000	2/1,000
分割による法人の設立等の場合の不動産の所有権の移転登記	20/1,000	4/1,000
法人の設立等の場合の抵当権の移転登記	2/1,000	1.5/1,000
合併による法人の設立等の場合の抵当権の移転登記	1/1,000	0.5/1,000

登記の種類	本則	軽減税率
分割による会社の設立等の場合の抵当権の移転登記	2/1,000	1/1,000

(14) 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減（措法81）

イ　軽減税率の引き上げ

令和５年４月１日以後に認定を受ける特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき取得する不動産の所有権の移転登記に対する税率が1,000分の13（改正前：1,000分の10）に引き上げられた（措法81①）。

ロ　適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法81）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	13/1,000
所有権の保存登記	4/1,000	2/1,000

《適用時期》

上記イの改正は、令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に認定を受ける特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき取得する不動産の所有権の移転登記に対する税率は、1,000分の10となる（改正法附則52③）。

(15) 特定国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減（措法82）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法82）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の保存登記	4/1,000	3.5/1,000
抵当権の設定登記	4/1,000	

(16) 低未利用土地権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減（措法83の２）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法83の２）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	10/1,000
地上権又は賃借権の設定又は移転の登記	10/1,000	5/1,000

⑰　特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税（措法83の４）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法83の４）。

⑱　特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記の免税（措法84の２の２）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（措法84の２の２）。

（参考）

登記の種類	本則	特例措置
所有権の移転登記	20/1,000	免税

⑲　相続に係る所有権の移転登記等の免税（措法84の２の３）

イ　適用対象となる土地の範囲の拡充等（措法84の２の３②）

(イ) 適用対象となる土地の区域の要件（改正前：市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を特に図る必要があるもの）が廃止されたことにより、市街化区域内の土地が適用対象に加えられた（措法84の２の３②、措令44の２）。

(ロ) 適用対象となる土地の価額の上限が100万円（改正前：10万円）に引き上げられた（措法84の２の３②）。

ロ　適用期限の延長

特例の適用期限が令和７年３月31日まで３年延長された（措法84の２の３①②）。

〔震災特例法（登録免許税）関係〕

○　特例の延長

⑴　帰還・移住等環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等の税率の軽減（震法40の４）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和７年３月31日まで３年延長された（震法40の４）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	10/1,000
地上権又は賃借権の設定又は移転の登記	10/1,000	5/1,000

⑵　経営強化計画に基づき行う登記の税率の軽減（震法41の２）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和６年３月31日まで２年延長された（震法41の２）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	7/1,000	1.5/1,000
合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	1.5/1,000 （資本金の額を超える部分は7/1,000）	1/1,000 （資本金の額を超える部分は1.5/1,000）
分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	7/1,000	1.5/1,000
合併による法人の設立等の場合の不動産の所有権の移転登記	4/1,000	1/1,000
法人の設立等の場合の抵当権の移転登記	2/1,000	1/1,000
合併による会社の設立等の場合の抵当権の移転登記	1/1,000	0.5/1,000

第４　その他

１　修正申告書等の記載事項の整備（通法19、23）

修正申告書及び更正請求書の記載事項から、その申告前又はその請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を除外することとされた（通法19④、23③）。

《適用時期》

上記の改正は、令和４年12月31日以後に課税期間が終了する国税（課税期間のない国税については、同日後にその納税義務が成立する当該国税）に係る修正申告書又は更正請求書について適用し、同日前に課税期間が終了した国税（課税期間のない国税については、同日以前にその納税義務が成立した国税）に係る修正申告書又は更正請求書については、なお従前の例による（改正法附則20①）。

(注)　所得税及び贈与税は「課税期間がある国税」に該当し、相続税は「課税期間のない国税」に該当するため、所得税及び贈与税は令和４年分の修正申告書等から、相続税は令和５年１月１日以後の相続等に係る修正申告書等から適用する。

２　記帳水準の向上に資するための加算税の加重措置の整備（通法65、66）

過少申告加算税制度及び無申告加算税制度について、納税者が、一定の帳簿（その電磁的記録を含む。）に記載すべき事項等に関しその修正申告等又は期限後申告等があった時前に、当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき（当該納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）の過少申告加算税の額又は無申告加算税の額は、通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額に当該修正申告等又は期限後申告等に係る納付すべき税額（当該帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実に基づく税額を控除した税額に限る。）の100分の10（次の(2)に掲げる場合に該当する場合には、100分の５）に相当する金額を加算した金額とすることとされた（通法65、66）。

(1)　当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかった場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載すべき事項等のうち、納税申告書の作成の基礎となる重要なものとして一定の事項（下記(2)において「特定事項」という。）の記載等が著しく不十分である場合として一定の場合

(2)　当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載すべき事項等のうち、特定事項の記載等が不十分である場合として一定の場合（上記(1)に掲げる場合を除く。）

《適用時期》

上記の改正は、令和６年１月１日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する（改正法附則20）。

３　国外財産調書等関係（国送法５～６の３）

国外財産調書制度及び財産債務調書制度について、次の見直しを行うこととされた。

(1)　国外財産調書等の提出期限の見直し

国外財産調書及び財産債務調書の提出期限をその年の翌年の６月30日（改正前：その年の翌年の３月15日）とすることとされた（国送法５①、６の２①）。

(2) 提出期限後に国外財産調書等が提出された場合の宥恕規定の見直し

提出期限後に提出された国外財産調書を提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が、その国外財産調書に係る国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税についての調査通知がある前にされたものである場合に限り、適用することとされた（国送法６⑥）。

(注) 提出期限後に提出された財産債務調書を提出期限内に提出されたものとみなす措置についても、同様とすることとされた（国送法６の３③）。

(3) 財産債務調書の提出義務者の見直し

改正前の財産債務調書の提出義務者のほか、居住者は、その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する場合には、財産債務調書を、その年の翌年の６月30日までに、所轄税務署長に提出しなければならないこととされた（国送法６の２③）。

また、相続開始年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する相続人は、相続開始年の年分の財産債務調書については、相続等により取得した財産又は債務を除外したところにより提出することができることとされ、この場合の財産債務調書の提出義務については、相続等により取得した財産（相続開始年に取得したものに限る。）を除外して判定することとされた（国送法６の２④）。

(4) 財産債務調書等の記載事項の見直し

財産債務調書への記載を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用財産」の取得価額の基準を300万円未満（改正前：100万円未満）に引き上げるほか、財産債務調書及び国外財産調書の記載事項について運用上の見直しを行うこととされた（調書通達）。

《適用時期》

1 上記(1)の改正は、令和５年分以後の国外財産調書又は財産債務調書について適用し、令和４年分以前の国外財産調書又は財産債務調書については、なお従前の例による（改正法附則72①③）。

2 上記(2)の改正は、国外財産調書又は財産債務調書が令和６年１月１日以後に提出される場合について適用し、国外財産調書又は財産債務調書が同日前に提出された場合については、なお従前の例による（改正法附則72②）。

3 上記(3)の改正は、令和５年分以後の財産債務調書について適用する（改正法附則72④）。

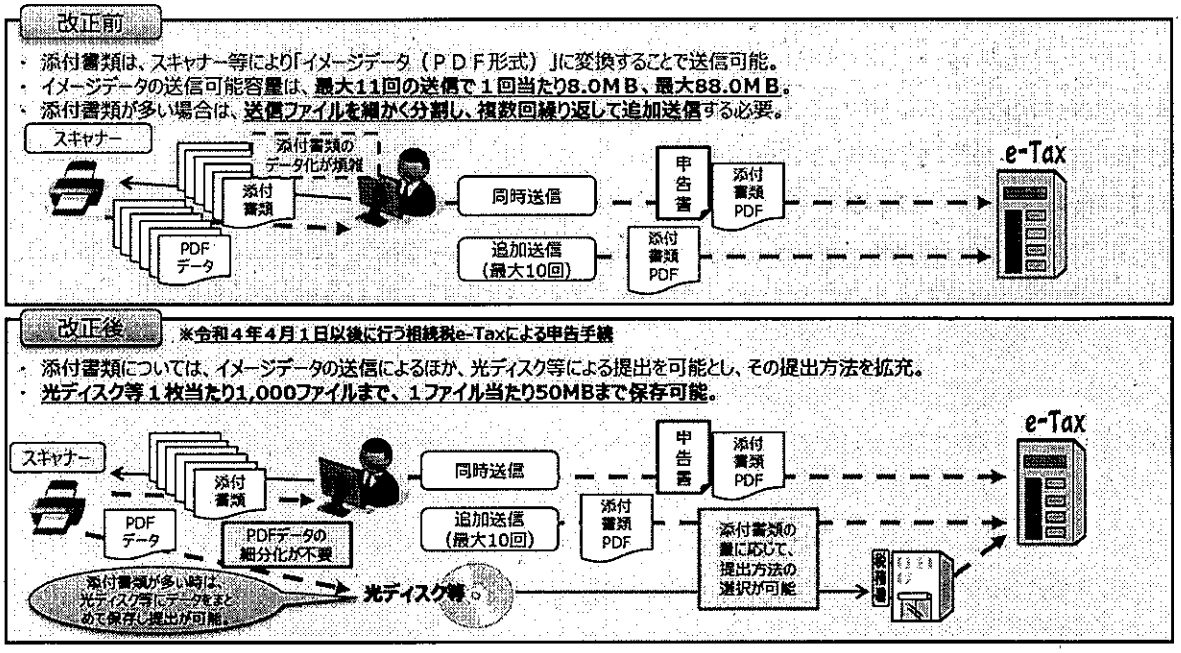
4 上記(4)の改正は、令和５年分以後の国外財産調書又は財産債務調書について適用する（調書通達）。

4 添付書面等記載事項の提供方法の見直し（オン化省令５）

電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）による相続税の申告書の添付書面等記載事項の提供方法に、光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法が加えることとされた（オン化省令５③四、平成30年国税庁告示５号）。

《適用時期》

上記の改正は、令和４年４月１日以後に行う相続税の申告について適用する（令和４年国税庁告示17号附則３）。


改正前
・添付書類は、スキャナー等により「イメージデータ（ＰＤＦ形式）」に変換することで送信可能。
・イメージデータの送信可能容量は、最大11回の送信で１回当たり8.0ＭＢ、最大88.0ＭＢ。
・添付書類が多い場合は、送信ファイルを細かく分割し、複数回繰り返して追加送信する必要。
スキャナー
添付書類のデータ化が煩雑
添付書類
PDFデータ
同時送信
追加送信（最大10回）
申告書
添付書類PDF
添付書類PDF
e-Tax
改正後
※令和４年４月１日以後に行う相続税e-Taxによる申告手続
・添付書類については、イメージデータの送信によるほか、光ディスク等による提出を可能とし、その提出方法を拡充。
・光ディスク等１枚当たり1,000ファイルまで、１ファイル当たり50MBまで保存可能。
スキャナー
添付書類
PDFデータ
PDFデータの細分化が不要
同時送信
追加送信（最大10回）
申告書
添付書類PDF
添付書類PDF
添付書類の量に応じて、提出方法の選択が可能
e-Tax
添付書類が多い時は、光ディスク等にデータをまとめて保存し提出が可能。
光ディスク等